刑政第41巻第12号
矯正図書館

刑政

第四十一卷　十二月號　第十二號

社會に對する行刑教育　卷頭言　2
刑政時論　A生　4
恩赦の詔書下る　6
御大禮雜記　記者　18
京都博の即賣會　小山博　16
表彰したる人々　30
全國刑務所武道大會　掛樋生　24
藤井氏の恩賞拜受　住江敬義　22
刑務官の使命　印南於菟吉　37
同顧三十有餘年　河野純孝　32
收容者處遇の要諦　江村繁太郎　44
國家の己性　二荒芳德　85
獨逸憲法十週年記念日に　正木亮　75
減刑令の説明・勤續表彰式・少年受刑者の教練・諸國行脚・見學紀行
犯人樂覽・和蘭の行刑改革・府中刑務所を訪ふ・刑政研究資料・其他

財團法人 刑務協會發行

矯正図書館

御大禮記念寫眞(一)

◆

鹵簿肅々として宮城を出づ

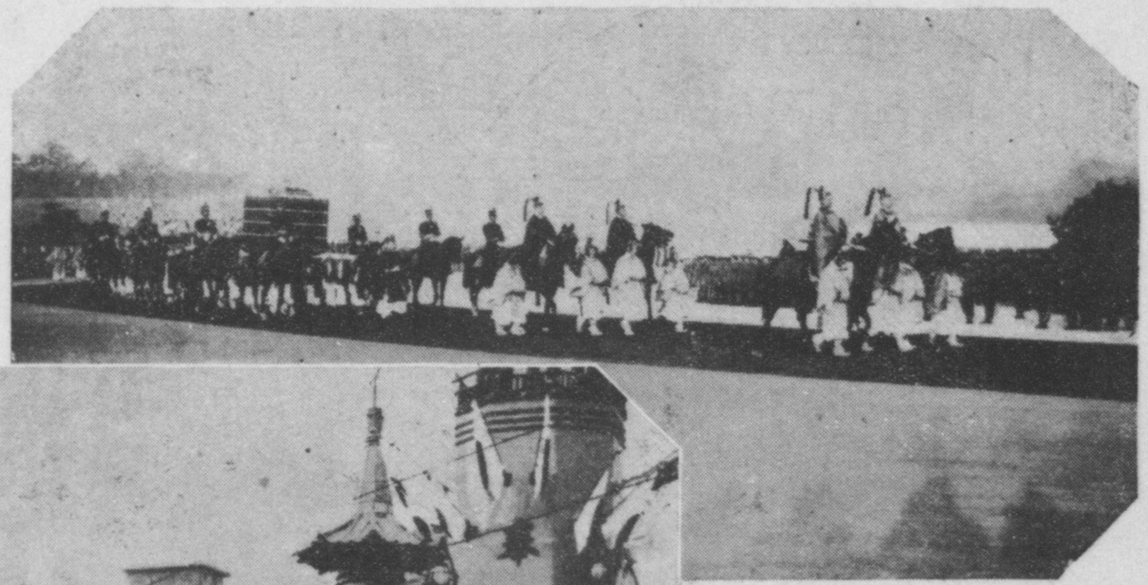

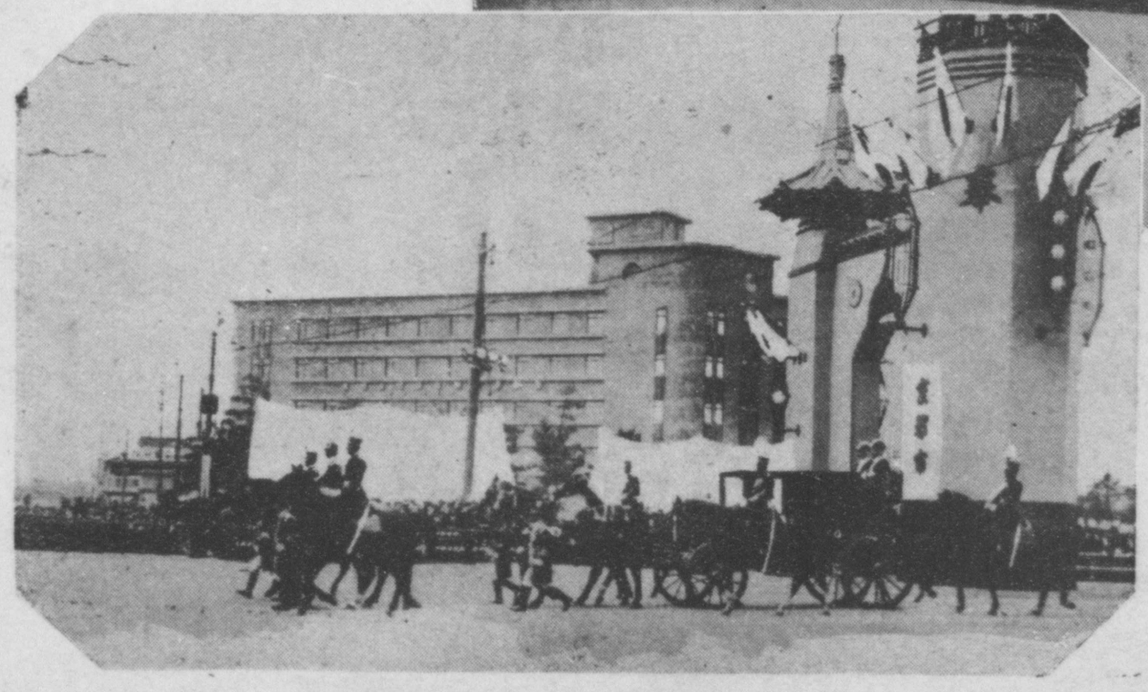

◆

玉砂の音さわやかに

京都驛前の光景

刑政第41巻第12号

矯正図書館

御大禮記念寫眞（二）

京都驛樓上より見たる

大奉祝門

洛北植物園に催されたる三千名の大禮參列者招待の大園遊會來賓に挨拶せる土岐市長

孫子に手をひかれて鹵簿奉拜に

任務を了へて本部に引上げた京都出張の編輯部員

下圖　東京馬場先門前の夜景

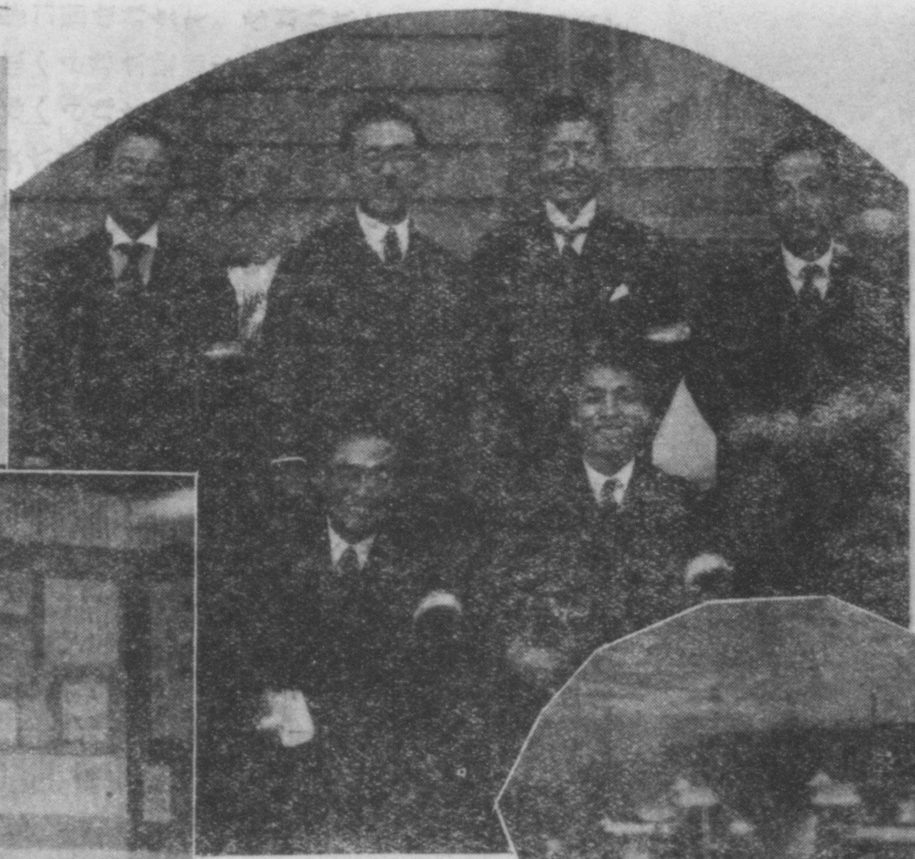

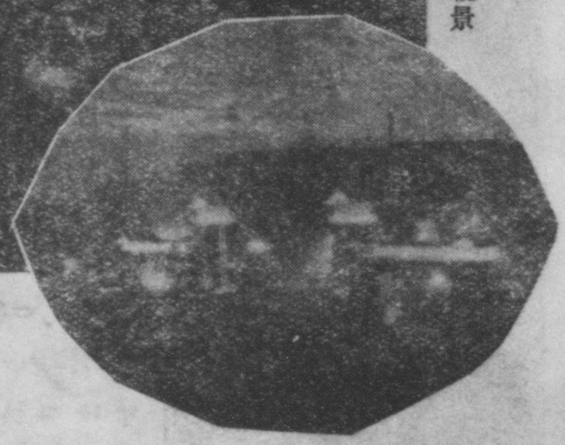

光榮の我等が恩人

京都の藤井春治郎氏

（本文記事參照）

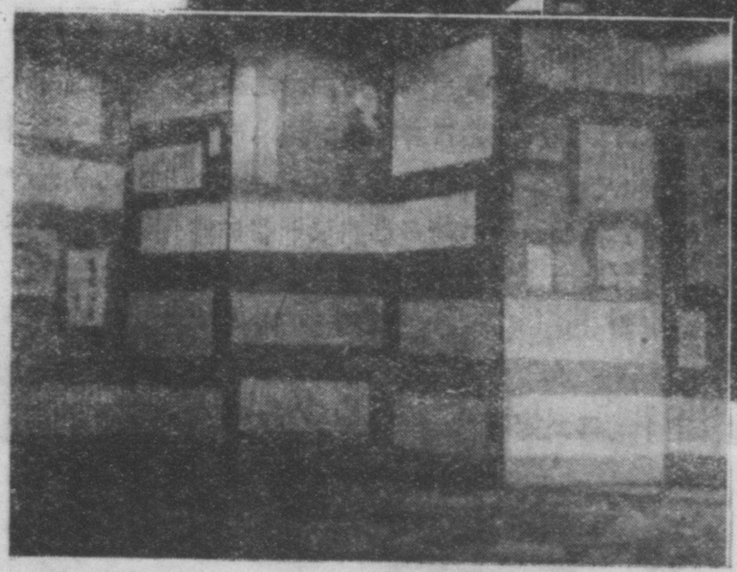

各方面より送られた

感激と表彰の手紙

刑政第41巻第12号

社會に對する行刑教育

行刑の本質は教育にあります。この教育は、一面受刑者に對するものであり、他面一般社會に對するものであります。

◇

まづ受刑者に對する行刑の本質は、受刑者に對する復讐や應報でなく、彼等を合法的生活へ復歸せしめんが爲めになさるる再教育であります。これ、さきにランザこれを唱へ、ちかく、リープマンの和するところであります。されば、刑務所における教育は、その重點を受刑者が社會に復歸したときの教育に置かねばなりません。かくて、行刑の極致は、善良なる受刑者の養成でなくして、善良なる市民の養成に存するのであります。

◇

いはゆる善良なる受刑者は、必ずしも善良なる市民とはいへません。いふまでもなく、受刑者を勞働と規律に馴致せしむることは缺くべからざることです。この目標は、冷やゝかな强制と威壓を以てすれば、かなり容易に把握することが出來ませう。精神的均衡に乏しい多くの受刑者は、ひとたまりもなく、この强制、威壓の前に降伏しませう。そこにいはゆる善良なる受刑者が現はれませう。しかし、かくして作られたいはゆる善良受刑者は、畢竟一つの畸形兒たるに過ぎません。いはゞ、强制と威壓なる松葉杖にすがつてのみ歩行することを教へられたものたるを免がれません。この畸形兒が一旦釋放せられ、久しきに亘つて加へられた强制と威壓から解放せられたとき、彼等は杖なくして歩行せねばならぬ立場に置かれます。あはれなるこの畸形兒は忽ち

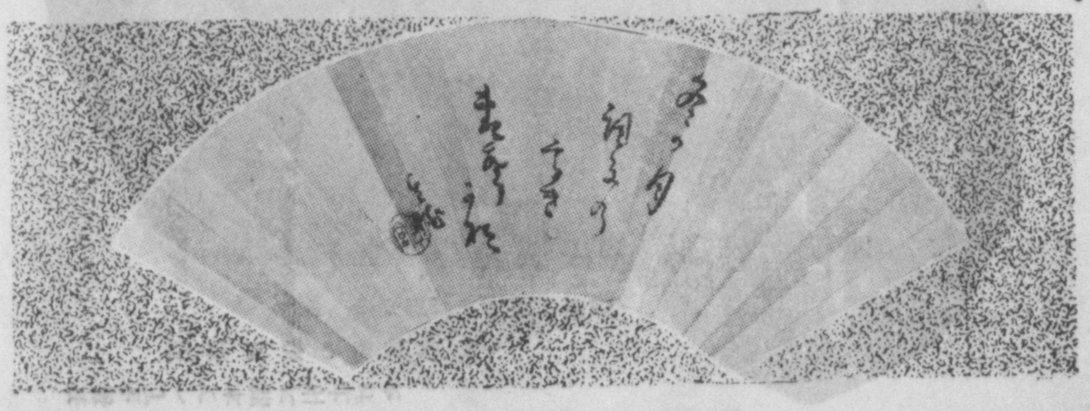

崩壞の憂目にあはずしてすむでしやうか！　いな、場合によつては、これが反動となつてその反社會性を極度に發揮する動因にもなりませう。愼しむべきは力の行刑です。私が再三『力の行刑を去つて愛の行刑に還れ』と叫ぶ所以亦實に爰に存するのであります。

◇

顧みて社會に對する行刑教育の點を見ませう。善良なる市民たり得べき資質を養成された受刑者が、社會に復歸しその一員となるには、實に英雄的な努力を要します。社會の釋放者に對する態度は、いまなほ近視眼的であり、峻烈であります。その愚やむしろ憫むべきものですが、この無理解こそ善良なる釋放者の大部分を駈つて再び邪道に赴かしむるの契機を爲すものであります。されば、社會に對するこの點の啓蒙運動が奏功せない限り、行刑は永遠に沙上に築かれた樓閣なることに甘んぜねばなりません。こゝに社會に對する行刑教育の必要が基礎づけられるのであります。

◇

社會に對する行刑教育には、さしあたり積、消の二方法が考慮されます。積極的方法としては、刑務官はいままでの高踏的な態度をかなぐりすてゝ、勇敢に社會に進出することであります。消極的方法としては、行刑に對し素人的要素を參加せしむることであります。一の行刑陪審とでも申しませうか。これに因つて彼等の意見を容れるとともに、また彼等に行刑教育を施すことが出來ませう。これらの方法によつて、恐らくは、從來行刑の成果を無慘に踏みにじつた輿論の改善が期待されることと思ひます。されは、われ等は社會に對する行刑教育の完成に一段の精進をせねばなりません。

（たけいちらう）

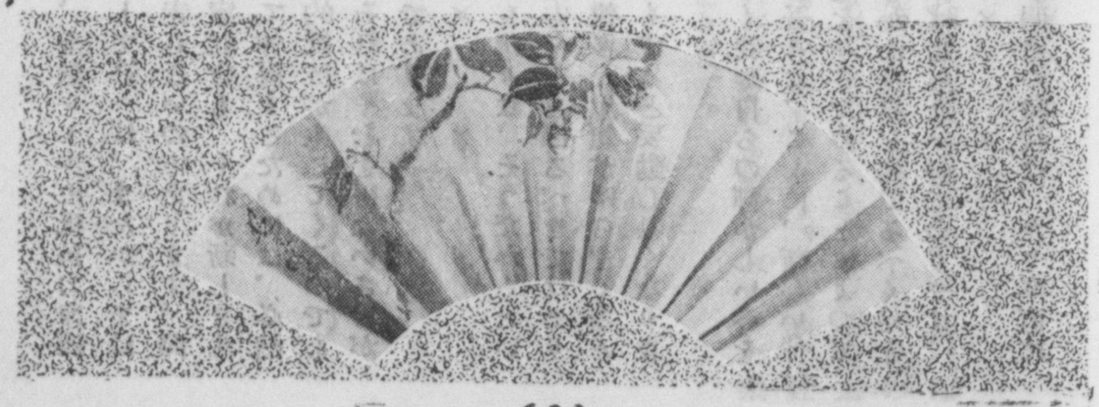

矯正図書館

昭和の御大禮に際し、私共が今更のやうに驚異にちかい感激をもつて、凝視させられたものは、この祖國、日本の若き輝かしい姿であります。

久遠の歩み――この夢のやうな詩のやうな情景をまざ〳〵とこの我等日本自からの姿にみつめさゝれたのであります。さうしてこの新しい喜悅は、或る種の人達が感じてゐた不安を一掃して、より充實へと伸展してゆくものゝ力强い自覺をそゝらずには居りませんでした。

思想はいくらか動搖してゐるかも知れません。社會の制度の上にも缺陷が無いとは云へません。併し思想の動搖も制度の缺陷も或る點から申しますと、伸びゆくものゝ必然の姿であります。

生きのびるところに動搖が生じます。而て今この動搖が新しく吾々に混亂への暗いそれでなくして、よりあかるみへ動きゆくものゝそれであつたことを、はつきりと知得したのであります。

汽車がより早く走るためには、出來るだけ、抵抗力を尠くする必要があります。社會が圓滿平和に祝福されるためには、可及的に缺陷をなくする必要があります。行刑の機能も其の重大なる使命をこゝにもつてをります。犯罪者といふ社會的機能上の缺陷をなくして美しい淨い社會をつくるべく働きをもつてゐるのであります。

けれども又一面汽車は、出來るだけ抵抗力を少くせねばよく走らないけれども、全然レールに抵抗力摩擦力をなくして終へば、またからまはりをして走らないのであります。同じ樣に國家社會も、それが新しき生命をもつて伸展するためには、必然的に社會的抵抗が生じてくるのであります。それはやむを得ないさけがたいことであります。

× ×

けれども我々は、そうだからといつて、偷安をむさぼるべきではありません。雜多な思想がゆらぎくるところ、ともすると妄動し易くなります。

新らしく我等自らの輝かしい姿を見つめた吾々は、こゝに、新しい伸展の方途をみさだめることによつてより聖らかな世界を建てるべく足をのばさねばならないのであります。

× ×

蓋し、明治の時代は、たゞ卒直に

新しい世界へと驀進した勇猛の姿であります。大正の時代は、そのゝびた吾自身を反省してゐた時代でありました。

この思想的精算が、一部に所謂不詳事として現れたのでありました。

精算から新時代へ――これが昭和の現實であります。而てこゝに、吾々がふかく反省し、新しい旅へと歩みつゞける覺悟が必要とされます。

× ×

この新しい旅への覺悟は、たゞの傳統奉持であつてはなりません。思想なり制度なりにするどい批判を加ふることによつて、正しきものへと躍進せねばなりません。輝く昭和には、その名にふさはしい文化國が建設されねばなりません。さうして、新しく發見した祖國は力と悅びとを以て勇ましくその歩みをふみ出したのであります。思想の善導も社會教化もふかい自覺からくる現實に即したものでなくては、眞實の歷史的展開を導くものでないでありませう。否、眞實の道を進みゆくところ「自然法爾」として善導があり教化が生れるのであります。

× ×

御盛典に際して、仁慈は洽くたれ御恩澤は、刑辟の人にも及びました。これについても吾々は、我が使命の重大なることを今更らのやうに感じさせられると共にます〳〵この業務の充實が緊急なことであることを意識させられます。

由來、外國に於ても恩赦はありましたが、我が國に於ける恩赦とは、その內容に於て全くちがつてゐるのであります。法の缺陷を補足するために行ふたり、威力を示すために行はれたりするのでなくて、聖德の余澤であります。こゝに世界無比の日本の姿があります。

× ×

國民司法參與の陪審法も、ぼつぼつと施行されてまゐりました。この思想は延いて行刑の本質上にも及ぶべきものでありませう。民衆的、社會的行刑、それも考慮すべき一の槪念であります。

（A 生）

矯正図書館

詔書

朕大統ヲ承ケ茲ニ大禮ヲ行フニ方リ有衆ト共ニ其ノ慶ヲ同クセムコトヲ欲シ遍ク仁澤ヲ及ホシ特ニ有司ニ命シテ恩赦ヲ行ハシム百僚有衆其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

御名御璽

昭和三年十一月十日

各大臣副署

恩赦の詔書下る

減刑令、復權令其他

司法大臣謹話

詔書を拜して

原司法大臣謹話

本日　今上陛下御即位の大禮を行はせらるゝに當り畏くも恩赦の　大詔を渙發あらせられ　仁澤を洽くせしめらるゝの睿旨を拜戴致しましたことは誠に感激に勝へぬ所であります、私共奉行の任に膺ります者は謹みて洪大無邊なる聖慮を奉體　致しまして此の　詔書に該當しまする者は皆其の　恩澤に霑洽せしめ一人も遺漏なからんことを期して居る次第であります。此の恩赦の詔書に基きまして本日公布せられました勅令は私の所管から申せば減刑令、復權令及公證人等の懲戒免除に關するものであります。而して減刑令に依れば同令第六條に掲げてある特別の罪を除き其の他の罪を犯し御即位式の日の前日までに判決の確定したるものは大體に於て刑期の四分の一又は殘刑期の二分の一を減刑せらるゝのであります。又復權令に依れば先に罰金以上の刑に處せられ其の執行を終り又は免除を得たる日より御即位式の日の前日までに十年以上經過し且つ其の間再び刑に處せられたことのないものは總て其の罪に因て喪失又は停止せられて居つた資格を回復するのであります、次に公證人等の懲戒免除に關する勅令でありますが、從來は官吏のみが免除せられて居りまして公證人、辯護士、司法代書人等官吏に非ずして法律に依り懲戒に付せられた者は恩赦に浴せなかつたのであります。然るに今回は特に此等のものにも赦宥の慈旨を降し給ひ公證人、辯護士又は司法代書人にして昭和三年十一月十日前の所爲に付懲戒の處分を受けた者に對しては將來に向つて懲戒を免除し、又未だ處分を受けざる者に對しては懲戒を行はざることゝなりました。此の恩赦の惠澤に浴しました者は固より深く御仁慈の趣旨を體して己を慎み心を清くし再び法禁に觸るゝが如き所爲があつてはならぬことは申すまでもありませぬ。又社會も刑餘者に對しては之を排斥するが如きことなく善く指導誘掖して營生の道を立てしめ永く忠良の民たらしむることに努めねばなりませぬ。

減刑令

朕減刑令ヲ裁可シコヽニ之ヲ公布セシム

（勅令第二七〇號）

減刑令

第一條　昭和三年十一月十日前刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニシテ其ノ刑ノ執行前、執行猶豫中、執行中、執行停止又ハ假出獄中ノモノハ本令ニ依リ其ノ刑ヲ減輕ス、但シ其ノ執行ヲ遁ル、者ハ此ノ限リニ在ラス

第二條　死刑ハ之ヲ無期懲役トス

第三條　無期懲役ハ之ヲ二十年ノ有期懲役トシ無期禁錮ハ之ヲ二十年ノ有期禁錮トス但シ昭和三年十一月十日ニ於テ七十歳以上ノ者及犯時十六歳未滿ノ者ニ付テハ之ヲ十五年ノ懲役又ハ禁錮トス

第四條　有期ノ懲役又ハ禁錮ニ付テハ左ノ例ニ依リ刑期ヲ變更ス

一、刑ノ執行ヲ始メサル者ニ付テハ刑期ノ四分ノ一ヲ減ス

二、刑ノ執行ヲ始メタル者ニ付テハ殘刑期ノ二分ノ一ヲ減ス但シ刑ノ執行カ刑期ノ二分ノ一ニ至ラサル者ニ付テハ前號ノ例ニ依ル

三、昭和三年十一月十日ニ於テ七十歳以上ノ者及犯時十六歳未滿ノ者ニ付テハ前二號ノ例ニ依ラス刑期ノ三分ノ一ヲ減ス短期ト長期トヲ定メテ言渡シタル刑ニ付テハ短期及長期ニ付前項ノ例ニ依ル但シ

犯時十六歳以上ノ者ニシテ短期ヲ經過シタルモノニ付テハ長期ニ付前項第二號ノ例ニ依ル前二項ノ計算ヲ爲スニ當リ年、月又ハ日ノ端數ヲ生スルトキハ一年ハ之ヲ十二月、一月ハ之ヲ三十日トシ日ノ端數ハ之ヲ除棄ス

第五條　舊法ノ刑ハ之ニ相當スル刑法ノ刑ノ例ニ依リ之ヲ減輕ス舊法ノ刑ヲ減輕シタルトキハ其ノ刑名ハ之ニ相當スル刑法ノ刑名ニ變更ス

第六條　左ニ揭クル罪ニ付テハ其ノ刑ヲ減輕セス

一、刑法第七十三條及第七十五條ノ罪
二、刑法第百八條ノ罪及其ノ未遂罪
三、刑法第百四十八條ノ罪及其ノ未遂罪
四、刑法第百八十一條ノ罪
五、刑法第二百條ノ罪及其ノ未遂罪
六、自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタル刑法第二百四條ノ罪
七、刑法第二百五條第二項ノ罪
八、刑法第二百十八條第二項ノ罪及其ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪
九、刑法第二百二十條第二項ノ罪及ヒ其ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪
十、刑法第二百三十六條第二百三十八條若クハ第二百三十九條ノ罪又ハ其ノ未遂罪（但シ前ニ強盜又ハ竊盜ノ行爲ニ因リ刑ニ處セラレタル者ニ限ル）
十一、刑法第二百四十條ノ罪及第二百四十一條ノ罪竝ニ其ノ未遂罪
十二、前各號ニ揭クル罪ト性質ヲ同シクスル舊法ノ罪
十三、軍機保護法第一條乃至第三條ノ罪及其ノ未遂罪
十四、朝鮮、臺灣、關東州又ハ南洋群島ニ行ハルル法令ニシテ前各號ニ揭クル罪ト性質ヲ同シクスルモノ

第七條　併合罪ニ付併合シテ一個ノ刑ノ言渡アリタル場合ニ於テ其ノ併合罪中前條ニ揭クル罪アルトキハ減刑ヲ爲サス

前條ニ揭ケサル罪名ニ觸ルル行爲ニシテ同時ニ前條ニ揭クル罪名ニ觸ルルトキ又ハ前條ニ揭クル罪ノ手段若ハ結果タルトキ亦前項ニ同シ

第八條　前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ昭和三年十一月十日前十五年以內ニ恩赦ヲ得其ノ後七年以內ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ付テハ其刑ヲ減輕セス

第九條　前數條ノ規定ニ依リ減刑ヲ爲ササル者ト雖モ特別ノ事情アル時ハ減刑ヲ行フ事ヲ得

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

復權令

朕復權令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

（勅令第二七一號）

復權令

第一條　罰金以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル爲資格ヲ喪失シ又ハ停止セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ昭和三年十一月十日ノ前日迄ニ十年以上ヲ經過シタル者ハ復權ス但シ大正七年十一月十日以後ニ再ヒ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二條　十八歳未滿ノ時罪ヲ犯シ死刑又ハ無期刑ニ非サル刑ニ處セラレタル者ニシテ昭和三年十一月十日ノ前日迄ニ其刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タルモノハ其ノ刑ニ處セラレタル爲喪失シ又ハ停止セラレタル資格ニ付復權ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官吏懲戒免除

勅令第二百七十二號（略）

公證人辯護士懲戒免除

勅令第二百七十五號（略）

海員懲戒免除

勅令第二百七十四號（略）

出納官吏の辨償責任免除

勅令第二百七十六號（略）

道府縣吏員の懲戒免除

勅令第二百七十三號（略）

陸軍懲罰免除

軍令陸第八號（略）

司法大臣訓令

司法省訓令第八號

檢事局、少年審判所、矯正院

刑務所、少年刑務所

茲ニ　卽位ノ大禮ヲ行ハセラルヽニ當リ　詔書ヲ發シ恩赦ノ睿旨ヲ降シ給フ　仁澤宏溥覆載セサル所ナシ嘉道奉行ノ任ニ膺リ感激措ク能ハス鞠躬盡瘁以テ　聖慮ニ奉對セムコトヲ期ス司直ノ職ニ在ル者克ク此ノ意ヲ體シ減刑令、復權令ニ該當スル者ハ皆其ノ　德澤ニ霑洽セシメ一人モ遺漏スルモノアラシムヘカラス又特定ノ者ニ對シテ行フヘキ特赦、減刑ニ付テハ別ニ定ムル所ノ準則ニ照シテ愼重稽査シ其ノ恩典ニ浴セシムヘシト認メタル者ハ速ニ狀ヲ具シテ裁ヲ請フヘシ而シテ　赦宥ノ慈旨ヲ蒙リタル者ニ對シテハ懇ニ戒飭ヲ加ヘ又必要ナル保護ノ途ヲ講シ之ヲシテ再ヒ法禁ニ觸ルヽカ如キコトナク永ク醇正忠良ノ民トナリ廣大無邊ナル皇恩ノ萬一ニ報ユル所アラシムヘシ

復權令明申出注意規定

司法省告示四四號

昭和三年勅令第二七一號復權令ニ依リ復權シタル者ニシテ其ノ旨ノ證明ヲ受ケントスルモノハ其ノ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ之ヲ申出ツヘシ

陸軍省告示二二號（略）

海軍省告示第九號（略）

矯正図書館

減刑令の説明

富井生

昭和三年十一月十日　天津高御座に昇御あらせられし天皇陛下は、紫宸殿の正面南階の下、高御座に向つて奉拜する八千萬臣民の代表者田中總理大臣に對し、玉音ほがらかに大統御繼承の即位禮勅語を下し賜はつた。われら臣民として忝き極み、感激に勝へぬことでございます。

お勅語の中に「皇祖皇宗國ヲ建テ、民ニ臨ムヤ、國ヲ以テ家ト爲シ、民ヲ視ルコト子ノ如シ。」とのたまはせられてある。一國は一家庭であり、万民は一子であるとの大御心と拜察いたします。家庭に病人があつたり、家風にあはぬものが有れば、一家の幸福が減失はれ、子供の中に一人でも病人や親心に報服はぬものがあれば、親の必配は已むときが無いやうに、榮え行く御代と申ながら、刑辟に觸るゝ者のあることはいかばかり大御心をわづらはせ奉ることでありませう。そこで目出たき大禮を行はせらるゝに方り、刑辟に觸るゝ者を赦して、國中の有衆と共に慶びを同くしたいと思召して、御即位禮を行はせらるゝ當日、恩赦に關する詔書と共に、減刑令、復權令、懲戒懲罰免除令、出納官吏辨償免除令、地方吏員懲戒免除令、海員懲戒免除令、辯護士懲戒免除令の諸勅令、及び恩赦の軍令が公布されましたことは寔に有りがたいことであります。恩赦にあづかつた人々は粉骨碎身して大御心に報ひ奉らるゝことならんと信じます。

左に減刑令を大略説明致しませう。

◇　◇　◇

勅令第二百七十號　減刑令

第一條　昭和三年十一月十日前、即ち昭和三年十一月九日までに刑の言渡を受けた者で、まだその刑の執行を受けて居ない者、執行猶豫中の者、執行中の者、執行停止中の者、又は假出獄中の者は、本令に依つて刑を減ぜられる。但し逃走などして執行を遁れてゐる者は減刑されない。

第二條　死刑は、無期懲役となる

第三條　無期懲役は、二十年の有期懲役となり。無期禁錮は、二十年の有期禁錮となる。

但し昭和三年十一月十日で七十歳以上になる者、又犯罪した時が十六歳未滿だつた者は、無期の懲役又は禁錮が、十五年の懲役、又は禁錮となる。

第四條　有期の懲役、又は禁錮の者の減刑は

一　刑の執行を始めぬ者は、刑期の四分の一を減ぜられる。

二　刑の執行中の者では、殘刑期の二分の一を減ぜられる。

但し刑の執行が刑期の二分の一に至らぬ者は、刑期の四分の一を減ぜられる。

三　昭和三年十一月十日で七十歳以上になる者、又は犯罪の時が十六歳未滿だつた者は、刑の執行を始めぬ者でも、執行中で刑期の二分の一に至つた者でも、至らぬ者でも、すべて刑期の三分の一を減ぜられる。

刑期に、短期と長期とを定めて言渡された者は、短期も長期も上に列した第一號第二號第三號の例に依つて減ぜられる。

但し犯罪時が十六歳以上の者で、短期を經過した者は、其の長期の方が、已に其の二分の一を執行した者は、殘刑期二分の一、執行が二分の一に至らぬ者は、刑期四分の一を減ぜられる。

減刑によつて刑期を變更する場合に、年の端が出たときは、一年を十二月として其の端を月で數へ、月の端が出たときは、一月を三十日として日で數へ、日の端、すなはち一日の分數が出たときは之を切り棄てるのである。

第五條　舊刑法の刑を受けてる者は、これに相當する現行刑法の刑の例に依て減刑さるゝ。

舊法の刑が減輕されたときは、その刑名はこれに相當する現行刑法の刑名に變更される。

第六條　左に掲ぐる罪については、其の刑を減ぜられない。

（一）　刑法第七十三條、（貴顯に對し危害を加へ、又は加へんとしたる罪）及び第七十五條の罪。（皇族に對し危害を加へ、又は加へんとしたる罪）

（二）　刑法第百八條の罪、及び其の未遂罪。（火を放て、現に人の住居に使用し、又は人の現在する建造物、汽車、電車、艦船若くは鑛坑を燒燬したる罪）

（三）　刑法第百四十八條の罪、及び其の未遂罪、（行使の目的を以て、通用の貨幣、紙幣、又は銀行券を僞造、又は變造したる罪。僞造、變造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的を以て、之を人に交付し、若くは輸入したる罪）

矯正図書館

（四）刑法第百八十一條の罪。（十三歳以上の男女に對し、暴行又は脅迫を以て猥褻の行爲を爲し。十三歳に滿たざる男女に對し、猥褻の行爲を爲し。暴行又は脅迫を以て十三歳以上の婦女を姦淫し。人の心神喪失、若くは抗拒不能に乘じ、又は之をして心神を喪失せしめ、若くは拒抗不能ならしめて、猥褻の行爲を爲し、又は姦淫したる罪。及び以上の各未遂罪を犯し、因て人を死傷に致したる罪）

（五）刑法第二百條の罪、及び其の未遂罪。（自己又は配遇者の直系尊族を殺したる罪）

（六）自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したる刑法第二百四條の罪。（人の身體を傷害したる罪）

（七）刑法第二百五條第二項の罪。（自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したる身體傷害に因り人を死に致したる罪）

（八）刑法第二百十八條第二項の罪。（自己又は配偶者の直系尊屬に對して、老者、不具者又は病者を保護す可き責任ある者之を遺棄し、又は其生存に必要なる保護を爲さざる罪）及び其の罪を犯し因て人を死傷に致したる罪。

（九）刑法第二百二十條第二項の罪。（自己又は配偶者の直系尊屬に對し、不法に逮捕又は監禁したる罪）及び其の罪を犯し因て人を死傷に致したる罪。

（十）刑法二百三十六條、（暴行又は脅迫を以て他人の財物を强取したる罪。同上の方法を以て、財産上不法の利益を得、又は他人をして之を得せしめたる罪）第二百三十八條、（竊盜財物を得て、其取還を拒ぎ、又は逮捕を免れ、若くは罪跡を湮滅する爲め、暴行又は脅迫を爲したる罪）若くは第二百三十九條の罪、（人を昏醉せしめて其財物を竊取したる罪）又はその未遂罪。（但し前に强盜又は竊盜の行爲に因り刑に處せられたることの無き者は減刑に浴することができる）

（十一）刑法第二百四十條の罪。（强盜人を傷けたる罪）及び

第二百四十一條の罪。（强盜、婦女を强姦し、又は因て婦女を死に致したる罪）並にその未遂罪。

（十二）以上掲げられた罪と同じ性質の舊法の罪。

（十三）軍機保護法第一條乃至第三條の罪、及び其の未遂罪。（第一條　軍事上ノ秘密ノ事項、又ハ圖書物件タルコトヲ知テ、之ヲ探知收集シタル者ハ重懲役ニ處シ、其の情輕キ者ハ一等ヲ減ス。第二條　職務ニ因リ、軍事上秘密ノ事項、又ハ圖書物件ヲ知得領有シタル者、其ノ秘

密タルコトヲ知テ之ヲ他人ニ漏洩交付シ、若ハ之ヲ公示シタルトキハ有期徒刑ニ處ス。第三條　偶然ノ原由ニ因リ、軍事上秘密ノ事項、又ハ圖書物件ヲ知得領有シタル者、其秘密タルコトヲ知テ之ヲ他人ニ傳說交付シ、若ハ之ヲ公示シタルトキハ輕懲役ニ處ス）

（十四）朝鮮、臺灣、關東州又は南洋群島に行はるゝ法令の罪にして上に掲げた罪と同じ性質のもの。

第七條　併合罪で一つの刑を言渡されてゐるが、その併合罪中に第六條に列べられた罪がはいつてゐるときは減刑されない。

第六條に掲げられた以外の罪名になる行爲で、しかも同時に第六條に掲げられた罪名に當るもの、又は第六條に掲げられた罪の手段となり若くは結果たるときは、第六條に掲げられた以外の罪名たる行爲でも減刑はされない。

第八條　前に禁錮以上の刑（禁錮、懲役、死刑）に處せられた者で　昭和三年十一月十日前、十五年以内、（大正二年十一月十日以後）に恩赦を受け、其の、後七年以内、（大正十年十一月十日以後）に、禁錮以上の刑に處せられた者は減刑されない。

第九條　前數條の規定により減刑されない者でも、特別の事情あるときは減刑することもできる。

附　則　本令は公布の日よりこれを施行される。

◇　◇　◇

それで第六條に並べられた(一)から(十四)までの罪を犯した者と、その罪が第七條のやうな關係にある者と、第八條の恩赦再入の者とは、第九條の取扱を受けざる限り、減刑から除外られるが、其の他の昭三年十一月十日前に刑の言渡を受けて、執行を遁れてをらぬ者は皆減刑されるのである。日本の國民としてかゝる記念すべき場合に恩赦を辱ふする以上、どうしても感奮激勵、必ず歸善すべき至情の發露を豫想遊ばすから減刑せしめ給ふものと察し上げるのでありますが、減刑されぬものはさういふ至情が欠けてをるからといふのではなく、國家の風教を維持し秩序を重んじ給ふことが、より重大に思召さるゝ上から除外の已むを得ぬことゝなつたものではなからうかと愚案したてまつるのですが、若し然らば、除外された者も一人自己の罪過の重大なるを省慮し慚謝して、即位禮の勅詔に「朕、內ハ則チ敎化ヲ醇厚ニシ、愈民心ノ和會ヲ致シ、益々國運の隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ」とのたまひし綸言をかしこみ、利己の私心を殺して、忠良の大道に躍出せねば相濟まぬことゝ存じます。

矯正図書館

曠古の御盛典に際して
永年勤續者を表彰
京都地方裁判所に於ける傳達式
刑務協會の記念事業

曠古の御大典の御盛儀をトし、十一月十二日午前十一時京都地方裁判所內司法省出張所大臣室に於て刑務界に永年勤續せられし人の表彰式が松井本會々長の司會の下に開かれた。松井會長は、數年以前より刑務協會は刑務官判任官以下の滿廿五年勤續者並に十五年皆勤者に對し毎年天長佳節に記念品を贈呈し之れを表彰して來たが、今回は御大禮に際しこれを記念せんが爲め更にその範圍を擴張し判任官以下は卅五年、又高等官は四十年以上の勤續者を表彰することとなつた趣旨を述べられ、本會總裁原司法大臣は左の五氏に夫々記念品並に表彰狀を授與された。當日の來賓は牧野大審院長、小山檢事總長、小原次官、谷田大阪控訴院長、山內前司法次官、遠藤京都地方裁判所長、古賀檢事正、赤塚辯護士、有馬豐多摩刑務所長初め印南、井桁、莊田、飯田の各刑務所長、長山司法省囑託、近藤輔成會主事等であつた。

受彰者は

坪井直彦氏（大阪刑務所長）（四十二年）
井上金次郎氏（高松刑務所長）（同　　）
長谷川喜一氏（福島刑務所長）（同　　）
島田榮造氏（刑務協會主事）（四十七年）
箕島文太郎氏（神戸、看守長判任以下總代）（卅六年）

大臣訓示

今回曠古の御大典を記念する爲め刑務協會に於て毎年行はれてゐる刑務官永年勤續者表彰の範圍を更に擴張して、高等官に及ぼし茲にこの式を擧げられたことは誠に結構な事で受彰者に對し自分は衷心よりお喜びの言葉を申上る次第である。こゝに表彰された五氏は刑務官として四十年以上一日の如く勤務になり、活動せられて今日に及んだ事は全く刑務官の龜鑑とすべきことである。殊に行刑の實績はその人を得ざれば到底其の目的を達することの出來ぬ難職であるに拘らず四十年間孜々として行刑の爲めに一身を棒げて御努力になり好成績を擧げられたことは邦家の爲め全く祝福に堪えぬ次第である。今後益々御奮勵の上御奉公の誠を至されんことを切望する次第である。

との意味の訓示をされ。次ひで來賓總代牧野大審院長も同じ意味の鄭重な祝詞を述べられた。

之れに對し受彰者總代坪井直彦氏は我々不肖なる者が何等成すなく今日まで唯だ比較的永く行刑の事務に携つてゐたと言ふ意味で、この曠古の御大禮の御盛儀に際し我々の爲めにかくも盛大な表彰の式を擧げられた事は終生忘るべからざることで我々の光榮これに過ぎたるものはない、只今大臣閣下の御訓示及び大審院長閣下の御祝詞にありました通り今後益々奮闘努力以て乍不及國家の爲めに御奉公を誓す覺悟であると受彰者總代として答辭を述べられて正午過ぎ閉會した。

矯正図書館

京都大博覽會に於ける刑務所製品即賣會の景況

小山博

京都の人は「三思三考して買ふ」と云ふ定評ある此の土地で、然も忙しい大典を扣へた十一月二日(金曜日)、三日(明治節)四日(日曜日)の三日間を卜して、刑務所製作品即賣會を、西會場(刑務所製作品陳列場所在)で一般購入便宜の爲めに、入場券不要の會場外電車通り賣店拾戸(一戸四坪)及女看護人八名とを無償借用の交渉整ひ、開催する事に決し大阪控訴院管内は勿論、巣鴨、小菅、前橋、靜岡、横濱、名古屋、福岡、千葉、松江、新潟、甲府、姫路等の外に出品刑務所製作品にして、場所狹矮の結果不得已鑑別し、陳列場に出品せられざりし製作品とを合せ、之れ等を種別に依り各戸に配布す、先づ正門に近く第一賣店に自轉車・藤細工、第二に洋家具、第三、第四に和家具、第五に靴、鞄等の皮製品、第六に竹細工、第七に紙及び石鹸類、第八に西陣友禪、久留米絣等の呉服類、第九、第十を補充倉庫及宿直室に充て、宣傳方法としては、博覽會事務局より各新聞社へ宣傳通信を送り掲載せると、大阪中央放送局に至りニュース中に刑務所即賣デーを報告せしめたると、宣傳ビラ二種一萬枚を會場内女看護人をして觀客に配付せしめ且つ大立看板數枚を博覽會各出入口に配置したるとの四方法を實行したり。

一日夜準備全く成り、當日早朝より作業職員全部の外に事務職員數名と、大阪刑務所作業職員二名の應援を得、午前八時より開始するや忽ち附近居住者殺倒し、大繁忙を極めたるが幸ひ秩序整然として聊かの混亂を見ず、數時間を出でざるに既に賣上金壹千圓を算す、午後二時頃より折惡く降雨に祟られ客足鈍く、此の隙を利用して漸く交代にて中食するを得たり、雨は遂に午后を慽し目指す博覽會歸りの觀客は雨具なきまゝ一張羅の濡るを恐

れ、安き刑務所製品に目も呉れず走り去るは、京の着倒れを遺憾なく發揮した一種の悲哀を目擊し秋雨の淋しさを一しほ增せり。

第二日は明治節なる爲めか夜來の雨全く止みたるも、晴天とも至らず十一月三日には寧ろ不思議とも云ふ可き、曇り日なり、されど流石書入日とて博覽會に吸收する觀客相當繁く、從つて即賣も又賑はしく前日にも增して相當收益を擧ぐるを得たり、此の日も大阪より應援數名と祭日なりし爲事務職員の多數來援ありたると前日の經驗よりして今は商賣人に成り濟まし、呉服や擔任者は尺を持余し丈尺を改めて賣渡す心意氣や喜し・此の日の賣上高皮製品第一位にして次に木工品にて前日の賣上を凌賀する事數百餘なりき、此の日夜に入る直賣品補充に第九、第十の倉庫を開きて翌日の準備に忙殺され・疲れし身を貨物自動車に滿載して山科に引上ぐ、明日は晴?曇?第三日は日曜日然も晴天にて一同意氣昂り殊に今日ぞ其最終日の緊張振りを見せ、各責任者は店頭に「本日限」「會期迫」「愈々本日限り」等の掲示も年末、歳の市の氣分に滿ちて面白し・買手も又今日一日とて陸續として加はり、中には既に安き良き品を購求せる感謝より自ら其知己を連れ來り案内するあり、特に目立しは商人の竹細工、木工品の多數を一纒として購入せるあり馬力を賴み引き行く者、自動車に購入全部を滿載して持ち去るあり、一時輻湊を極む斯くて木工品の大部は賣盡し(玩具は第一日に全部賣切となる)、次いで皮製品に及び更に織物に及ばんとす、されど秋の日は早や西山に沒して暮色迫る客人店頭を去らず　電燈の設備なき爲め終に客を斷るに窮々たり、其多くは尚何日かを引續き即賣されん事を請ふ有樣なるより、此處に合議の上更に博覽會當局に交渉せる處、同會としても一般賣店の景氣附に好影響を與へ、他の店も相當よき御蔭を蒙むるを以て是非共引續き即賣されたき希望あるを以て更に會期中無料を以て賣店の使用權を交渉し許可されたるにより殘品を四軒の賣店に纒め作業職員二名を以て殘品賣盡す迄引續き即賣する事としたり、されど今は前三日の景況なきも尚順次賣行き好況なるを見れば如何に刑務所製品が、一般社會に安價と堅牢の好評を博しつゝ有るは、實に社會の趨勢に適合せる賣品を供給するに依る賜と云はざる不可也。斯く京都は沈思默考の後購入せらるべき、最も地味なる購賣力の持有者なるに關はらず、尚且つ此の好況を見るに於ては他府縣に於て此の催しの時々行はるに於ては必ずや相當の好果を收むる事明確なる處と信ずるを以て、益々各地に此の種の即賣會の開催せられ我れ等刑務界の爲めに相當好果を收められん事を熱望して息まざる次第なり。

矯正図書館

御大禮雜記

一　記者

■

吾々の教へられた日本歴史といふものは、よい加減出鱈目なものであつた。たとひ誤つたものではないにせよ、その歴史に蒐集され組織された事象には、徳川末期からの一部御用學者の傳統的主觀がまさ〳〵と現はれてゐる。

そこに日本の過去の一方面は了解されても、眞實の全体がわかる筈がない。

漸く現在に至つて、日本の民衆は、種々な方面から、我邦の本体を、はつきりと知るやうになつて來た。

同時に、余りに慌しく世界的に進出することによつて、本來の相を見わすれてゐた方面に、新しい精算を施すことによつて、新しい文化の基調を知得するに至つた。

昭和維新といふ事がどれだけ實質的な内容をもち、またどれだけの歴史的轉向から表出されてゐるかは疑問としても、この過去の精算と祖國の獨自な存在價値の再認とによる新しい文化創造へと、歩みをつゞけるべく轉向せんとしたことは慶ばしいことである。その秋に際し曠古の御盛典をあげさせられたことは限りなく意味の深いことであらねばならぬ。

これ正しく、新日本の出現を表徴するところの最初の宣示であらう。

■

御大禮の諸儀は多く古式に則り、我が建國の精神を發現したものであるけれども、言ふ迄もなくそれは只古きが故に尊く、それに則るのではない。その太古の姿の上に、新しい日本精神の具現をすることによつて、新しい生命を發揚するのである。而てその古き姿の上に永遠の未來へと無窮につゞきうる不滅の生命が滾々と流れてゐるか故に、この古き姿に則る法儀が尊くもあり慶ばしくも仰ぎ感ぜられるのである。

老いてくちゆく國には生命は無い。永遠に若き生命をたたへる日本こそ、太古がそのまゝ現實に輝く。

■

京都御着輦は七日の午后二時であるが、午前六時すでに沿道の一般の

交通は遮斷された。併し事實は、もつとずつと以前に遮斷された。

雨にもめげずに前夜から座り込んだ人で沿道は夙に充滿して拜觀する餘地はなかつたのである。

拜觀した席の隣りにゐた一青年は前夜午后六時から座つたきりだと云つて居たが、前夜午後十時頃景況を記者が視察したときには、もう烏丸通りは、ごつた返してゐた。

正裝をした若い婦人でさへ雨にも動じない。

淨めの雨だ――こんな感じが、全この人々のうちに閃めてゐる。

これら拜觀せんとする人々の眞心こそ、日本でなくては見ることの出來ない超越的純情である。

説明を超へた心のあふれである。

ことに、かゝる群集の集ひのうちにも至る所に肅として漲つてゐる敬虔なる靜寂は、全この人の心を涙ぐませずにはをられない。

警官の人も自らそれに和してゐる。職業としての取締が、民衆の誠意と映じて到るところ美しい心のあふれを示してゐる。

■

少し他の用件があつて、私は、東都の御發輦に先だつて京都に向つた。

平常は殆んど休轉してゐる列車であつたせいか案外すいてゐる。乘込んでゐる人も記者や寫眞班や私服とおぼしき人々が多く、御大典前景氣で、すばらしく賑か。しかし大役を前にしてどこにともなく緊張味があふれてゐる。

かなり醉つぱらつた人の口からさへ雨を案じたり、シャツターを氣にしたり、職業意識が濃厚である。

私は、「人」の五日號の編輯を終へてゐるのでさしづめ一寸暇なところだが、やはり種々と氣にかゝる、とう〳〵殆んど眠られなかつた。

■

京都の特高課で、更めて寫眞班の許可証と腕章とを頂いた。輦寫團以外に特に沿道雜觀の撮影を許可されたのである。係の人々の孰れもの應接ぶりが實に親切で叮嚀でうれしかつた。全くかくありたいものである。

警察は、民衆化して來た。國民警察といふ名さへ識者によつて稱へられて來た。だが先入的觀念から云ふと、叱りとばすのが警官の役目のやうに、彼我共に惡れてゐる。やうな觀念に煩はされてゐる。

それが、ほんの少しの口のきゝ樣物の言ひ方で、かくも親しくうれしく感じさゝれる。然し消極的な能度よりもかくの如き能度こそ、警察の實質的効果を自ら類示してくるのである。

■

矯正図書館

沿道の警官も多くさうした警きを興へた。從て、平常は、あつかましくて我儘で、强情の標本の如く云はれる寫眞班の人も、猫のやうにおとなしい。むしろきまりのわるい位、從順である。

おそらくこうしたこともあのすばらしい多くの群集を、よくもあゝまで統一的に取締ることの大きな力ともなつてゐたらう。

■

時代はもはや權力を無暴に發揮すべきではない。民衆の意識は又愚かなる盲目的小權力に屈するものでもない。

正しき知慧と正しき情理、それが運行を自然的ならしめるのである。

■

といつて警戒が寛容だつたのでは決してない。水も洩らぬ警固を文字通り行ふてゐた。若い婦人から子供まで一々身體檢査から所有品の檢べまで行ふた。

これは余りに嚴重でありすぎるほどであつた。だから、赤子の情をいかに和歌にあらはさうとして苦心してゐる紳士を、擧動不審でわざ〳〵本部に引きつれて嚴重に取調べたとてろ、それとわかつて返へつて恐縮感激したといふ悲喜劇もあつた。

だが、その態度が、同じ行ふにしても角がない。だから調べられる方も素直である。

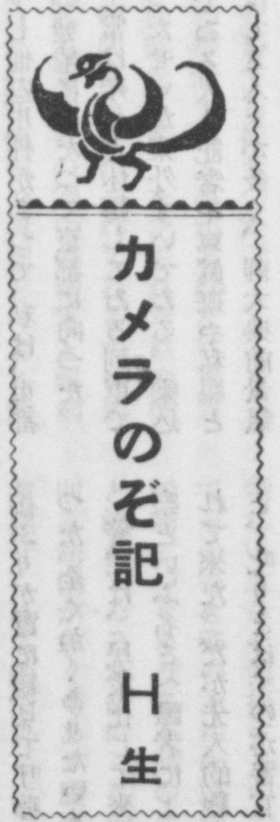

カメラのぞ記

H生

カメラを小わきに抱へて東京驛から二重橋前廣場へ、二重橋前廣場から東京驛へ、まるで警備隊へのお目付役の樣に間だんなく巡回するカメラマンこそ一般奉拜者の羨望のまとであつたらう、六日の京都行幸より京都へ、京都よりの還幸啓に際しては東京に、まことに斯く申すカメラ

マン自身にとつて一世の榮譽これに勝ふるものあらんやである、

……

午前十一時交通遮斷迄の奉拜者は三十萬人と稱せられたが六日のその日に較べてこの日特に目立つものは老幼婦女子の多い事であつた、勿論行幸啓に際しては交通遮斷が曉の三時であつた爲めに一人歩きの出來ない老人達は御遠慮申上げたに違ひなからうけれども、それにしてもお孫さん——お孫さんと云へばお孫さんであるけれども何れも四十五十の初老の——に手を引かれて赤いづきんに赤いおべべを着飾つてあんよする人の多い事、兎に角お芽出度い事である、馬場先門交叉點角に設けられた高齡者席に赤いものづくめの槇本新平さん文政十一年の生れとあるから正に百〇一歳、今回の御大典にも天杯を賜つて一門の光榮ですとお孫さん迄がニコ〳〵して付添つてゐる。

……

午后三時三十分、この日カメラマンの時計も東京驛の電氣時計に合はしたもの夕陽は大宮居の常盤木へのバツクになつて輝き崇嚴の氣はいやが上にも奉拜者の胸に迫る頃、カタン參謀本部前からの陸軍皇禮砲の第一發がながく木魂してゆく、十秒の間をおいて百一發の禮砲が發射終つた頃東京驛前邊りからの軍樂隊の君が代が靜かに耳をうつて來るカメラマンのそばにゐた十五六歳の女學生の奉拜團體連中から二三人ちよこ〳〵松の根本へ馳け出して瓦の小片、小石をひろい出したので警戒の人々の目が一齊に注がれたが、これはしたり、一寸一分でも背を高くして奉拜したいと、さいの河原の子供みたいに小石を積みかさねてその上にのびあがつて壞してはまた積み重ねてのび上つて少しでも奉拜しようと、ふき出す事も出來ない子供らしい努力ではあつた、

午后五時十五分、一幅の繪卷物の樣に鳳駕は二重橋を通御になつた、しばらくして皇后陛下の御料馬車は綠の木陰におかくれになつたばかしの頃、突如、眞に突如である、この感激にむせんだ一般奉拜者中から萬歳あーい、何人かの發聲は感激のはけ口を求めてゐた全奉拜者に、萬歳萬歳いと呼ばしたのであつた。

矯正図書館

藤井音次郎氏の御恩賞拜受に就て

住江敬義

本月三日頃發行の都新聞紙上に御大典に際し御恩賞の内定したる人名掲載あり、其中に京都市藤井音次郎氏は刑務官並警察官後援事業の功勞に因り叙勳の御沙汰あるべしとの報にわたくしは事實として其榮譽を擔はるゝことをは祈望するの切なりしところ、本月十日萬古の御大典を行はせらるゝ佳き日に官報號外を以て同君が「叙勳六等授瑞寶章」の御沙汰を拜したるを見て心より感謝した。

大正十二年私が京都刑務所在勤中刑務行政改善の第一著歩たる適材を得るには物質上の補助を爲すべき方法を……講ずるの必要を感じ、又一方には刑務協會の基金充實に貢獻したく有力な同情家を求めたく苦慮し居たる際偶々京都區裁判所石井監督判事（現高松地方裁判所長）が藤井氏を伴ひ刑務所參觀の爲め訪問された。構内を案内する中一天遽かにかき曇り雷鳴豪雨あり依つて暫く一屋内に身を避け種々交談せしが、藤井氏は警察官に力を致されしことを知り義あり智あり勇ある有力者なることを深く感じた。警察官の任務の必要なることは論を俟たざるも刑務官の任務も充分ならざれば京都府下の平和を完全に維持し難き所以を力說し刑務官の爲めに財團法人の後援會設立のことゝ刑務協會の爲めにも盡力を懇請したるに同氏は直に之を快諾され眞に心强く感じた。そして其後間もなく關東大震災ありたる爲め直ちに實行の運に至らず翌十三年に至り之が實現に着手した。是より先き一夕藤井氏と懇談互に意中を打明け實行の方針募集金額等を内協し進んで田中京都裁判所長（現東京地方裁判所長）古賀檢事正の贊成を得乃ち京都地方裁判所に於て右兩官と藤井氏私と四人にて發起の準備、發起人の豫選其の他の要件を協議し私は先つ發起人二十五人の贊同を得へく奔走し其間藤井氏は一々指導援助の地位に立ち豫定の通り發起人全員の承諾を得たるを以て、發起人會を開催すべく準備中私は突然引退し、此の計劃に内助せらるる池

松知事は退官せられ一時頓挫せんとせるも、私は藤井氏に刑務官の後援會を設立せんが爲めにも引退したる事情を具さに述べ是非此の目的の達成に盡力せられたく懇請止まざりしが結局同氏は承諾し呉れた。翌十四年に至り後任飯田刑務所長と共に引續き奔走し一月二十四日發起人會を京都地方裁判所會議室にて開催するに至つた。右發起人會では同氏は他の人々を勸說し同氏も卒先して多額の寄附を申込まれた。

爾來三年餘福堂會（刑務官後援會の名稱）設立迄は勿論其後とても終始一貫劃策經營盡瘁せられたる功績は至大で他に協力奔走せられた方の勞に據るは勿論であるが、實際藤井氏なくんば今日福堂會の設立を見ることは出來なかつたであらうと信じ衷心より感謝せずには居られない、豫て谷田大阪控訴院長は本會の設立は獨り刑務界の爲めのみではなく、社會が司法の重要事業たることを了解したる証明ともなり直接間接に其效甚大なりと申されたことがあるが此意味から申さば同氏は司法界の恩人であると思ふ。同氏の功績天聽に達し此の曠古の御大典の佳き日に御恩賞の御沙汰を拜授せられたことは同氏の榮譽を祝すると共に司法事業の爲め感謝にたえぬ次第である。

少年保護の標語當選發表

日本少年保護協會は少年保護事業の資料に充つるためさきに大阪少年審判所及び朝日新聞社會事業團の後援で同事業に關し標語の募集を本紙上で發表したところ締切期日までに全國からの應募實に三萬三千百八十通に及んだが

これを大阪少年審判所長、濱津少年院長、宗教家、教育家等を網羅した協會幹部二十餘名に朝日新聞社會事業團主事を加へて嚴選した結果

左の通り入選した、なほ大阪朝日新聞社より一等銀カップ、二等銀メダル、三等銅メダルの副賞を贈り、なほ二十種を拔き選外佳作として採つた。

一等（賞金百圓）　尼崎市庄下大隅　土屋靜

打つ手で抱け

二等（賞金五十圓宛）　大阪市西成區千本通り二丁目島田方　吉水政次

曲る撫子添木で直ゼ

大阪市天王寺區小宮町　野村晴明

護れ導け正しく强く

福岡縣田川郡赤村　山崎伊佐務

三等（賞二十圓宛）

親心そのまゝ使へ人の子に

神戸市夢野町二丁目　古野文子

罪は友から家庭から

京都市外修學院村大字一乘寺　福井かね子

小羊の迷ふも憐れ破れ垣

刑政第41巻第12号
矯正図書館

御大典の秋を記念する 全國刑務所武道大會

——京都武德殿に於て——

劍道は第三區柔道は第四區が優勝

十月二十一日京都武德殿に於て、第三回全國刑務所武道大會が開かれた、從來は帝都に此の會を開かれたが、本年は御大典を記念する意味に於て、近く御大禮を行はせ給ふ、京都の地に擧行することになつたのは此の大會を一段と盛ならしめた上に甚大の効果のあつたことは疑はぬ、前日來氣づかはれた天氣も朝來秋空一碧の快晴で熱心な觀衆は開會前より其足を見せ始め、選手は勿論今や開會の定刻遲しと待つの勢であつた。

午前九時一同會場に入ると飯田支部長は開會を宣し岡部理事は開會の辭として

これより我が刑務職員の全國的武道大會第三回を本日茲に擧行することになりました。

從來第一回竝に第二回は何れも東京に於て開催致しましたが、今回は千載一遇の御大典を記念する意味に於きまして、近く御大禮を行はせ給ふ、此の千年の都である、山紫水明のこの京都の地に於て開催することになりましのは、誠に光榮と致す處であります。選手諸君は勿論、選手派遣の刑務所に於かれても洵に名譽とする處であります。

更に又武道のためには、總本山とも云ふべき此の武德會本部の殿堂に於て擧行致しますることは此の大會の上に更に一段の光彩を添ふることであります、この意味より致しまして、諸君は必ずや一層の緊張味を持せられて平素御鍛錬せられました全能力をここに發揮せらるることと信ずるのであります。

惟ふに武の道は私心なきを必要と致します。

勝つて其功を驕らず、敗れて其敵を怨まず、失望せず、虛心担懷に自己の全力を盡す處に武の德は存するのでありますから、どうか願はくばこの意味を體せられまして、本日の大會をして御大典を記念すべく、最も有效に終らしめられんことを熱望して已まないのであります。

と陳べ、次で

優勝旗返還式を行ふ

柔道部選手氏名

第一區（ニ）

一級	看守	吉田成三	（山形）
一級	看守	五十嵐猶藏	（同　）
一級	看守部長	佐々木久	（同　）
初段	看守	桑原由造	（秋田）
初段	看守部長	池田作太郎	（同　）
二級	看守長	小鮒房吉	（網走）

第二區（ホ）

三段	看守	田中德正	（市谷）
二段	看守	吉田直	（同　）
初段	看守	加藤虎千代	（同　）
二段	看守	三浦甚衛	（小菅）
初段	看守	柴田雄	（同　）
二段	看守	內田勘治	（巣鴨）

第三區（イ）

初段	看守	加藤廣一	（名古屋）
一級	看守	加藤亮一	（同　）
二級	看守	石川貝作	（同　）
初段	看守部長	杉野太市	（滋賀）
一級	看守	福村彌三郎	（同　）
一級	看守	池田初男	（三重）

柔道部組合採點表

大將組合

得點	相手方	吉田	田中	加藤廣	犬飼	樋口	選手名
〇	一	、	、	、	、	、	吉田（山形）
一	〇	一	×	×	×	×	田中（市谷）
一	〇	×	一	、	×	×	加藤廣（名古屋）
優勝三	〇	×	〇	一	〇	一	犬飼（岡山）
一	〇	×	×	、	一	一	樋口（福岡）

第二組合

得點	相手方	五十嵐	吉田	加藤亮	二宮	木村	選手名
〇	一	×	、	、	、	、	五十嵐（山形）
〇	×	一	、	、	、	×	吉田（市谷）
一	〇	×	一	、	、	×	加藤亮（名古屋）
優勝三	〇	〇	〇	一	一	×	二宮（岡山）
二	〇	〇	×	×	×	一	木村（福岡）

第三組合

得點	相手方	佐々木	加藤	石川	小林	西	選手名
〇	一	、	、	、	、	、	佐々木（山形）
二	〇	一	〇	、	、	、	加藤（市谷）
一	〇	、	一	、	、	、	石川（名古屋）
三	〇	〇	〇	一	一	×	小林（岡山）
優勝三	〇	〇	〇	×	一	一	西（福岡）

第四組合

得點	相手方	桑原	三浦	杉野	關屋	楠田	選手名
一	一	、	〇	、	、	、	桑原（秋田）

昨年の優勝刑務所、劍道は第一區、柔道は第四區、から各優勝旗並大臣カップを返還し、之を殿の上位中央に飾り、尙本會よりの銀盃其他をも其れ〳〵飾り付けられ燦然としてあたりに輝いて居た。それより帝國劍道の型に移る。

打太刀　範士　內藤高治
仕太刀　同　小川金之助

次で柔道亂捕の型に移る。

範士　高畑昇三郎
教士　福島清三郎

右終つて劍道、柔道の試合組合せの抽籤を行ふ、本年は各選手の力量の平衡を期するため、上記の通りに選手を六組に分類し、各個人の得點を合算して、最高の得點區を以て優勝區とし、又組の高點者を以て個人優勝者と決めらる。出場選手は上の通りで、柔道部本年の審判員は範士磯貝一氏、範士田畑昇三郎氏、士

三段　看守　犬飼寅之丞（岡山）
二段　看守　二宮始一（同）
初段　看守　小林藤十郎（同）
二級　看守　關屋典（神戸）
二級　看守　遠藤義雄（同）
一級　看守　玉川辰一（松山）

第四區（八）

二段　看守　樋口治七（福岡）
二段　部長　長沼勇見（同）
二段　看守　西利夫（同）
二段　看守　楠田稔（熊本）
初段　看守　小池末一（同）
二級　看守　矢ケ部九八（三池）

第五區（ロ）

三段　看守　薦田義一（札幌）
二段　看守　菊田清作（同）
初殿　看守　牧野謙藏（同）
初殿　看守　丹野榮重（福島）

劍道部選手氏名

初段　看守　牛澤進（同）
初段　看守　大枝今朝吉（宮城）

第二區（ホ）

二段　看守　伊藤庄作（千葉）
二段　部長　大野三郎（同）
初段　看守　原武秋（同）
三段　看守　岩崎權五郎（豐多摩）
初段　部長　矢次宏（同）
初段　看守　小宅芳明（甲府）

第三區（イ）

二段　看守長　三輪良保（金澤）
初段　看守長　常石政次郎（同）
初段　看守　岡本幸二（同）
二段　看守　安井清作（三重）
初段　看守　下井英之輔（同）
初段　部長　渡邊小次郎（新潟）

第四區（ハ）

一級　看守　大村彦次郎（廣島）
一級　看守　大田盛登（同）
二級　看守　引本重太郎（同）
初段　看守　熊澤清（京都）
一級　看守　森金藏（同）

劍道部組合採點表

大將組合

優勝四					得點	相手方	選手名
○	○	○	○	○	二	犬飼	二宮
○	○	○	○	○	二	關屋	小林
○	○	○	○	○	二	楠田	西
○	○	○	○	○	二	樋口	長沼
○	○	○	○	○	二	池田	遠藤
○	○	○	○	○	二	三浦	玉川

第五組合

優勝三					得點	相手方	選手名
○	○	○	○	○	一	池田	小池
○	×	×	×	×	一	柴田	柴田
○	×	×	×	×	一	福村	福村
○	○	○	○	○	一	杉野	關屋
○	○	○	○	○	一	楠田	池田
○	○	○	○	○	一	小池	楠田

第六組合

優勝三					得點	相手方	選手名
○	○	○	○	○	一	小鮒	小鮒
○	○	○	○	○	一	内田	内田
○	○	○	○	○	一	池田	池田
○	○	○	○	○	一	玉井	玉井
○	○	○	○	○	一	矢ケ部	矢ケ部
○	○	○	○	○	一	矢ケ部（三池）	矢ケ部

第二組合

優勝八					得點	相手方	選手名
○	○	○	○	○	五	菊田	菊田
○	○	○	○	○	四	大野	大野
○	○	○	○	○	五	常石	常石
○	○	○	○	○	二	大田	大田
○	○	○	○	○	優勝八	安達	安達

第三組合

優勝八					得點	相手方	選手名
○	○	○	○	○	五	牧野	牧野
○	○	○	○	○	三	原	原
○	○	○	○	○	四	岡本	岡本
○	○	○	○	○	一	引本	引本
○	○	○	○	○	五	工藤	工藤

第四組合

優勝八					得點	相手方	選手名
○	○	○	○	○	一	丹野	丹野
○	○	○	○	○	五	岩崎	岩崎
○	○	○	○	○	一	安井	安井
○	○	○	○	○	一	川原	川原
○	○	○	○	○	七	横尾	横尾

第五組合

優勝八					得點	相手方	選手名
○	○	○	○	○	五	牛澤	牛澤
○	○	○	○	○	四	矢次	矢次
○	○	○	○	○	五	下井	下井
○	○	○	○	○	七	森	森
○	○	○	○	○	一	久保	久保

福島清三郎氏であつた。

試合は所定の「リーグ」戰に依り各組に於て行はれた柔道部成績は左の通り（○印は勝×印は引分、印は敗を示す）

これで各區の成績を見ると

優勝　十六點　第四區
十四點　第五區
八點　第二區
五點　第三區
一點　第一區

茲に其戰跡を見るに第四區第五區は最初の組より常に接戰を演じ、第五區の奮戰は實に目覺しきものであつたが、惜敗し、再び第四區に優勝の冠を得しむるに至つた。

各組優勝者は左の通りで

個人優勝者

三點（大將組）犬飼寅之丞（岡山）
三點（第二組）二宮始一（岡山）
三點（第三組）西利夫（福岡）
四點（第四組）楠田稔（熊本）

三點（第五組）遠藤義雄（神戸）
三點（第六組）内田勘治（巣鴨）

この個人優勝戰に於て第三組に於て西氏、小林氏、同點となりたるに依り、決戰を行ひたるに小林氏の力戰及ばず、西氏の勝となる時方に午后零時半休憩し晝食をとつた

午后一時再會し

劍道部に移つた

先の柔道部抽籤順序に準據して、決戰を行つた、出場選手は左の通り審判員は範士内藤高治氏、範士小川金之助氏、教士宮崎茂三郎氏であつた。

試合は柔道と同樣「リーグ」戰に依る第三區は既に副勝組の決戰に依り、大勢勝を決したるの感ありたるも、殘る第五區大將組の奮戰如何に依り、勝敗逆睹し難き感ありしも、第三區の大將組よく、がんばり遂に優勝するに至つた、昨年の優勝區た

刑政第41巻第12号
矯正図書館

一級　看守部長　山口昌一（徳島）

第五區（ロ）

三段　看守部長　佐藤滿（大分）
三段　看守　安達量見（同）
二段　看守　工藤喜又（同）
三段　看守部長　横尾次郎一（福岡）
初段　看守部長　久保溜（同）
初段　看守　味坂重雄（宮崎）

優勝八	○、○	○○	○、○	一	○、○	森（京都）
二	×、○	、、	、	、、○	一	久保（福岡）

第六組合

相手方／得點	大枝	小宅	渡邊	山口	味坂	選手名
○	一	、、	、、	、、	、	大枝（宮城）
七	○○	一	○、○	○、○	○○	小宅（甲府）
優勝七	○○	○、○	一	○○、○、	一	渡邊（新潟）
四	○○	、、○	、、○	一	、、	山口（徳島）
六	○○	、、	○、○	○○	一	味坂　宮崎

る第一區は、薦田氏一人の奮戰ありたるのみにて慘敗するに至り氣の毒の感があつた。

これで各區の成績を見ると

優勝　三十九點　第三區
　　三十三點　第五區
　　二十七點　第二區
　　二十三點　第一區
　　十七點　第四區

各組優勝者は左の通りで

個人優勝者

八點（大將組）薦田義一（札幌）
八點（第二組）安達量見（大分）
八點（第三組）岡本幸二（金澤）
八點（第四組）安井清作（三重）
八點（第五組）森金藏（京都）
七點（第六組）渡邊小次郎（新潟）

演技終了するや住江主事は其旨を告げ直ちに

優勝旗並賞品授與式

を擧げることにした松井會長は

劍道第三區
柔道第四區

に優勝旗及大臣カップを各授與し個人優勝銀盃は前記各組優勝者に授與せられ尙優勝メタルを優勝區選手に交付せられ次で

會長は挨拶を述べた

一言御挨拶を致します、審判官各位竝に來賓諸君の御援助によりまして、本日の演武大會が、盛會裡に終つたと云ふことは、私共當事者と致しまして、誠に感謝に絶へざる次第であります。殊に此度は我々國民と致しまして、一日も早く其期の來る事を御待ち申上る御大禮が近く行はせらるる此の京都の地に於きまして、又苟も武道に心ざす御互ひが、常に憧れの殿堂である、此の神聖なる武德殿の本殿に於きまして、今回の試合を致しましたことは派遣刑務所は勿論選手各位の御名譽は申すに及ばず、當局者と致しましても、滿足此の上もない次第であります、この點に付ては特に斯道の先輩たる、審判員各位來賓諸君と共に歡喜に堪へない次第であります。

偖而刑務協會も演武會を企てました根本の趣旨は今日事新しく茲に申迄もなく、地方の支部に於ても又大會の席上に於ても、私より是迄屢〻申上て居りますので其理由に付ては詳しく申上る必要はないのでありますが、唯御互ひが我國の精華である武道練磨により神聖なる士風を養つて延ては、刑務の實質の方面に人的戒護は申すに及ばず精神的戒護竝に其の感化の充實を期することが、此の演武會の最終目的であるのであります。

最初の頃の事を考へて見ますれば或は此の目的に添はない點があつたのであります。

例へて申しますれば、或は一時的雇兵を以て唯勝負にさへ勝てばよいと云ふ樣にやられたこともあり、又演武大會の模樣を見ても、全く武士道と云ふ事を度外に置き若しくは忘却して、唯勝負にさへ勝てば能事終れりとし全く男らしくない、遣方を取られたでないかと思はれたのでありました。

而して是は要するに演武と云ふ目的を外れて居り、修養の方面から申しましても演武會の趣旨から申しましても此等は總て斷然改めなければならない點でありました。

然るに最近に至りましては、一回、二回、三回と回を重ねるに至りまして、始めて演武會と云ふものは、如何なる目的のために催されるに至つたかと云ふことが段々御理解を得一般的に知れ渡り、現に本日の實際の場合を見ましても、最早此の趣旨が徹底するに至つたかと思はれます。

此點に付きましては私から深く感謝致し度いと思ふのであります。今日刑務官は日日に重要味を增して來るのであります。

私から事新しく申すことはないのでありますが、此重責ある刑務に從事する御互ひは、如何なる素質を要求せらるであらうか、智育、德育、體育の具備した崇高なる人格を要する事は今更申す問題でありません、

此三つのものが備つてこそ重責を托するに足る刑務官と云ふことが出來ると思ひます。

而して智德體三の中殊に體育は其根本であります、健全なる精神は健全なる身體に宿ります、行き屆いた戒護は健全なる身體の持主に依りて行はれます、健全なる精神と行屆いた戒護によりてこそ改化遷善の實績を擧げる事が出來ると思ひます。

刑務協會は演武により主として、各位の體育をなし、又各位の不斷の修養によつて智德の涵養をせられたい、刑務協會に於ても御承知の通り懸賞論文を募集しましたのは智育の方面に資せんとするのであります。

未だ論文の審査は終りませぬが優秀のものも見受けます。何卒各位益〻智德體三育に格別に留意せられ國家の負托に酬ひ、重責を遂行せられんことを切望して止まない次第であります。

甚だ簡單でありますが是れを以て御挨拶とする次第であります。

住江主事閉會を宣し目出度茲に終りを告ぐ時午後五時。出場選手には何れも記念メタル及御大典記念博覽會入場券を贈呈した

了

（文責　掛樋生）

刑政第41巻第12号
矯正図書館

曠古の盛儀を記念する爲
本會より表彰したる人々

十五年以上皆勤——廿五年以上精勤——
三十五年以上勤續者——八十六名に上る——

曠古の大典たる御即位禮を擧げさせ給ふ吉辰をトし、本協會は例年の如く刑務職員中十五年以上皆勤者三十八名と、廿五年以上精勤者三十名を表彰すると共に本年は特に、この御大典を記念する爲、永年勤續者を表彰することとし、三十五年以上勤續の判任官以下刑務職員十四名と、四十年以上勤續の高等官三名並四十年以上勤續本協會職員一名を表彰した。その氏名は次の通りであるが、この特別調査に當り三十五年以上勤續者は三十四名、三十年以上勤續者は百六十七名に上ることを知つた。

◇十五年以上皆勤者

銀盃　壹個贈呈

小菅	看守長	菊樂夷	前橋	看守部長	菅野淺造	高知	同 笠井鹿太郎
同	雇	稗田知	同	看守	小野澤品藏	同	看守長 熊野染太郎
市谷	看守長	林仁次郎	靜岡	看守長	高橋松之助	名古屋	作業技手 横井末治郎
同	看守部長	長谷川米藏	長野	看守	白澤壽一	金澤	看守部長 余川芳次郎
巣鴨	作業助手	廣田菊次郎	同	看守長	松野八藏	廣島	看守長 横田長右衛門
			京都	看守部長	高野勳	三池	看守部長 藤吉金藏
			大阪	看守長	前田孫次郎	福岡	看守長 岩本キン
			高松	看守部長	永峰寛次郎	同	雇 橘靈澄

鹿兒島	看守部長	木下右京	千葉	看守部長	吉野房吉	德島	作業技手 島田有一
同	看守	佐藤左一郎	水戸	看守	榊戸信之介	高松	看守部長 堀八郎
宮崎	雇	長沼利男	仝	雇	大内綱吉	仝	仝 中村幸七
沖繩	看守長	西村仁太郎	仝	小使	近藤助次郎	仝	作業技手 長島小太郎
宮城	同	柏原平助	靜岡	看守部長	大石竹次郎	高知	看守部長 笠井廉太郎
福島	看守長	高橋作三	甲府	仝	保坂善作	三池	保健助手 新谷正保
仝	看守	荒井章	京都	仝	香椎豐次郎	鹿兒島	看守部長 鶴丸榮藏
仝	仝	渡邊鎌造	大阪	雇	杉山豐吉	山形	同 三浦養助
山形	看守部長	佐藤幸太	神戸	看守長	石井修司	秋田	作業技手 加藤吉藏
仝	仝	小番清次	仝	仝	境外次郎	同	看守 杉山滿雄
仝	看守	佐山七右衛門					
秋田	看守長	淺田助次郎					
仝	看守	杉山滿雄					
青森	看守部長	雪田幸太郎					
札幌	看守	太田靜					
仝	仝	瀧澤末吉					
仝	仝	澁谷祐藏					

◇廿五年以上精勤者

置時計　壹個贈呈

巣鴨　作業技手　瀬戸敬助

表彰狀

氏名

刑務ニ職ヲ奉スルコト　年恪勤精勵其功勞顯著ニシテ世ノ模範ト爲スニ足ル仍テ　御大典ヲ記念シ銀杯一組ヲ贈呈シテ其功勞ヲ表彰ス

昭和三年十一月廿日

刑務協會總裁　原　嘉道

（勤續表彰狀）

矯正図書館

函館看守部長　畑中文也
網走同　齊藤右膳
同　安在榮之助
平壤看守長　石川亥之松
同　佐伯恒太郎
台北雇　林寛一
台南看守長　勝又保代
同　看守部長　今久留章次郎
同　看守　平間庄治
大阪典獄　坪井直彦
高松同　井上金次郎
福島同　長谷川喜一
長谷川　同
新潟雇　佐藤正次郎
大阪同　高林釟太郎
神戸同　石田常進
看守長　箕島文太郎
同　滋賀雇　富增利助
徳島同　笠井幹太
松山作業助手兼雇　廣田安次郎
福岡火夫長　谷川初太郎
熊本看守長　長沼秀家

○四十年以上勤續
高等官

○三十五年以上勤續
判任官以下刑務職員

巢鴨看守　市村鈕次郎
水戸雇　小笠原長貞
宇都宮看守長　石島興
同　小使　高橋松次
甲府看守部長　齋木喜太郎

○四十年以上勤續
刑務協會職員

主事　島田榮造

鐵筆　福村蒿江

回顧三十有餘年（五）

河野純孝

六　赤松皆恩師の人格

人を感化するの道、大体に於て言語と文章とを主要とするも、手で感化し、姿で感化すること亦尊き感化の道である、親鸞聖人の山伏辨圓に於ける、西行法師の遠藤文覺に於ける、著しき姿の感化の史實である。姿の感化とは人格の光明化である。明治二十六年六月、大阪監獄首席教誨師として、前任里見法彌師の後を襲ふて就任したる赤松皆恩師の教誨師としての特色は、實に人格の感化であつた、本山が睿采、里見兩手腕家の後任として同師を派遣せられたるもの、本山に於ての考慮如何は知るべからざるも、師の來任は恰も時代順應の事實と爲つて來た。睿采師の在勤時代は、教誨事業發展の緒光を呈しかけた明治廿二年より廿四年の上半期までの間であつて、同師の如き教誨の技能に長じ、教誨の活力を有し、而も全身を打ち込んで熱烈事に當る人が特に必要であつた、その後を詔ぎた里見氏の在勤時代は、教誨事業が法制の範圍に入り、教誨師が官吏化する明治二十四年より二十六年上半期までの間であつたからして、同氏の如き時代向の學識に富み、思慮緻密に、紀律的行動を執る人が亦特に必要であつた、その後を襲ふた赤松氏は來任三四ケ月の後即ち其年の十月頃、內務省の教誨師待遇に關する方針が精神的に回轉し、法制の下に設けられて居た教務所を廢し、人爵的の判任待遇を撤し、宗教家としての天爵を認めて之を遇するを可なりとすること、なり、大阪監獄も仝年十一月頃之を實行されて、赤松氏の如き人格者が亦適任となつたのである。同氏は宗乘餘乘を始め博く和漢の學に通曉せる學者であつた、學德兼備とは實に師の如き人に於て之を見出し得たことである。學德共に高きが故に良教誨師にあらずとの說は、是れ教誨師としての技能が伴はなくてはならぬとの謂なるも、師の如きは當時に於て蓋し例外の人であつた。師は其時本派本願寺の輔教の學階を有して居たが、後日司散の學階に昇進せられた人であるから、その學殖の深かつたことを証することが出來る。而して其德に至つては之が高下を量るべき標準なきも、其の言行及態度が他人の心理に感觸する所に之を窺ひ得らゝものである。師は明治十八年頃三池集治監に教誨師たりし時、或る日監獄の教誨の終へての歸途、典獄の宅に立寄り、其辭去するに際し玄關に脫いで置いた靴を穿たんとせしも、足俄かに靴に容れられずして當惑せる姿を、送り出た典獄之を見て直に師の足を取り靴を穿たしめたとの笑話がある。是れは余が他の人より傳へ聞いたことである、典獄も若し師が普通の人ならば或は下婢を召し或は子女を呼んで之を穿たしむべき筈なるに、自ら手を下だして之を助けたるもの、是れ平素師の人格に

矯正図書館

敬服する所あつた故であらう、過を見て茲に仁を知るとは蓋し師の如き人であらうか。現代の教誨師中、典獄と同行して典獄の鞄を投げた人もあつたとか、斯の如きは平素行動上の一小些事たるには相違なきも、人格の高下は斯かる場合の機微の間に自然に發露するものである。監獄學の名家小河滋次郎博士の所謂典獄、醫師、教誨師は監獄の三尊であるとの說も、赤松師の如き高德の人に於て明かに之を實現し得られたのである。

七　大阪時代の雜感

余が大阪在勤三年間に師事した畢采、里見、赤松の三師は、教誨師として各その特色を有して居た、而も其特色が三師在勤の各期間に於て、教誨事業の形勢の變遷する場合、三師各その時代々々に適應する特色があつたこと、是れ余が修養時代に偶然遭遇したる幸福であつた。前節に述べた如く、畢采師の在勤時代は教誨發展の緒光を呈しかけた時、里見師の在勤時代は教誨事業が法制の範圍に入つた時、赤松師在勤の時代と爲つては法制の內より其外へ一時後戻りしかけた時であつた。余は三年未滿の短歲月に三師に就て學びたる所のものは、爾後三十年の長期に涉つた經驗よりも、得た所のものが多かつたやうに思はれる。畢采師に就ては教誨の技能、献身的の熱心、在監人視察の聰明。里見師に就ては品格の高尙、時代的の學識、注意力の精緻、事務的の才能。赤松師に就ては學德高き人格、從容不迫の態度。余は固より不德短才、三師に追隨することは出來なかつたけれども、三師の特色特長を一丸とし之を教誨師たる者の理想として、三十餘年の勤務中旦暮汲々として唯その及ばざることを是れ恐るゝの心想で過ごし來つたこと、是れ三師より與へられた賜である。之を約言すれば、教誨は畢采師に、公私の行動は里見師に、學德に基く人格は赤松師に則らんことを平生の念願としたのである。併し畢采師には接觸の期間僅に三ケ月半であつたからして、親み深き個人的の教を受けたことはなかつたけれども、余の先輩たる同僚龍野善立氏が、長く同師に就て師の呼吸を能く飲み込んで居て、之れを余に傳授して呉れたからして、余は龍野氏を透ふして畢采師の理想及技能を窺ひ得たことであつた。この意味に於て余は龍野氏に感謝せざるを得ざるのである。尙畢采師は自己の能力を信ずる自信力の强きと共に、教誨そのものゝ効果を亦深く信ずるの人であつた、行刑上若し教誨を拔きにしたならば、犯罪人の改善は到底出來得べきものでないとの確信を有して居た人であつた。現今に至つては我國の教誨事業も五十餘年の年所を經て、その効果亦朝野の認識する所と爲りたるも、今より三十餘年前に於ては教誨事業が僅に其緒に就きかけた時、而もまだ海のものとも山のものとも見當の充分付かない場合であつたからして、師の如き教誨の効果を信ずることの特に深き人は珍らしかつたのである、是れ師の教誨が活き〳〵して居た所以である。今日の教誨師中自信力の乏しき人あるのみならず、その職の効果程度を如何に見て居るか、その職に對する信念の有無が疑はしく見ゆる人もあるやうである。古來自分の職を尊信せざる人にして成功した人は殆んどない。自ら侮つて而して人之を侮る、とは獨り自分を侮る人のみでなく、亦自分の職を侮る人に適應すべき警語である、土工や人足の如き職業ならば所謂腰掛仕事としても可いかも知れないが、精神界を指導する教誨師の如き職務は、畢采師のやうに身も心も之れに打ち込んでやらなければ、道の爲にも將又自己の爲にも何等得る所なきに至るであらう。

大阪在勤三年間に師事した前記三師は何れも已に過去の人と爲つた。而して又僚友として相切磋し相交游した人十名の內、龍野善立、深親了巖、木村惠敎、能仁逢朗の四氏亦已に逝去し、水田俊長、幡多乘之の二氏は其所在を審かにし得ず、現在互に音信を通ずる人は、赤松彰心、豐田善確（元椎原僧確）、濃見顯彰（元吉見賴母）、神谷龍海の四氏、而も神谷氏は今尙教誨師の現職に盡しつゝあることは欽羨に堪へざることである。

棺前教誨は余が大阪在勤時代に始めて行はるゝことゝなつたのである、之は當時の內務省監獄課長小河滋次郎氏が外國の施設に倣ふて、之を全國監獄に行はしむることゝ爲つたのである、この種の教誨は最初特に有効のものとして創始せられたものであつたけれども、その棺前に列席せしむる者として指導せられた、共犯者、親戚者、同鄕人、同房者等が、存在しない場合が多くあるやうなことで、爲に讀經が主と爲り教誨が從となるやうな傾向と爲り、之を行り始めた時と大分趣を異にするやうに爲つて來たけれども、關係ある少數者には確かに有効の教誨たるを失はないことである。

余が三年間に接遇した在監人中特に記憶に存する者が三四名ある、その一は、當時大阪に於て藝名を轟かして居た某俳優である、この人は暗

矯正図書館

博犯で二月の刑を受けたもので、顔色特に白く若盛りの名優であつたからして雜居工場に於ける多數の賭博犯中實に万黒叢中白一點の觀があつた、同人へ來る日々の信書が二三十通より七八十通もあつた日もあり、是れ皆最屓客よりの見舞狀であつた、當時は信書の發受に制限の無い時であつたからして、その多數の信書を悉く本人に示したものであるから、本人も日々信書を見るに忙殺せられた、信書の發受に制限を立てられた時には稍苛酷のことのやうに思はれたけれども、之れが濫發時代を顧みれば無制限の弊も亦著しきことであつた、併し余は唯受信の方面に於て何とか制限の緩和を圖らねばなるまいと思ふ、現行法に於ても固より必要と認むる信書は制限外に之を見せしむる規定はあるも、來信の必要程度は之を受くる本人にあらずば確知し得べきものではない、檢閲する役人では闇中摸索のやうなもので、適切に其見分けを付け得べきものではない。この事再考を要すべき問題であると思ふ、次に銀行支配人にして六万餘圓の委托金費消（今日の横領罪）事件で入監した人があつた、六万圓とは巨額な贓金とて天下を轟かしたことであつたが、今日に於ては四十万五十万圓と云ふ犯罪事件の連發するも、之を怪む人なきは、貨幣價格の變遷實に驚くべきことである。次に壯士にして刑事巡査に傷害を加へた事件で入監して居た人が、畢來教誨師に對し阿彌陀佛の本籍住所は何所であるかと質問したるに、師が一笑の下に之を撃退したその妙手腕には敬服したことであつた。又龍野教誨師が懲罰監の前に立つて教誨せる時、被罰者の一人が、そんなつまらんことを云ふよりは忠臣藏の三段目でも語つて見よと云ひつゝ、便器に手を入れ糞便を取つて投げ付けたるに、氏は袴の裾を汚がされたるに拘はらず、依然、その教誨を繼續して之を説服されたこともあつた。爾後余は長き歳月の間右の如き奇矯の者に直接しなかつたからして、今尚之を想ふて奇異の感を生ずるのである。

新時代に於ける刑務官の使命

印南於菟吉

協會は頃ろ看守長諸君に對して此題目を課せらる、御大禮を前に差控へたる今日、更に深く考へさせられる節が多い。依て平素抱懷の卑見を茲に披瀝して新進の刑務官に示すことゝする、敢て應募せんとする意思では無い。

（昭和三年十月）

（一）

靜かに世運の推移を顧みるに明治の世は日本を世界の班儔に列せしむべく、あらゆる人文を廣く各國より吸收すべく大に努力して居つた時代とも見へやう。大正に入つては此の採り入れた雜然たる材料を整理し消化し自己の榮養化を計つた時とも謂へやう。昭和の新時代は正に健全に發達した成人として十二分の活力を發揮し更に飜て世界文化に貢献する所あらねばならぬ時となつて來たのである。今は模倣時代ではなく獨創時代と移り替つた、我等は廣く世界を視ると同時に日本の位地を內省しなければならぬ、若し思潮に東西の二流ありとしたならば之を渾然融和し、更に獨自の新機軸を世界に發表しなければならぬ時が來つた、之が日本の當然負ふべき任務、使命であらねばならぬと思ふ、この使命を果さむが爲めには實に過去幾多の年月を其準備に粉骨碎身、努力し來つたのではないか、今後と雖も無論永へに之が努力は繼續せられなければならぬが、平素我等の從事して居る單なる刑政に就て見るも、今は既に國際刑務會議の一員として我國の加盟したる以上は、當然の責務として更に一層國際的に一般社會文化を裨補する所あらねばならぬことを痛感する。先進國の事業は勿論此の點に於て燦然たる

矯正図書館

ものあるが我も亦之と相頡抗する位の意氣がなければならぬ、然るに事實は如何、昭和の世に於て我等は更に數歩を前進せしむべき責務があると深く思ふ。

（二）

刑罰理論の何れに在るにもせよ、（一）刑の本質が犯罪者の身體及精神上苦痛の内容を含むこと、（二）刑は犯罪者の改善を企圖することの二點は一般刑事學者の是認する所であつて何人も異論は無からう、學者は之を稱して一般豫防、特別豫防の名稱を附して說明するが、さて行刑當事者として之を見るときは、所謂一般豫防なるものは裁判の形式に依て刑務所拘束を命ずること夫れ自体であつて刑務行政としては殆ど何等干與する所が無いではないか、唯特別豫防として苦痛と改善とを巧みに配分應用することに依つて之れが目的を達しなければならぬと謂ふに過ぎぬ、而かも此特別豫防なるものに就て深く之を省察するに、全体苦痛と改善とは心理上矛盾したもので到底之は融和出來るもので無い、苦痛は何人に對しても嫌忌拒斥の本能性質を持つて居り、改善は共鳴共調の心理作用が無ければ到底成立するもので無い、此矛盾反撥の思想を巧みに織り成して行刑の實を擧げやうと謂ふのが抑々間違の根本ではあるまいか。

果然自由刑が法典の上に採用せられて百年經つか經たなゐ内に、早くも刑務所拘禁非難の聲が喧しかつた。刑務所には避く可からざる弊害あることを發見した、人をして長期間一小區劃内に生活せしむることそれ自体が既に嫉妬猜忌の念を助長せしめ變屈人癈人たらしむる傾きがある、社會に在ての快活者も兎角陰欝無情となり他人との共同動作に堪へ難き變り者となつて仕舞ふか否らずんば犯罪大學を卒業して一層の極惡物となつて社會に復歸するのである、此兩者何れにか落つることあるを免がれぬとの非難は到る所に聞へた。

茲に於て今を距る五十年前（千八百七十八年）米國（インデヤナ州）に先以て刑務所に入れぬ策として執行猶豫の制が行はれて漸次歐州諸國に傳播した、これで罪狀の輕微な者は成るべく自由刑の弊から遠ざからむことを努めたのではあるが、何分大多數は今尙院的組織の下に拘束し、泣く〳〵之を繼續して居る有樣である。

（三）

刑務所は果して人を改善せしむる機能を有せざるや、これは一寸解き難き問題ではあるが、さらばとて之に採て代るべき良制も未だ發見するに至らぬ、先以て刑務所の弊を妥除するより他に途は無からう、從來刑罰の苦痛なるものゝ解釋は隨分極端であつた、これは紀律なる代名詞に依て運用せられたのであるが、紀律は則ち訓練であらねばならぬのに、訓練上必要とせざること迄も紀律の語の内に句含せしめて之を强要したのであつた。時代の進步は最早昔時の紀律態度を以て律することは出來まゐ、刑罰理論の報復又は反坐主義の行はれた時代は行刑法に於ても唯單に苦痛を感ぜしむると云ふ意味に於て、徒らなる石材運搬を遣つて見たり或は坐業に從事したる者に態々反對の立働勞働に從事せしめたりする實例も明治の初年にはあつた、丁度英國の空臼挽又は「クランク」と謂つて空輪を廻はす仕事と同樣の程度で、成るべく刑苦を感ぜしむると謂ふ主義に外ならなかつた。既に今日の刑罰觀念は一變して、社會の秩序を維持する以外に何等の目的なしと定まつた以上は、刑苦なるものも現時の社會狀態に應じて之れが態度を改めなければなるまい、紀律も單純に訓練以外には何等の意味をも持たぬと解せねばなるまゐ、安坐をしたり喧噪に亘らざる談話を爲したる廉を以て懲罰に付することも多少遠慮しなければなるまゐ、これ等は何だか最早時勢遲れの感なきを得ない、若し紀律を單に良民的訓練と解するなれば、其處に現行の取扱方を改善せねばならぬ多くの點が發見せらるゝに至るであらう、斯の如くして刑苦と改善とは最早毫も矛盾せる思想にあらで、却て合致せる思想、融和渾一したる觀念として刑務所内に漲り得るに至るのである

（四）

報復主義の勢力ありし時代に、如何にかして此矛盾したる思想、苦痛と改善とを巧みに連結して一個の人格者を作り上げやうとて、大分刑務當局者の間に苦心を重ねられたことがあつた。其結果が則ちマコノキー、クロフトン等の主唱に成る愛爾蘭制……累進處遇なるものであつて、該制度は新入當初、下級の刑苦を主としたる處遇

矯正図書館

を受け、漸次行狀の悛まるに隨ひ上級の比較的自由の多き優遇を與ふる制である。一時はこの爲めに行刑上良成績を示したることもあつた、これは其當時の行刑が餘りに亂雜廢頽して居つたから、成績が特に目立つた譯であるが、兎も角行刑制度として相當体系を有し居り他にまた之に匹敵する制も無かつたから、歐米諸國皆之に倣つて今日に至つたのである。

勿論其間、獨房雜居可否の論爭もあつたけれど財政上の立場から、何れも雜居を承認せざるを得なくなり、爲めに一層累進處遇も勢を得て附き物となつたのである、決して之を以て理想の制度と認めた譯では無い。

我國でも輓近累進制度が各刑務所間に行はるゝに至つた、併しこれは多くは作業奬勵の一方法として採用せらるゝに至つたのであつて、歐米の制とは少しく意味を異にする、彼に在ては行狀に重きを置くが、我に在ては作業に主眼を置く、彼に在ては當然減刑假出獄を伴ふのに我に在ては構内極限せられたる範圍の優遇を受くるに過ぎぬ、自然之が効績に於ても彼と比較することは出來ぬが、而も亦相當の成績を擧ぐることが出來たと謂つて差支なからう。唯累進處遇の欠點とする所は既に先進國に於ても謂はれて居る通り、往々最も善良囚と認識されて居る者が社會に在て不良、累犯囚と成て更に入所し、不良囚と認められた者が却て良民と成つて生活すると謂ふ珍現象を來すことである。偖此原因を何處に求めたら宜いであらうか、恐くは之がオスボーンの所謂自治制を發見するに至つた動機ではあるまいか、兎角柔順一方で無氣力の者が能く規則を守ることに依て上級に昇進し易く、多少活氣のある元氣者は自發的行爲に出つる爲めに規律違反となり下級に沈滯せざるを得なくなり、遂に不良囚と銘打たれるに至るのであつて、之が社會に出でては正に能く良民的生活を營み得る性格を持つて居るが、柔順者は去勢されたと同じで社會と適應する能力さへ缺く者と成つて累犯囚となるのであるまいか。これは余自身の經驗に於ても屢々實驗する所で、既に余の關係して居る刑務所で不良囚の釋放は一々警察官署に通報する。善良囚の放免は之に反して保護會に交附する、然るに保護會は交附したる者の放免後の成績を徵すると、警察官署通報者と餘り格段の差異なきことを發見する、どうも上級囚必ずしも善良ならずとの嗟嘆を發せざるを得ない。殊に累犯囚に至ては假面に相當修業を積んで居るから多少の「ハンデキャツプ」を附しても直きに上達する、則ち

之に依て見れば行狀の可否は直ちに改悛の程度を象徵して居るもので無いと謂へやう。

（五）

さりとて自治制には余は反對する、一の滑稽劇として觀賞するには善いかも知れぬが、實際行刑の立場となつて眞面目に考へたならばこんな戲劇を演ずることは到底出來ない。また世人にも容れられまい。獨り夫れ計りでなく收容者の爲めでもない、どうしても收容者には强制力を以て訓練しなければならぬ、紀律即ち訓練の意義を缺いた自治制に何の良果が結ばれる道理があらうか、奇異の觀を以て一時世評には上つたが、果然結果は不首尾であつて一昨年オスボーンの不慮の死と共に米國に在てすら將來の發展を危ぶまれるでは無いか。

撰擇せられたる囚人に優遇を與へて看守を付せず、又は一の集團を作らして連帶責任の感を養成すると謂ふ累進處遇上級者の優遇法がある之を指して自治制と謂ふ人があるが頗る誤まつた說であると思ふ、既にオスボーン自身が此點を十分能く釋明して居るから其說を籍りる、曰く優遇は囚人の善行及從順なることに依りて刑務所長より與へられた一種の賞與であるが、自治制は之に反し單に他囚に對して責任を感知せしめ從順ならしむる方法であると、如何にも優遇と自治とは形の上に於て同一であつても觀念に於て違ふ所がある、殊に自治は强制力を用ゆることある累進處遇とは全然別異しなければならぬ、優遇の一種として相當自由境遇を置くことは無論自分の贊成する所である。

先以て今の所では累進處遇は理想的でないにせよ、一般處遇として之を支持する價値があると思ふ。併し飽く迄も其處遇は個別處遇の階梯であることを承認せねばならぬ、從て個別處遇上必要とあれば累進處遇を犧牲にしなければならぬ、此意味に於て個別處遇の不行屆の廉を累進處遇に依て補を付ける程度に思ふて之を施行するが宜くはないかと思ふ。

（六）

矯正図書館

個別處遇とは何ぞや、如何なる方法を以て施行すべきか。これは實際問題としては眞に愼重に考慮を運らすべき重大緊切なる事案である、之が爲めには將來刑務所の行政組織に於て或は幾分變更せらるゝを免がれないであらうが、兎も角今日焦眉の急としては全國に五、六個所の實驗研究所を附設して欲しい、精神病學者、心理學者社會學專攻の者等が集まつて新受刑者に就て各專攻の立場より個別的に科學的調査を重ねて犯罪原因を十分に探究せしむることを企てゝ見たい。自分の過去一年間不完全なる組織で不十分の實驗を重ねた結果に徵するも、此必要を益々痛感せざるを得ない。

犯罪原因を調査するは恰も醫家の病源を探るが如く、行刑即ち對症法としては先づ第一着に爲さねばならぬ仕事である、此分り切つた事柄が從來等閑に付せられて居つたのが、寧ろ不思議に感ずる位で、如何に行刑が統一又は公平とか謂ふ美名の下に誤まられて居つた恐ろしさを今更の如く慄然たらしむる。勿論適確に初から病源をつき留めることは至難であらうが、犯罪學に關する多少の文獻を渉獵したる后、實驗を重ねれば相當程度迄犯罪原因に就て意見を立て得ることゝ信ずる、何分にも今日此個性觀察が各國共十分に行屆いて居らぬ關係上、之が文獻が乏しい樣に思はれる、專ら我等の實驗から得なければならぬ、また實驗程尊い者は無いのである、實驗を無視した空論は我等は多くの諸先生から聞くの榮を有する、併し實驗報告は極めて尠ない、之も五、六年繼續して行へば相當熟練して大凡そ型と稱する者も會得し且又分類することも出來る樣になると堅く信ずる。自分の意見としては先づ犯由を外因と內因とに分ち、內因は謂ふ迄もなく犯罪者個性の精神狀態であつて刑務所の處遇基調となるべきものである。矯正し得られるものならば此點に主力を注いで處遇方針を定める、從て看守の日常動作の視察も追隨觀察と成つて此內因の判定を是正する役を務める、又免囚保護の上に於ても唯無暗に愛憐の情計りで無しに犯由の內外因を併せて通報し根據ある適當の措置を採らしむることが出來る、斯く基礎を科學の上に置て調査の歩を進めなければ本當の行刑は出來ぬと思ふ。玆に注意すべきことは刑務所は一般の行刑觀念に背馳して迄も治療本位に立つて行くべきものとは思はない、此邊は頗る「デリケート」の問題で行刑觀念を以て對症療法を併せ行ふことは十分出來得ることゝ信ずる。刑務官の新使命は玆に在るのではないか之が

爲めに新時代の刑務官は廣く心理學倫理學社會學等の一般觀念を養成する必要がある、近時の刑務官練習所の方針も亦玆に有る樣に思はれる、餘り法律偏重では刑務行政の進運に立つことが出來難い、刑法界の權威ある泉二博士も曾て刑務官の態度に就て今一層教育家らしき風であれと苦言を呈せられたことがある、如何にも至言である、また經理問題のみに沒頭したり、用器問題に沒頭するようでは刑務所本來の任務を忘れたる者と謂はなければならない、決して刑務所內各擔任事務に付て輕重を付する譯ではないが、廣き意味の紀律問題を外にしては到底刑務所の存在を認めることは出來ないではないか、教化も亦紀律の一分派で今日の儘で足れりとする譯には行くまい、醫師も亦普通の內外科醫で善しとせずに少くとも大刑務所には相當精神病の素養ある者を要する實驗心理學は精神病學より分派したものだから却て實驗臨床上の事は精神病醫の方が善いかにも思はれる、兎も角も保健技師に精神病醫の居らないことは個性診斷上非常に自分等の遺憾とする所である。此個性の診斷に基く處遇法が將來刑務官の發展して行く途で、之を使命と信じ飽く迄努力して開發しなければならぬ、此以外には行刑の途が無い。

兎もすれば眞摯なる行刑をして感情の上に弄ぶことは御同樣我等の愼しむべきことゝ考へる、憐れむべき罪囚として徒らに涙を流すのも善くないが、さりとて又惡むべき極惡囚として嫌忌することも惡い、冷靜に科學的信念の上に立ちて彼等の改善法を講じなければならぬ、唯從來の普遍的なる取扱、實丹式萬病藥では左迄の効果のあらう道理が無い、之に依りて改善の事實ありとしても偶中であつて再び繰り返す譯には行かぬ、斯の如き一般的行刑は個別處遇の及ばざる範圍外に立ちて無論必要であつて且又相當時代思潮を顧慮せなければならぬが、個別處遇は之に反して專ら科學的基礎の上に立て之を遂行せんとするものである、單なる情、氣合の上に彼等を動す所の感化、固より不可とはしないが、當局必ずしも有德の人を以て充つるを得ず、或は稀に其人ありと雖も其人亡くして感化の途絕ゆの憾あるを免がれぬ、どうしても永久に正しき行刑を爲さんと欲すれば此方法に據らざるを得ぬ、將來に於ける我等の使命玆に在るを堅く信ずる、之が爲には奉公の誠を竭くし且幾分なりとも社會福祉を裨補增進したいと思ふ念頗る切なるものがある。（終）

矯正図書館

新時代に適應する
收容者處遇の要諦

要諦は法律制度の中に活躍する　教育の要諦と經驗——收容者處遇の要素五つ——
收容者類別上の概念——能率經濟と處遇の要諦——處遇の要素より流るゝ音樂——
條文の暗誦は價値がない——收容者のぼろ〳〵になつた音譜を拾つてやれ。

典獄補　江村繁太郎

吾人は行刑の實際の仕事をしてゐると信じてゐる、晝夜收容者に接觸し一番親しみのある者、事情の判つてゐる者は、何んと云つても吾れ〳〵の外にはあるまい。諸般の法律命令は固より處遇の實際を教ゆるものであるが、各異つた個性を有する生きた人間、殊に精神病學者の所謂變質者病的性格者などを取扱ふには、抽象的な法律命令のみでは物足りない感じがする、こゝに吾れ〳〵の生きた仕事即ち處遇の要諦がある。學者の考へたシステムも亦叙上の意義と同じもので、その處遇の要諦は矢張りシステムの中に活躍する吾れ〳〵の仕事にあるのだ。かう云ふのも畢竟するに制度は忠實なる家僕たるべきものであることを理解し、之をして專横を擅ままにする暴主たらしむることは絶對に避けねばならぬと云ふに外ならぬ。換言すれば法律命令や制度は吾れ〳〵の盾として矢彈を防ぐ考へでは未だ本當の仕事ではない、貴重なる資産とするに至つて初めて妙用があると云ふのである。

ある教育學者に聞かされたことがある、事務上時として少し位の過失があつても、大なる感化を生徒に與へその進歩の上に大なる力を與ふる者は、寧ろ教育者に近いと云つてゐた。少し位の過失、それは教育者に限つて認容せられた譯では決してない、大なる感化と云ふことに最も重い意義を與へんとしたに過ぎないと思ふ。收容者處遇の要諦も先づこの點から出發せねばならぬ、即ち收容者に大なる感化を與ふることは結果より看て、處遇の要諦をなすものであると云ひ得るからである。元來處遇とは對人關係であつて、感化とは乙なる人をして甲なる優越人を模範として學ばしむるにある、收容者に、彼は判らぬ奴だ同情もなければ親切もない、しかも不公平で恃みにならぬなどと云ふ感じを持たせると、甲なる優越人は乙なる者と人替はるようになり、處遇の要諦も糞もあつたものでない。たゞ法律命令を機械的に執行するに止まるのみならず、遂には機械的にも執行が不可能となる處がある。

ある日の經驗に近頃赴任したA職員があつた、某私立大學出身で年も三十近いと云ふからよい年頃である、一寸見たところ神經質のやうな風があり、何處かに未だ角がとれてゐない氣持がうかゞはれる、獨居舍を一房々々と訪問して新任の挨拶かなにかを述べ、次ぎ次ぎにとやつて行つた。第二十房k收容者の室の前に來て頻りと談し込んでゐたが、何時しか聲が大きくなり終に喧嘩が始まつた、私は止め役を承り、やつとのことで收め内容を調べて見ると、無論收容者が惡いに決つてゐる、しかしA職員の失策も亦多分にあつた。喧嘩の大要は、K收容者が常に親しく、神様のように信頼してゐた先任者B職員を、A職員が貶なしはしなかつたが少々大學卒業風を吹かして左程賞揚しなかつたことに原因する、要はA職員が自己反省の修養が足りないため處遇の要諦を外れたからであつた。處遇の第一歩を誤つたA職員は獨居舍で呶鳴られてからは、一般收容者に蔑視せられるようになつて大變氣の毒な狀態に陷つた。收容者に大なる感化と進歩の力を與ふると云ふ教育者の言は、此場合二階から目藥ほどの效き目もない、これは實例の一片に過ぎぬが類似の事件は毎日幾度も繰り返へされてゐる。

故に處遇の要諦は先づ吾れ〳〵自分(行刑の主體)から出發せねばならぬと思ふ。それは第一人を感化する性格を必要とする、そして溫容な言語動作——氣分等を以て接觸する者を自然に引付け同化せしめねば止まぬ性格、時たまには氣に喰はぬ腹立たしいことがあつてもその人に接觸すると威愛に解けるような感じを與へる性格者でなければならぬ。そこに收容者の德育を芽生へさせ大なる感化を與ふる譯になる、此の感化を與ふる人でなければ作業を督勵しても效果はなく、場内の取締を充分に行ふことも出來ない、又收容者を心服さすことも不可能である。感化と云ふことは收容者を能く取締り心服さすと云ふことの積極方面であり、取締や心服は感化の消極である。教育學上教育の主體は他人の上に教育的影響を及す性格者を第一の要素としてゐるのも亦此の意味に外な

矯正図書館

らぬと思ふ。第二は學問である。專門智識の必要といふよりも常識的知識の豐富を最も必要とする、ある人は書籍の一頁も開けず萬年曆を空で記憶したやうに、俗に云ふ耳學を以て常識の發達した人であると看做すことがある。斯る常識は聞き苦しいのみならず耳學は千把一束になり易く常に認識を誤る場合が多い、常識は必ず學問から紡織せられた常識でなくてはならぬ。收容者には可なり學問に通じた者が實際に少なくない、さうした收容者よりも學問が上でなければならぬことを決して條件としない、前世紀？では越中褌を越中褌（こしなか）と讀んだ實例もあると聞いてゐる。近來外國語を邦語の中に交ぜて使ふことが屢々ある、少なくとも毎日新聞に出る邦語交りの外國語位は常に研究して知つて置く必要がある、常識以外の專門學は之を知ることによりに一つの權威をなすことは勿論であるが、知らないことは不知で權威を損ずるものでない、生兵法は寧ろ危險である。第三には實際社會生活に關する識見である。換言すれば人生觀である、常に社會の趨勢社會の實狀に通じ人生としての通觀を持たねばならぬ、赤練瓦の村長さんでは收容者と毫も變りはない。近頃舊新雜誌に散見する危激思想も一應は取調べて筋通だけは知つて置く必要がある、殊に收容者の殆んど全部は無產階級であつて勞働によつて生くべき道を求めねばならぬ者である、即ち自己の勞働を唯一の生活資源として賣控へも出來ず、生存の脅威を受けつゝ勞働を捨賣りとして立働かねばならぬ。殊に勞働の意思と能力は持ちながら勞働の機會を求めて猶之を得ることが出來ず、加ふるに刑餘者の故を以て排斥せらるゝ如きは吾れ〳〵の最も注意すべき社會の實情であると思ふ。この人生の通觀を持つについては唯現在にのみ執着して平面的に考へると良くない、もつと立體的に人生觀を求めねばならぬ、即ち生物的に觀た人間の進化——經濟的に心理的に觀たその經緯——その間に織込まれた道德宗教と云つたやうに、正しい中庸を得た識見がないと本尊樣がぐら付て迷ひ易い。棟梁がしつかりしてゐないと棟折榱崩の虞があるから危險だ、例へば吾れ〳〵はギャット云つて何處からか生れて來た、そして無我の狀態であつた、就學時が來ると稍や正しい記憶がある、しかし未だ衝動時代であつたが現在の人となりに付ては略ぼ判る、それから青春期となり物の哀れを知つた、子供を養ふて親の恩も初めて判つた、更に進んで自他合一社會のため働く時が來た、この各期に於ける心理と經濟道德と宗教と云つた人生觀には別に六ケしいことはない。又一般社會生活と拘禁生活の調和に付ても常に注意せねばならぬ、拘禁生活によつて收容者が特別な人生觀を產むやうでは社會に通用しないからである、第四に行刑に關する興味を有することである。刑務官になるについては各人各樣の動機はあらう、生活のための奉職乃至道樂にする人は稀かも知れぬ。しかるに一度刑務官として職を奉ずる以上、その仕事に向つて愉快な心持を以て從事し、始終自分の快心は行刑の任務に引付けられ研究進歩の興味がなければ自分の仕事を輕んずることになる。單に誤りがなければと云ふ消極氣分では收容者に感化を與ふることはとても出來ぬ、隨つて行刑の任務は盡されるものでない、又處遇の要諦に觸るゝ如きは到底望まれない。第五に職務の忠實收容者に對する公平と同情である。行刑の任務は實に細かい一舉一動まで規則で堅めてゆかうとする、そこで實際の仕事をする吾れ〳〵は目的のために堅めを破らうとすることがある、これは良くない、職務に對する細かしいことを守るは決してその人の人格を損ずるものでない、職務は本務として忠實を欠くと却つて性格に破綻が生ずる、公平とは單に物寫鏡的でない因果の關係を、取入れた公平でなければならぬ、收容者に與ふるものでも甲乙丙各異つたのを公平とする。同情は密かに物を與へたり徒に賞與金の計算を多くしてやるなどが決して同情でない、作業上其他一切處遇の點に付て親切に世話してやる同情は無論必要であるが、法規を外れた同情は絶對に禁ぜねばならぬ。同情すると云ふことは各種各樣の場合はあらうが特に必要なことは收容者の意見？つまり云ふことを肯定してやることである。換言すれば收容者の精神生活を讀み同情してやる、此の場合は收容者を自分の客我とし包容して行く氣分である。收容者は世間が狹い、思ひやりが少ない、これは必然的の歸結で無理はない、故に營まれる精神生活は直情經行である。之を電氣的勢力にたとへて云へば變壓所を通らない高壓電氣だ、自分が變壓所になつて之を變壓してやらねば人類生活に適しない、私は何時も收容者の云ふことを聞くとその良否は第二段とし先づイエス、よし能く判つた、然り、などの言葉を以て肯定してやる。自分の意見？云ふことを肯定されたとするとその瞬間に快感が湧いて來る、今迄の赤面をした興奮狀態は沈靜して麗しい表現になる、そこで否なるものはノーときつぱり云つてやると如何にも合點した顏付で領解する、これは恐らく處遇要諦の第一線に於ける大部分を占める事項であると思ふ。勳もすれば收容者

矯正図書館

よりも行刑の主體をなす者が熱くなつて怒ることがある、これは大なる禁物である怒ることは一つの勇氣のやうに考へる方があるかも知れぬがそれは馬鹿の骨頂で問題にならない。又收容者が自己の反省により目覺めてゐるに拘はらず恐れ入つても許さんなどと放言する人がある、對者の反感を招く之より甚しいものはない。

以上は收容者處遇の要諦をなす行刑の主體者側に付處遇の要素を說明した積りであるが、行刑の客體たる收容者側の觀察も亦必要であることは論を俟たない、何んとなれば對者によつて處遇の仕方は各異なるからである。ある精神病學者は腦の階級として全人類を幾多に分類し、その約五分の四を凡人とし殘りの五分の六をいろ〳〵に分けてある、その中變質者と病的性格者とを犯罪階級に打ち込んで、恰も犯罪者は變質者と病的性格者に限らるゝやう受取られる。吾れ〳〵の觀るところでは直に叙上の分類を肯定する譯にはゆかぬ、病的と云ひ健全者と云ふも程度の問題で本質の區別でないからである。しかし大數の上から云へば收容者には可なりの惡性がありそれが社會の事情に交錯してゐることは爭はれない事實である。學者によつて犯罪者の分類は異つてゐるが處遇上吾れ〳〵の知らねばならぬ概念上の色分は、

(一)精神病者、「精神病者」と云ふは或は當らぬかも知れぬが私は廣い意味に使つた積りである、例せば精神虛弱者、癲癇、酒精中毒、ヒステリー、其他機能的精神障害等々之等は一般處遇の觀念中より除外したい。

(二)危險なる行爲をなす生來的傾向を具ふる者。この類に屬する者はロンブロゾーの犯罪定型に近い者が往々ある。理性と感情が常に分離し正しき判斷によることが出來ず、盲目な感情系統の働きのみにより活動するものであるから危險である、理性方面を補充してやればよいけれども空間を有しない精神作用は左樣簡單には參らぬ、私の經驗では種々な機會を與へ感情方面を訓練してやる方が效果が多い、精神病者に次ぐ難物である。

(三)意思薄弱者。前者のやうに危險行爲は尠ないが外界刺戟に感動し易く又感動が容易に散逸する、恰も就學兒童時代に於ける感情生活に酷似してゐる、意思の力が弱いから此の方面の努力に注意するは勿論であるが、これ等の者は比較的勞務の多い筋肉運動に從事する作業が矯正上適當である。

(四)偏執者、ある信仰又は確信?によつて精神活動が固執の狀態にある者で、この種類の者に限り他の事情を受入れる力に乏しい、隨つて領解心がないから處遇上困難がある。

(五)思想犯罪者。これは前者によく似たところがあるが信仰又は確信の對象が異つてゐる、例へば現代の生活問題を基調とし勞働問題社會問題乃至國家の組織に付破壞的な創設を計らうとする極端なる思想の持主で、正常の領解心がなく別途の見解を立てゝゐる。

以上述べた五類はほんの概念上の區別であつて、かうした者があることを例示したに過ぎない、外にも可なりの惡性所有者が存在することは勿論である。此分類に入らない他の者は社會の標準に則り教化可能の普通人と見るがよからう。その外刑期の長短年齡性別犯罪の動機等に觀て處遇の仕方を考へねば要諦に觸れることは出來ない、要するに行刑は對人關係であつて相手の異なるに從つて處遇の方法を考へ、その者に適應する仕方が要諦をなすものであると信ずる。

能率經濟の著書にかう云ふ一節がある。能率の高い制度は組織の內部より自然的に發達すべきもので、外部より猥りに强制し得べきものでない、又制度は工業の種類の異なるに從つて變化すべきものであるから、凡ての場合に適當なる制度はあり得ない道理である。制度がある場所及ある狀態の許に於て大なる成功を收めたからといつて、此の制度が他の工業管理に等しく成功し得べしと云ふ保證にはならないのである。即ち一つの工業に於て高度の能率を發揮する制度も、他の工業に於ては殆ど何等の成功を齎らさず更に第三の工業に對しても全然失敗に終ることも決して稀有でない。各種の工業は(對象の相異即ち行刑の客體——其時代)夫々特種の事情を有するもので此等の特別事情が優良なる效果を齎らす制度を決定すべきは勿論である云々。能率の高い經濟は能率の高い行刑即ち收容者處遇の要諦と一致すべきものであると思ふ。例へばオーバン刑務所の制度は外部より强制された制度ではない、オーバン刑務所の內部より自然的に發達したものであらう。行刑の對象は特有な歷史と個性を有する(民族性と腦の階級)點に於てエコノミス論者の工業の種類以上である、故に此間著しき變化性に富む、その變化性が本問の收容者處遇要諦範圍とも考へることが出來る。更に論者は云ふに、進步的な工業は時々刻々發達して止まないから制度は絕へず時代に後れ工業の進步に遠ざかることがある、そこに變通性を存じて置く必要があると、吾れ〳〵の能率の高い變通性は亦處遇の要諦をして價値づけられると思ふ。

劍道柔道の皆傳奧義も、收容者處遇の要諦も異名同義のものと私は思つてゐる。聞くところによると武道の奧義は「ヤツ」と云ふ掛聲一つで解決せられる、收容者處

矯正図書館

遇の要諦も「ヤツ」と云ふ掛聲の外之を明かに言ひ現はせるものでない。數學的に1+1=2なりと言ひ現し得るならばそは機械的の活動に過ぎず要諦ではない、恰も處遇の大綱を定めた金科玉條法律命令制度は鐘鼓の如くピアノの如き樂器であり、收容者の個性は音譜のやうなものであると想定することが出來る。その樂器と音譜とをよく呑み込んで心物一體の域に達した樂手のメロディは、滿堂幾萬の人を陶醉さす如くその旋律が恰も收容者處遇の要諦をなすものである。自己反省に修養された行刑の主體即ち、收容者を感化する性格そして學問と識見、行刑に關する興味と思實公平を旨とする同情の響きは、行刑の客體たる收容者に取入れられず置くものでない、頭から足の先まで響き渡つて常に不快な氣分に包まれてゐる意識の幕を洗ひ快感（情操）を與へ、不活發な氣分を元氣づけ、緊張を弛めて神經質な者を鎭め、志氣を鼓舞して意思の力を刺戟し、意思活動の目的觀念を整頓し、善惡に關する今までの冷淡さを溫めて、道德的感情が養はれ、しかもそれ等がその儘實行に現れることになる。收容者でもぼろ〳〵になつた樂譜は持つて居る、今迄長い間生活して來た幾哩もある音階が整頓されないものだから、人間生活に調子が合はないに過ぎない、三味線で云へば三つの絃が正しく締つてゐないものだから音律が合はない、人間が受取ると歌謠か何かさつぱり判らず聞き苦しい、即ち人間生活に調子が合はないのである。その調子の外れた奴を立派な正しい樂器に入れて音階を整頓してやる、茲に本當の處遇の要諦を發見することが出來ると思ふ。

美はしきものは永遠の喜びである。
その愛らしさは增して行く。
そは「無」になることはない。
しかして吾々のために靜けさと庵と。
心よき夢に滿ちたる眠と健康と。
安らかなる呼吸とを保つ。

要之に感化を與ふる性格より流れ出る行動は紋上の美しき詩となつて人間を作ることが出來る。刑法や監獄法の條文を暗誦するのを誇る人があつても響きの美しさを取入れず此の性格を具備せないならば殆んど價値はない法律の暗誦は樂器屋？のすることで、吾れ〳〵は樂器を使つて物を言はせる役目である。人は或る階級の通有性は認むることが出來ても万人集れば萬人各異つた傾向を以つてゐる、六ケしく云へば人は身體と精神の二方面を具へた精神物理的の存在であるから、一方に於ては生物學によつて身體の器官や機能その他下等生物から進化

した順序などを研究し、他方に於て心理學の法則に從ひ反射作用や本能の働き、智情意の性質等一々研究してかゝらねば對象の觀察は充分でない。私は平素吾れ〳〵は法律を學ぶよりも此方面の研究が緊要事であることを痛切に感じてゐる、何となれば處遇の要諦は法律規則よりも此の方面に關係するところが多いからである。例へば感情と理性は常に反比例の働きをなすことを知つてゐる、即ち感情の昂進したときは理性は比較的失はれてゐる理性の正しいときは反對に感情は低い、故に感情の昂進せる收容者に理性を說いて聞かせても殆んど效果は見られない、感情の沈靜を待つて徐に說明してやる、理性に沒頭すると行動が冷淡に過ぎてこれも危險だから感情を興起するやう仕向けてやる。これは極めてやさしい一例に過ぎないが心理學の應用は收容者の處遇又は德育方面に限らず工場作業の原理並に精神檢査の方面をも

することを得て效果が最も多い。學問から出發した信のある處遇は自然とその要諦に觸れる。晝も夜も收容者に接觸せる吾れ〳〵はぼろ〳〵になつた收容者の樂譜を一つ〳〵拾ひ上げて調子を合せてやれば麗しい旋律の響きを聞くことが出來ると思ふ。

（終）

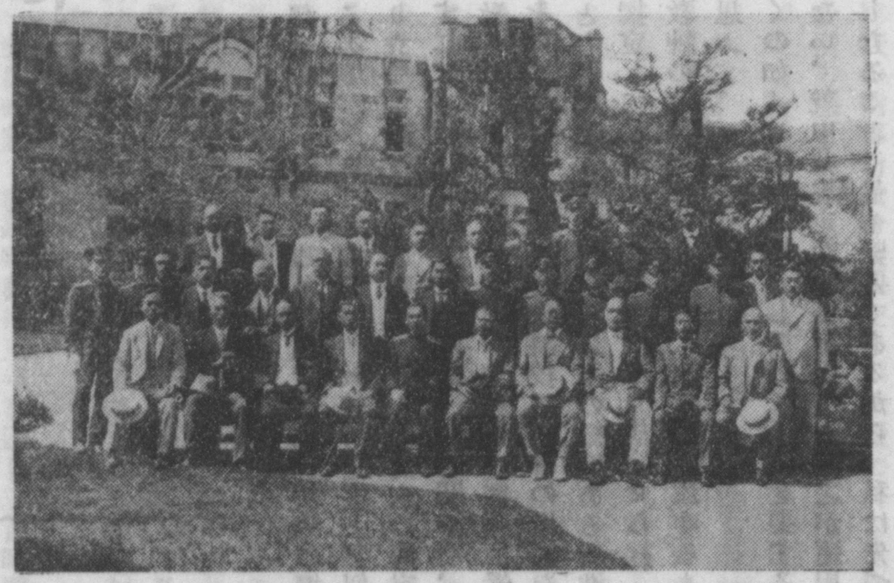

本年十月二日開會の九州沖繩刑務所長會同の記念撮影

矯正図書館

少年受刑者の教練に就て

行刑局　武藤　亘

私は少年受刑者に對する教練の施行に共鳴する一人であつて、將來之が健全なる發達を遂げ少年の教化上に好影響を及ぼさんことを翼ふものであるが、最近二三の少年刑務所を視察する機會を得て、教練に對する印象を深くしたので、當時の見聞や、各地からの情報を綜合して教練の實況を紹介し、聊か所感を述べやうと思ふ。幾分でも教練の施行上參考に資することが出來れば望外の幸である。

一　教練規程の運用

教練に關する規定は本誌六月號に掲載せられてあるから、茲に詳說するまでもないが、本來教練の方式は軍隊に於ける教練に準據すべきものである。又教練の範圍及程度については、在營期間短縮や、青年訓練所との聯絡も豫想せらるゝのであるから、青年訓練所等の振合を參酌する必要がある。從て刑務所教練も是等と類似の規定に成り立つてゐる譯であるが、徐ろに規定の內容につき考察すれば、教練期間、教練時數、年次開始期、成績考査、教材の撰擇等については、刑務所の實狀に鑑み相當考慮を拂はれてある。又現役將校に教練の指導を囑託することを必要條件とし、下士以上の經歷ある新進有爲の者を撰定して教練擔當者に充つべく規定せられたことは、教練の成果を收むる上に大なる力を添ゆるものであると思ふ。

斯くの如く刑務所教練として特に攻究を要する點も尠なくない、就中其規定の精神を探究して之が運用を圓滑ならしむることは最も緊要であるから、私は先づ教練規定の運用について卑見を述ぶることにする。

(一) 教練の目的　教練は少年の心身を鍛錬して、健全なる國民、善良なる公民たる資質を涵養するを以て主なる目的とするものであつて、戰鬪に必要なる技術を習得し之に熟達することに重きを置くべきものでない。換言すれば、教練は少年の抱持する反社會性を芟除し之に代ふるに、質實剛健なる精神を養ひ、責任を盡し協同を尙び、紀律を重んじ、命令に服從する等の良習に馴致せしめ、且つ身體を强壯ならしめ、以て將來國民生活上の規範を脫することなく、有用なる社會の一員として活動し得る能力を授くるを主眼とするものであつて、戰爭に必勝を期する技術の習熟を主要目的とするものでない。從て軍隊教育とは其方針を異にするものであると思ふ。しかし技術の習練は心身の錬磨と至大の關係を有するものであるから、之を忽諸に付すべきものでないことは謂ふまでもないが、徒に技術の末節に拘泥することなく、心身の鍛錬に力を注ぎ、殊に受刑者の精神的特質に鑑み之が指導啓發に努むることを必要とするのである。要するに教練は少年に對する行刑方法の一つであるから、其目的として行刑の目標たる教化的價値を多分に包含せしむることは寧ろ當然と謂ふべきであらう。

(二) 考査及編入　從來少年刑務所に於ては教練の一部分を施行しつゝあつた所もあるが、統一した規定を缺き現役將校の指導を受けないため、大體に於て組織的でなく、教授方法も正確を期し得なかつたことは想像し得らるゝ。從て教練規程の實施に當つては、多くは新規遣直しの意味で何れも初年次に編入して初步から教練を授けてゐる。勿論規定第四條には、曾て教練を受けたることある者は、其進度を參酌して之を相當年次に編入し得る意味の規程があるから、其實力ある者は二年次以上に編入することを妨げないが、從前の教練が前述の如きものであつたとしたならば、新規遣直し誠に結構であると思ふ。元來少年に對しては教練に限らず總て堅實なる地步を順次に築き上ぐることが必要であるから、徒に教練の進度を促進するが如きは考慮すべきである。又進度の考査については、指導に當る囑託將校の意見を尊重し、正確なる教練を受けた者であるか否かを判別することは最も注意すべき點であると思ふ。而して此事は獨り教練開始の際必要であるばかりでなく、今後の新入者及各期末に於ける成績の考査についても同樣であるは言を俟たないのである。

(三) 教練時數　教練時數は三年を通じ三百時間を下らざる規定であるが、青年訓練所に比し百時間低下するに

矯正図書館

至つたのは、受刑者の刑期等を斟酌し教練時間を青年訓練所より一ヶ年短縮されたのと、毎年二回年次を開始する結果、教練を受くる者の級が倍加するため、實施上の便宜を慮かつたものと思はれるから、各所の狀況に依り適宜其時數を增加し、實際に於て右の如く低下した時數を補ふことが出來得れば幸である。否な寧ろ青年訓練所との均衡を保つ上より見て、私は少くとも其時數を四百時間以上に昇すことを望むものである。而して從來各所に於て體操に充てた時間は毎週約六時間であるから、其內毎週三時間を教練に割當つれば三年間には四百五十時間以上に達するのであつて、此程度の教練時數の增加は作業時間侵蝕等の問題は起らない譯である。

（四）軍事講話　軍事講話は教材配當竝進度表に依り其內容を示されてあるが、右の外時々陣中美談其他の講話を試み、或程度の軍事思想を培養することは、教練の進歩を圖る上に好影響を齎らすものであると思ふ。尙ほ軍事講話は囑託將校に依つて行はれてゐる所と、教練擔當者に依つて行ふ所があるが、囑託將校は「教育に任ずる者に對し指導する」と謂ふ陸軍省の方針であるから、勿論前者に依るものは至つて少ないのである。しかし私は囑託將校に依つて是等の軍事講話を行ふことが出來得れば、統一された而かも斬新な豐富な教材が提示せられ、心身修練の上に大なる效果があると思ふ。固より斯樣な事は刑務所側から强いて要求する譯に行かぬが、陸軍當局の諒解の下に囑託將校の自發的援助を受けたいた思ふのである。

（五）教練擔當者の服裝　教練擔當者は教練を授くる際には軍隊に於ける時と同じく最も敏活に動作することを要し、銃其他の用具を身に纏ひ自ら形を示し範を垂るゝことが必要である。又少年に對し一種の尊嚴さを感受せしむることは實際習練の上に好結果を伴ふものであるから、私は教練時に於ては軍服（私服）を着用して之に臨むことを奬勵したい。最近服裝規則を改正せられ「勤務の性質上必要ある場合は制服を着用せざることを得る旨」規定せられたが、是等の點まで其解釋を擴むることは適當であらう。

二　教練の效果

教練規程實施後僅かに數月を經過した今日、其效果を云爲するは聊か早計の感があるが、當局者の熱心なる態度と、囑託將校の指導宜しきを得たる結果、着々として進捗し所期の效果を收めつゝあることは洵に悅ばしい次

第である。左に效果の著しいものを擧げて見やう。

（一）精神上に及ぼしたる影響

（1）少年等は受刑中に於て、現役將校の指導を受け、一般青年と同樣教練を受くるに至つたことは、全く聖代の御懿德であると、只管感謝の念を捧げてゐる。又感化主義、教育主義の行刑方針も、是に依つて一層强く味ふことの出來たのを喜んでゐる。其感謝、其喜びは、轉じて彼等を淨化する偉大なる力となることは疑ひを容れないのである。

（2）次に精神的效果としては、一般に國民精神を喚起し、國家奉仕の念を强盛ならしめ、且つ責任感を增すに至つたことである。少年各自の感想に徵するも「將來軍人を志望し、身命を賭して君國のために働き、國民の義務を果たすと共に自己の名譽回復に努めたい」と眞心から告白してゐる者が尠なくない。固より兵役に服すると否とに關せず、將來處世上に此精神を以て進み得るならば、過を未然に防ぐことは易々たるものであらう。

（二）身體上に及ぼしたる影響　從來運動の際は動もすれば身體の故障を申出で休養を貪らんとする傾があつたが、教練の實施に依つて殆ど此弊害は除かれたと謂ふことである。少年等が斯の如く教練に參加することを望むのは、前に述べた精神的作用が主因であることは申すまでもないが、教練自體が潑剌たる活動期にある少年の運動に適し、又遺傳的に武士氣質を抱懷してゐる少年等に相應しいものであるからであらう。而して少年等は概して血色勝れ、元氣旺盛にして炎天下に於て能く教練に耐へつゝある實況は、甚だ意を强うするに足るものである、私は此傾向を以て繼續的に訓練を積んだならば、必ずや少年の健康を增進し、保健上に多大の好影響を與ふるものであると信ずる。

（三）言行上に現はれたる效果　日常の言行上に現はれたる事實としては、常に緊張味を帶び、自制心を發揮し、自發的に事に從ふ風を生じたことである。殊に姿勢を正し、禮儀を守り、克く命令に服從し、一面共同動作に馴れ、活潑なる行動を見るに至つたやうである。是等は單に形態上の效果に止らず、所謂習ひ性となるの理で、其性情の變化を促す有力なるものであることは言を俟たない。

（四）父兄に對する反響　教練の實施を傳へ聞いた少年の父兄等が、教化訓練に重きを置く行刑の趣旨を理解し、其效果の空しからざることを信ずるに至つたものの如く、從來少年とは殆ど交通を絕ち其成行きに放任しつ

矯正図書館

ゝあつた者が、俄に少年と信書を往復し、又面會を求め來り、刑務所當局と協力して少年の感化指導に努めんとする傾向を生じて來たことは意外に感じた所であるが、少年の將來にとつて大なる幸福を增すものであると思ふ。

三　教練施設の充實

教練の發達を圖るため、當局に於ても其施設の充實につき種々攻究せられてゐることは謂ふまでもない。即ち雨天體操場の建設、教練用具の補充、被服類の整備、在營期間の短縮、青年訓練所との聯絡其他採るべき手段の多々あることを聞知してゐるが、私は茲にそれを記述せず、唯二三の事項について私見を述ぶることにする。

（一）教練の査閲　在營期間短縮の問題が解決すれば、教練査閲の方法も附隨的に制定せらるゝに違ひないが、在營期間の短縮を認めらるゝまでには、先づ以て刑務所教練の眞價を一般に認識せらるゝことを必要とするやうである。從て之が實現するまでには相當の歲月を要するであらう。然るに教練の査閲は教練の成績を査察し其發達を促進するにあるを以て、現今に於ても既に其必要に迫つてゐるのである。目下各所を通じ囑託せられてゐる現役將校は少佐三名大尉七名であつて、教練指導の主腦者として餘りあることは論を俟たぬが、司法省に於て相當上級の現役將校に囑託して教練の査閲を行ふことが出來れば、一層其成績の向上を見る譯である。先般近衛師團の某將官が或少年刑務所の教練の實況を視察し、有益なる講評を試みて多大の感動を與へたと謂ふことであるが、陸軍としても現役將校をして教練を指導することを認めたる以上、自發的にも斯樣な視察を必要とするのであらう。若し司法省に於て此査閲官の囑託が不可能であるならば、陸軍司法兩省聯絡の下に、各師團から査閲官を派遣せらるゝことも亦一方法である。要するに在營期間に先だつて教練査閲の方法を講ずることは最も緊要な事柄であると思ふ。

（二）教練擔當者の待遇　現在教練を擔當せる職員は軍隊に於ける經歷に重きを置く結果、作業技手、看守、雇囑託と謂つた風に其官職が一定せず、自ら待遇の上に等差があるが、未だ過渡期に屬するため之が統一を見るに至らないのであらう。しかし概して其待遇の向上を圖る必要があると思ふ。何となれば、今や教練が少年受刑者に對する行刑方法の一として重要視せらるゝに至り、教練擔當者は之が健全なる發達を期すべき職責を有するのである。即ち教練の企劃、實行、整理等各般に渉り上司の旨を受けて之に當らねばならぬ。從て教練の實地につき堪能である外、相當事務的手腕を備ふることを要するのである。又少年に對しなるべく尊敬の念を懷かしむることは其訓練上に好影響を及ぼすものであるから、私は教練擔當者は教師若くは看守長として待遇し、其品位を保ち、職責を完ふするに遺憾なからしめ、勤勞に酬ゆることが急務であると信ずる。

（三）教練擔當者の教養　教練擔當者の待遇を進むると同時に、其教養方法を講ずることが必要である。教練擔當者は新進の者を以て之に充て現役將校の指導を受くると雖も、實際に於て多年軍隊生活に遠ざかるときは自ら技倆の退化は免れがたい。加ふるに教育方法も日に進みつゝあるから、之を實地について練習する必要がある。又一般行刑に關する知識を修得し、教練をして眞に行刑の目的に吻合せしめ其成果を收むることを要するから、教練については陸軍の戸山學校の如き所に於て實地研究を積み、一般行刑知識については本春開かれた教師講習會に準じ講習を受くる途を開くことが必要であると思ふ。

四　結　語

之を要するに教練實施後甚だ短期間に於て、既に其效果顯然として現はれ、從來の行刑方法に一進化を認むるに至つたことは祝福して餘りある所であるが、今後更に其施設を充實し、規定の運用亦宜しきを制し、職員協力して少年の訓練指導に努め、且陸軍當局の援助に依り一層教練の進歩發達を圖り、他の教化施設と相俟つて少年に對する行刑の治績を擧げんことを切望して已まない次第である。

（九月十五日稿）

◎講堂にて　三、一〇、三〇

練習生　内尾孤煙

△氣持よく筆は走れり氣持よく
　講師の聲の身にしみるかな。

△今日も亦雨降りてありレコードの
　講義なとあれと語り笑ふ。

矯正図書館

諸國行脚

〔そのニ十〕

防・長

宮島から岩國は案通リ
小郡から分岐する山口線
厚狹から萩に行く
見島牛と亀の棲息地
瀧部の奉公市と恩米

安藝の宮島廻れば七里
浦は七浦七ゑびす

小さい湊が七つ、そこには漁撈神たる夷三郎殿が祀られてある、この浦めぐりも面白いそうぢや、また紅葉溪から須彌山へも上りたいは山々ぢやが、今年もはや十二月一日、一月一日に東京を踏み出してやつと此所までぢや、自分ながらあきれかへる、あきれ返つたので早く歸りたくなつた、一月はどうしても東京で迎へたい、そこで先を急ぐことになつた、では飛行機にしやう、ぢやがそれでは下情が分かりかねるから、やはり地上を走ることにきめて宮嶋驛に戻る。

この驛を出て四つ目が岩國驛、こゝから電車の便を借りて岩國町に往くと錦帶橋、一名算盤橋がある、舊日本の工藝として世界に誇るに足るべきものぢやさうな、すると當世の人間は西洋の眞似ばかりやつて居るのぢやから、チョン髷の先祖がゑらかつた事になる、で物事は賞めるにも掛引がいるなといふことがやつと合點出來た、そこで參考の爲め見て置かう、これも昔は後學の爲といつたものぢやそうなが、今日は一から萬事參考づくめぢや、お役所の書類にはよく「供御參考」の朱印が目につく。又毎日舞込む型錄とかビラ類まで保存五ヶ年の雜書類となつて編綴されるのもこの參考の爲ぢや、いやこれはつまらぬ方へ脱線した、その脱線のはずみに見物することも見合せとなつた。見學中止、視察取やめぢや、それはこゝの電車が隨分のろいことを圓車の人から教へられたからである、先を急ぎますからね。

×

小郡驛から山口線に入ると山口町あり、縣廳が町にあるのは全國でこゝと、浦和町（埼玉縣）の二つしかないといふ。山口縣出身の貴衆兩議員達少しこんな所にも頑張りを願つておきます。名所としては此線に秋吉臺、長門峽がある。

×

私は山口線に入らずに厚狹から美

彌線に入る、さうして萩で下車した。

萩燒は語るに足らぬ、此地は名士を生む所で縣社松陰神社あり、松下村塾の跡あるによつて察せられる。今日「おらが首相」を出して居る。

×

萩と見島は目で
見りや近い
船で通へば十八里

この見島は、姫路城と同時に、名所舊跡天然記念物保存法によつて、見島牛産地として又亀の棲息地として指定された。

萩港からポッポ船が五時間にして、日本海の怒濤を乘切つて達する、日本海大海戰の時に、露の敗殘兵が漂着して、ポッコ騒ぎをやつた、それは島民の方が騒いだので露兵は溫順であつたのである。

の先生が生徒に馬の説明をするのに「角のない牛」だと教へたさうな位の土地である、この島に一度、名物の亀ではないが、島民が手も足も首も尾も出せなくなつた時代がある、それは明治七八年のころから數年間、旱魃と暴風で田畑が荒廢し大饑饉に陥つた、結局地方の萩から島を擔保に二萬圓の共同借財をした、それがその後も天災は續き返濟が出來なくて遂には島全體四百戸が差押へを食ふやうな運命に陥つた。時に厚東と呼ぶ郡書記があり島民に鄕土愛を説き、勤儉を奬め忍

朴訥な島民の間には眺めるばかりで近い萩を知らぬ者が多い、小學校

矯正図書館

苦十數年、元利驚くなかれ十三萬七千余圓といふ莫大な金をやうやく皆濟したのが大正十二年、小學校庭に「見島還債之碑」を殘して今日の島民は勤勉で自作ばかり、山本農相の農民保護政策が行はれなくても一向平氣である。

龜の棲息地は字片くである。

×

瀧部へ來た。山口縣の西端に當る。クラブ白粉中山大陽堂主の出生地といふ。

山の中でも瀧部は名所
月に三日の市が立つ

月に三日、即ち一日、十日、二十日に立つ市は「奉公市」といつて昔から自己の職業紹介が行はれる。

市の定日には近郷の在所々々から女中を志す娘、下男、作男を必要とする地主など、みな一様に腰辨で瀧部の町へ集まつて來る。

さうして時と處を選ばず需給兩者の自由契約が成立する。この時雇傭主も、被雇傭人も共に無意識の間、感謝の道念の許に雇傭契約が締結せられるのである。

契約が成立すると、雇傭主はその場で支度料として金五十錢也を被雇傭人に支給して双方契約書を取換すのであるが、その契約書は、

奉公約束の證

一、期　間　年月日より　年月日迄
　　日間（或は半期一年）
一、恩　米　何　俵
一、恩　金　何　圓
一、特約事項　休日何日
　　一切男子皆是父
　　一切女人皆是母
　　生々世々互有恩
　　不證聖智無由識

右約束候事相違無之依而爲後日一札取替し置候處如件

年　月　日

奉公者　氏　名　印
傭　主　氏　名　印

この市では給料を、「恩」と唱へる約束の證は一枚の白紙に右の文句を左右へ二通り書き中央に○を書いて二つに割く、○が契印の代りとなるのである。

この恩の開祖は、市守神社として寶永三年逝去の年から奉齋され毎年櫻咲くころ三日に亘る大祭が執行される、この日恩を德とする者が遠く九州方面からも參拜するさうである。

開祖の名は鷲頭自見といふ德者で、天和年間、此地に大規模の開墾事業が行はれたとき、濟世利民の方策に立脚して斡旋大に努め、この勞働需給の便を開いたのであると。

何と諸君、この恩米の良俗を今日の勞資協調の爲に普及させては如何なものでせう。

×

よいことを聞いたので、嬉しまぎれに小串線を幡生に出ると、下關も忘れて直に吾妻路指して上る。

一月は東京で迎へられさうである。さてこの次に諸君にはどちらの方面でお目にかゝることやら。（寫眞は岩國錦帶橋）——e生——

◇……◇

見學紀行

練習生　小久保義晴

◇……◇

練習所に入つてから今日で四日目、まだ何が何んだかさつぱり分らない連中ばかりだ。講師の顔も分らず、また授業も大低は始めての挨拶で、お客樣の樣な氣持ちがして落ちつかない。

金曜日正午の休みに係りの書記さんがやつてきて

「明日の見學は巢鴨刑務所に決定致しました。午前八時半、巢鴨刑務所に各個參集のこと。」

第一回の見學はきまつた。東京の刑務所である爲めにあまり感興も起らない。しかしまだ、既決刑務所の作業の實際を見たことのない私には、やはり何かしら期待すべきある物がある樣に思はれてくる。兎に角一度は見なくてはならぬ處、それにこうした近所も、見學の一段階として踏まねばならぬ處だと諦めて、默つて承知しましたと心の中では御返答申上げておいた。

扨て九月十五日、それでも所定の時間三十分前に行つて見るともう全部揃つてゐる。恐ろしく早く集まる人達だと、私は新しい同僚一同に頭を下げた。

それから暫く御茶の御馳走になつてゐると、所長さんが出られて、累犯處遇並に一般行刑方針に就いて時餘の御訓話があり、次に戒護主任自らの先導御説明により構内に入る。赤煉瓦の舊式居房は餘りいゝ氣持ちでもない。鑄物工場では今「法の神」をしきりに製造してゐる。整然としてゐる其の設備、指導戒護の職員方の御辛勞を心に搗ひつゝ參觀を終つて更に休憩、書食の御馳走になる。刑務所製にかゝる肉饅飩だ。終つて嚴めしい表門の、カイゼル髭の看守さんに敬意を表して辭す。

事務繁多の折柄懇切な説明振り、殊に戒護主任自ら第一線に立つて御指導を賜はつた事は、練習生一同非常な恐縮と敬意と感激の念を抱かせたのであつた。

○　○　○

こうして第一回の見學を終つて、次の土曜を待つてゐた矢先き、突如市谷刑務所練習生寄宿舍に傳染病の疑似患者が發生して、その隔離の爲めに練習所は一週間休講の餘儀なきに至つた。二十二日の見學はお流れ、その代り一週間休ませて貰つたので、我慢してお禮の意を表して置く。

刑法、刑事訴訟法と味氣ない幾日かゞ過ぎて、やつと二十八日の金曜がきた。今度は何處だろう。

「明日は豐多摩刑務所見學、午前九時同所集合」

西も東も分らない人達、早速と道順質問の矢が飛び出してくる。やがて黑板一杯に中野方面の地圖が描かれ、それには御叮嚀に、新宿中野間の所要時間まで記入されてあつた。この位に細密に敎へられてゐれば、

矯正図書館

大體の見當はつきそうなものなのに、堅る朝になると七時とゆうにもう制服に劒をガチャつかせて、市谷の寄宿舍を出かける氣の早い人達がある。いくらおそくともせいぜい四十五分か一時間もかゝらぬ中野刑務所迄行くのに。一體こんなに早く行つてさて行き着いてから何をするのだろう。時間の要らない人達にあつては叶はない。貴重な朝の一時間を、机に嚙りついてゐれば何かしら必ずや收獲はあるであろうにと、そうは思ひながら出かける人を見ると自分もやつぱり氣が急いてくる。

折惡しく豐多摩の所長さんは御病氣で御休みの處だつた。白髮されど壯者を凌ぐ英氣潑剌たる所長閣下に接することの出來なかつた事は、何んとしても心殘りの極みだつた。代理の戒護主任から處遇方針、改築工事の狀態（目下同所は改築中）作業等に關する一通りの御話を承り、甲乙二班に分れて構内の參觀に入る。

大震災の破損個所の尙復舊してゐないのは經費の不足からであろう。鳥籠式の雜居房は改築工事の爲め增員せられてゐるので、跡もなく取り除かれて定員以上が收容され、殊に獨居房に三名もつめ込まれてゐるのがある慘ましさを思はせる。しかし新築される獨居房の設備の完全と斬新さとをもつて、やがてそれに收容せられる日の悅びと望みで、彼等のこの苦しみも幾分かは報ひられるであろう。その外四百近く收容し得る獨居敎誨堂の設備は殊更らに初犯刑務所として我々の目を引いたことだつた。

これ丈けの設備、更らに晝夜倦まざる刑務官の熱誠をもつて、累犯を防遏することの出來ぬことを思ふと、私は尙足らざるものゝ多々あるであろうことを考へないではゐられなかつた。

終つてカレーライスの御馳走になる。五十名の胃の腑を滿たす爲めに、數時間餘分の動きを餘儀なくさせられた方々の御好意を有難く頂戴に及ぶ。午後一時申合せた樣に私達は涙を浮べて表門を辭した。それは殊遇に感激したせいもあつたが、滅法辛いカレーライスに、極度に涙腺を刺激させられたせいも大いにあつた事を附記して御禮に換へておく。

○　○　○

十月三日八王子少年刑務所見學。午前八時三十五分新宿驛發、汽車は時餘にして八王子驛に着いた。五臺の自動車は用意せられて先づ多摩少年院に疾走する。警官に似た人々が自動車に滿乘して疾驅するので、町の人達は驚いて見返る。町から畑へ、畑から丘へ自動車は幾曲りかして小高い多摩少年院の玄關に着いた。院長の出迎へにすつかりいゝ氣持ちになつて、講堂に入つて一杯の御茶に喉を濕す。

此處は日本に二つしかない矯正院である。内部に入つて居室を觀る。單獨室は一室に一名、共同室は上下二段になつた寢臺をもつ一室に二名、机、本箱が設けられてある。これは自習用のもので、敎場は別に設けられ、私達は恰度七八名の收容者の授業中に廻り合せた。敎育はすべて個別敎育の方針である。然して處遇は累進的の方針を取り、知育は勿論德性並に情操の敎養に努力せられてゐることが、總ての設備、敎官の言葉によつて窺はれる。殊に完全でない精神狀態の少年を取り扱ふこの事業が、

決して刑務所のそれに劣らぬ難事業であるとゆうことは、今更ら私の言ふ迄もないことであろう。次にその衝に當らるゝ人達の如何に慈愛をもつて彼等を指導してゐらるゝかを知るに足る一つの事がある。それは此處には一年間に二十名から三十名の逃走者があるが、その大部分は再び此處を墓つて歸院するとのことで、結局行方不明の者は僅に一、二名であるとゆうことである。斯く多數の逃走者のあることは、その設備が全然社會の學校に近い開放的のものであるからである。

此處を終つて私達は長い畠の中の道を、八王子少年刑務所に行く。色づいた陸稻が頭を下げて風に搖れてゐる樣や、眞白い肌を黑い土から四五寸も拔け出してゐる大根などの、起伏重疊の武藏野の原に續いてゐる自然美が、大都市の眞中にゐる私には、たまらない長閑けさとあるうれしさとを與へてくれるのだつた。

刑務所に着くと例によつて鹽煎餅が出され尙此處には特に柿が添へられた。私達は何處に行つても御馳走は鹽煎餅に限られてゐる。これが私達への最上のもてなしであるのだ。

精神異常の少年處遇に關する新しい所長さんの御話しを承る。滔々實に二時間、「私の話が變に聞えないなら、それは實にどうかしてゐるので、若しそうゆう人があるなれば私は私の現在の處遇法方針を直ちに變更せねばならぬ。」以つてその處遇の如何に斬新であるかを知るに足ると思ふ。即ち自由採食の制を設け、所定時間内は圖書室、誤樂室等には自由に出入を許し、夏季はプールに於て水泳を爲さしめ、庭球、相撲等運動誤樂は自由に選ばしめて戒護者は決してこれに干涉しない。

敎育は個別敎育の原則により、智的敎育は情意的敎育と相俟つて力を注がれ、臨機の指導を以つて社會適應性の薰化を與へる方針である。そうして懲罰に於ては二年間に四件四名に過ぎないとのことである。斯く說き去り說き來る所長さんの言葉の一つ一つは、正に熱と力そのものであり、何人と雖もこの熱誠の前には頭を垂れぬ者はないであろう。

斯くして私達は兩刑務所を出て多摩御陵に參拜し更らに私達の自動車は高尾山に向ふのだつた。同行五十餘名、ケーブルカーは初めての人が大部分であつたであろう。この意味に於て、この高尾山への行程は紅葉には尙早いにしても決して無意味ではなかつたに違ひない。

このケーブルカーは全長約九町、起點及終點との高低の差は約三百米、その内で最も急勾配の處は一、六五分の一とゆう傾斜である。この距離と傾斜との間に客車が二臺鋼索の兩端に取りつけられ、電動卷揚機により軌道を上下する樣に出來てゐて、一時間四哩八分の速力で上下共に約七分を要してゐる。途中一ケ所急斜面に停留場がある。尙若しこの急斜面に於て鋼索が切斷された樣な非常時でも、近々數吋の後退で急停車が出來る樣になつてゐるとのことである。途中の豫定時間が狂つたので、下山した時は既に暮色一面に山を覆ひ、新宿驛に到着したのは實に午後八時十分であつた。

この日多摩御陵並に高尾山頂まで、常に我々の先導として御案内を忝ふした八王子

刑政第41巻第12号
矯正図書館

少年刑務所長殿の御厚情を心から感謝しなければならない。

○　○　○

早いものだ。また一週間たつた、十月十三日午前七時五十五分上野驛發、福島行の汽車に私達は乘り込んだ。これから武藏野學院に行くのだ。浦和下車、浦和支所長殿の御案内で、四臺の自動車は二里十二町の道を武藏野學院に向つて疾驅する。秋今や酣にして、實に稻穗は豊なるその穫入を偲ばせて、稀らしげに見なれぬ人の滿載された自動車を見返つてゐる。二里十二町、私は今一度口の中で繰り返してみる。秩父の山脈を思はせる起凸累々たる田甫道、凹凸の差正に一尺、動搖の度に滿員車の中から悲鳴が起る。途中馬車に遭遇して一臺の自動車は溝に落ち込み六十度に傾斜して膽を冷さしむる等の喜劇を演じて、漸くに辿り着いた。

「喬松老杉天に參し、林樹翁蔚として鳥聲の清淨あり、西は一望開豁遙かに武藏野の廣野を隔てゝ秩父の青黛を望み、富嶽の秀容に對す。地幽靜かにして景物清秀。洵に塵寰を絶するの勝境なり」これは武藏野學院要覽の卷頭第一に記されてある所在地說明の一句であるが、慥に勝景の地に違ひない、だがどうしたことか十月の中頃とゆうに、入口の土手に植えられた櫻が返り咲きの滿開である。此處が感化院である丈けにある皮肉さを思はせる。

此處は全く特殊の學校であつて、寄宿舍は家族舍と稱し十數名を收容し、これに敎諭はその家族を擧げて同居し、内に外に常にその訓化育成に努めてゐるのである。起床は朝六時乃至六時半、學科は午前四時間午後實科三時間餘、その他は自習默想等で、午後八時乃至九時就寢することになつてゐる。（時間は季節により變更さる）次に入院理由の統計を一寸窺つて見る。二八八名の内窃盜と浮浪が實に二八八名の多きに達し、尙少年には稀らしいものとして、放火と性の犯罪等のあることがある恐ろしさと悲しさを思はせる。尙實習場の一つ木工場では、數名の若い小さい大工さんがしきりに鋸や鉋を動かしてゐた。親のもとにあるなればこんな勞働をしなくてもよい人達もあるであろうにと思ふと、ある暗い氣持に襲はれないではゐられないのだつた。そしてその既成品には大人も及ばぬ立派なものが陳列されてあつた。

午前十一時半、往路と同じ自動車に例の通り詰め込まれて、林を畑を田を後に走り拔ける。新派の野外撮影、惡漢追跡の場を思はせる制服姿の滿載自動車、砂塵の中を踊りに踊り狂ひに狂ひながら、一路浦和驛に向ふのだつた。

○　○　○

三回目四回目の見學があまり遠すぎたのでもあるまいが、今度は思ひ切つて近い所、市谷刑務所に決定した。十月二十日午前九時集合。私はこの市谷刑務所は見學とゆうのでなしに、單に私の所屬刑務所として簡單に他と異る二三を擧げることにする。

扨日本一の未決刑務所は、一體どの樣に出來てゐるのだろうか。恐らく未だ見ぬ人達は、定めし完全無欠の物であると想像されるだろう。然し事實は全くこの反對に、明治三十七年に出來上つた木造二階建の放射式の四棟からなる複房式のものである。

構内約九千七百坪、それに各事務所、倉庫、居房、病舍、女區等の建物があるので、さすがに大都會らしい狹隘さを思はせられる。收容者は平均約千名内外、一日平均三十名位の入出所があり、人員移動が烈しいのでそれだけ事務は繁雜である。言ふ迄もなくその大部分は未決囚である。從つて此等の未決囚には、信書の發受、接見は自由である爲め、これ等の件數は可成りの數字を示してゐる。卽ち信書發受に於て一日約三四〇件位、接見は辯護士普通共に約一一〇件位、また取調の爲め裁判所出廷が平均一日七十名位で、それが護送用には特に八臺の專用自動車が設けられてある。概略以上の如き有樣の爲めにそれ等に從事する職員は、實に他に見られぬ繁激さをもつてゐるものである。尙その外に當所伊藤典獄補殿の考案にかゝる最も著しきものゝ中に、共犯護送用自動車と雜居運動場等がある。（本誌八月號に載つてゐる）次に今一つ當所の特長とされてゐるものに淨化裝置がある。これは全國にその比がないと言はれるもので、前記の收容者の排便を日々一度に淨化せしめるものである。多くの淨化裝置は一日數回乃至數十回の排水にて淨化せらるゝものであるけれ共、たゞ一度にこれを爲すことを得る點に於て相當考慮せられたものである。

以上の如くその居房は木造であり、然かも舊式である爲めに何等得る點はなかつたであろうけれ共、その他の諸設備には可成り考案が施されてゐる點は多少參考となるべきものがあつた事と思ふ。然しながら大部分の人は可成りその期待を裏切られた點があつたに違いない。

◆謹奉祝　大典頌雅

徽臣　南松太朗

昭和三歲　戊辰清秋　天皇登極　錦旗旒々
先皇遺業　千古金甌　臨御紫宸　大禮親修
衣冠映天　御位千秋　祥雲靉々　和氣悠々
勅語朗々　治世獻籌　大臣鞠躬　壽詞奉酬
國民萬歲　三唱四流　寶祚無彊　此大八洲

◇

天皇登極　皇化普宣　昭和戊辰　丕績奮天
鑾輅西巡　平安山川　青龍雲蒸　五彩日懸
萬邦朝賀　玉帛萬千　帝御南殿　粲彼錦旃
載祭載告　邦基固傳　唐虞周漢　亦何比肩
維新皇謨　于坤于乾　富嶽之壽　松柏不霑

◆御卽位式奉祝詠

覓南安鍾淳

諒闇不語巳三年　丕承駿業休祥著
睿智聰明德媲天　光御鴻基寶籙綿

◇

謳歌萬姓均歡地　冢宰畢聽歸政日
釼佩千官進賀箋　誠民聖念戒氷淵

◆奉祝三吟

春廼家

彌榮の御代に菊いや盛りけり
軒の旗ひらめけば菊香る哉
床前や天盃と菊照り映ゆる

矯正図書館

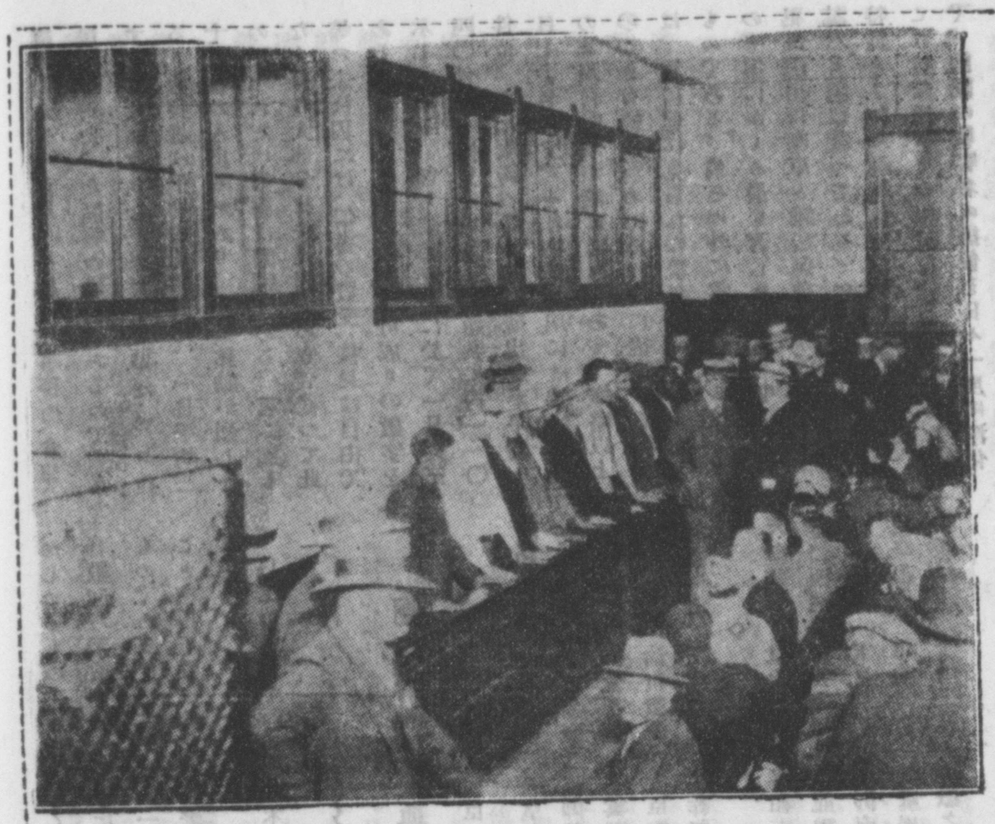

米國シカゴ市の犯人縱覽

——Verbrecher—〈Schau〉——

シカゴ市が米國のクライム●キヤピタル（犯罪首府）として世界に鳴りひゞいてゐるのは久しいものであるが、その殆んど無法律（"Lawlessnes"）に等しき市の狀態は、今や終に、市の警察をして之を防遏するために新手段に訴へさるべからざるの程度に達したのである。「ショー●アップ」（"Show up"）—さらし—の新手段が發明されたのはこれが爲めである。考案者は搜査掛長のマイク●グレーディー氏で、氏はアメリカの常習殺人犯人を立派な舞台上の役者たらしめたといふ特權を要求しても差支ないのである。

「さらし」といふのは、毎水曜日の夜及び毎日曜日の午後、社會のあらゆる種類の階級に屬する公衆と先週逮捕された殺人犯人や惡性の無賴漢が市の警察長官の官舍の大ホールにどた〳〵と集合するのであつて、此處に引き出される犯人は常に一度に二十人づゝと定められてゐる。彼等は痙れんした兩手を手摺の上に置いて、青さめた顏を强い電燈の光りにさらすのである。この幽靈の展覽會にも可笑味の全くないことはないので、警察長官のオーユンナー氏はいつもスター連の紹介をする場合に諧謔を交へては公衆を笑はせてゐるのである。「それからこれが、我等の友人ブロッビングで、六人殺しの豪傑で最近に電氣茶わかしの上に坐る筈です」。こんな事をいふので氏は評判である。

今日、シカゴ市には、何等かの形で法律を破つてゐるものが五萬人もゐて、この犯人の一軍は大部分改悛の念の毛頭無い頗る危險な分子なのであるが、シカゴには此の犯人の軍勢と戰ふために僅かに五百三十五人の刑事係がゐるばかりである。此れだけの刑事がシカゴの百七箇の警察管區に配置されてゐて、斷えず賭博場、地下室の飲み屋、場末の隱れ家、秘密の釀造場へ手入れ（レード）をしたり、また、市中の定職を有つてゐない者共を檢擧してゐるのである、尙ほ、一定の生計の道を十分に証明することのできないものは逮捕せられて、非常に範圍の廣いあらゆる法律違犯を包括してゐる有名な第二千六百五十五號の罪名の下に起訴せらるゝのである。特別の禁酒取締法の下に置かれた獨立の警察に委ねられてゐるブートレッガー（酒類の秘密取引賣買をなすもの）はさらしには加へられないのである。

この恐ろしい喜劇——犯人陳列——の目的は、五萬の法律違犯者の容貌を出來るだけ多く公衆に知悉せしめ、將來犯件の起つた場合に認知し易からしめようとのためである。犯人の縱覽を許可せらるゝ公衆は尙ほ未だ發見せられざる犯人の犧牲となつた人々に限られてゐて、引き出されたものの中に犯人を發見し得ようかとのためなのである。自分の夫が何人かのために背後から射たれたといふ一人の細君の如きは、この一年來たゞの一度もこの「ショー●アップ」（陳列）に欠席したことはなかつたのである。

（冒頭の寫眞版參照）

Berliner Illustrierte Zeitung,
2. September, 1928

矯正図書館

—Zur neuen Entwicklung des niederländischen Gefängniswesens—

和蘭の行刑改革

ドクトル・ウエーベル—ミユンステル

和蘭（ニーダーランド）の現行刑法は五年まで獨居拘禁（Zellenstrafe）を科するを得ることを規定してゐるのであつて、實際、五年及びそれ以下の刑期を有つてゐる受刑者はその刑期の全部を、五年以上の刑期を有つてゐるものは初めの五年を獨房で送つてゐるのである。是に於てか、和蘭に於ては獨房といふものは獨逸に於けるよりも重大な意義を有つことになるのである。

此の點で現在の行刑制度は痛烈な非難を受けてゐるのであつて、時に或は目的以外に極端に走つてゐる嫌ひさへあるのである。獨房（Zelle）なる文字は殆んど地獄と同一視せられ、淋しい牢獄の空氣の中には只ささびとかびとより外には何物も生ずることなく、茲處の中では受刑者は人間といふよりもむしろ番號たるに過ぎないのであつて、生活力を鼓舞するといふが如きは固より談論の外である。獨房に於ける作業は全く感化の作用を失ひ、むしろ作業を厭はしむるに終るもので、人間の精神を死灰の如くならしむるものである。獨房内の作業は斷じて作業の名に値するものではない。と、かうまで非難されてゐるのである。

かくして、議會に於ても凡ての政派がいづれも行刑制度の改良に對する熱心な希望を抱いてゐることは議會の議事錄を一見しても明瞭なのである。現在の獨房制が受刑者の處遇をして劃一的ならしめ、個別的ならしめざるの憾みあるは殘ふべくもなく、何等かのリホーム（改良）の施されざるべからざるは爭ふべからざるものがあるのである。然らば、改良の方策は何れに向つて進むべきであらうか。

多くのものは直ちに伯耳義の行刑改良を擧げるのである。ベルギーの行刑改良といへば何人も先づヴワンデルヴエールドの名を想起しないものはあるまい。——（伯耳義の行刑改良）を參照せられたし。ヴワンダーヴエールドは伯耳義の社會黨の領袖にして司法外務に歷任せり）。ヴワンダーヴエールドの改良案に倣つた和蘭のヴエーニユイゼンの「屋外監」（"Openluchtgevangenis"）が成績が好いので、將來の行刑制度發達の模範として視られてゐて、尙ほ其上に、此の地方施設をして、一箇の中央施設に發達せしめ、其處には現在經營せらるゝ農業以外に工業も亦當然經營せらるべきである、との希望が發表せられてゐるのである。

然しながら、政府では舊來の行刑制度とこの新しい制度との中間を行かうとしてゐるのである。主務大臣は議會で、雜居拘禁の危險は決して輕視すべきものでない、と述べ、且つ、共同生活に於ける利益と刺激とは受刑者に拒まるゝべきではないが、しかも亦た同時に豫想さるべき危險は出來得る限り之を避けなければならないのが將來の行刑改良の任務である、との說を公表してゐるのである。この大臣の意見には議員中にも同意するものもあつて、彼等は、物の一面をのみ視ることを戒しめ、獨房といふものが全く事實上の意義を失つてゐる英國や伯耳義の制度に倣らうの非を說いてゐるのである。而して、受刑者の一部には特に不良でないものには却て獨房を好み、獨居の生活を一箇の惠まれた幸福として視るものがないとも限らないといふ意見を抱いてゐるのである。

由て察するに、和蘭に於ける行刑制度は從來伯耳義並びにイングランドから特別の影響と刺激とを受けて來たのであるから、この國の行刑制度の將來赴くべき所は、恐らく伯英兩國の行刑制度の基礎をなす思想觀念の中間に在らうかと思はれるのである。

伯耳義は常に和蘭人にとつては刑事政策上の施設の模範となつてゐたもので、特に伯耳義の行刑施設に於ける作業經營の其宜を得て行刑の目的に副ふてゐる點を稱讚して已まないのである。

此の點からして、大戰後伯耳義のメルブラに設けられた「訓練監」（"Schulgefängnis"—School（スクール） Prison（プリズン））に特別の

矯正図書館

注意が拂はれてゐるのである。この施設は受刑者の團體たる「切れた鎖の會」(der Bund „Zerbrochene Ketten")なる自治組合で特に特色あるものとせられてゐる。この自治組合はニューヨークのシン・シン刑務所やオーバーン刑務所のオスボーン氏(Thomas Mott Osborne——シン・シン刑務所のワーデン(所長)として令名ありし人)の考案した「共稿會」("Mutual Welfare League")に模したものである。

伯耳義とは反對に、英國に於ける行刑法では未だ過去の謬想をふり棄てることができないで、今日も尙體刑を維持してゐるので、和蘭は此點には與みすることができないのである。然しながら、イングランドには、一方にはボルスタル(ロンドンより程遠からぬケント州ロチエスター市の東南にある小市にして、茲處のブリズンのボルスタル・システム(ボルスタル式)なる近代式施設を以て有名なるは嘗て「刑政」に報じをきたり)が儼然として存してゐるのであつて、「美しいイギリス風の草山の上に立つてゐて、その小さな監房は殆んど古代の遺物の如く思はれてゐる」この町は殆んど和蘭人の崇敬の的となつてゐるのである。「ボルスタルは我等にとつては只だの名稱以上の或る物を意味してゐるのである。已に二十年來、我々和蘭人の耳にはボルスタルなる名稱は一つの美しい響となつて聞えてゐるのである、」と刑務官の一人は自分に語つた位である。和蘭の精神病に關する法律の草案は英國の規定に其範を取つたもので、改善不能の受刑者を附加刑によりて刑期以上長く社會より隔離してをく英國の規定も同じく和蘭の倣ふ所となつたのである。

和蘭のカツツ氏は英伯兩國の行刑の根本的の差異を擧げてゐるが、氏の說によると、伯耳義は全く「社會防衛」(„sozialen Abwehr")の觀念から出發するに反して、英國では根本的には今尙ほ報復思想を支持してゐるのである。英國では受刑者の心理の研究(Psychologie)に重きを置き、精神療法及び精神病學には餘りに重きを置かないのである。之に反し伯耳義では犯罪者の精神病の方面に餘りに多くの注意を拂ひすぐる傾きがあるのである。

戰後行刑改良の運動が國際的に盛んなる時に當つて、和蘭の行刑制度は伯英兩隣接國の影響を受けたことは頗る大なるものであるが、然しながら又た國民的な特殊の價値を尊重せんとする念は之が爲めに減却したわけではないのである。

◇

獨房制の嚴に過ぐるものを緩和せんとする最初の試みは、一九二五年七月二十七日及び翌年の同月同日の省令(Ministerialverfügungen)であつたのである。この省令によつて特權(Vergünstigungen)及び之れに關聯して刑務所の職員會議(Anstaltsrat-gestichtsraad)が設けられたのである。特權は大體獨逸の階級處遇に關する法令に規定せられてゐるものと同じである、特權のことについてはわがドイツでも非難のあることは、何人も知る所で、果して刑務所がその任務を盡すことが出來ようか、との疑問を發するものもある位である。然し、我等は、感化の意味でなされる物質的の報酬は必ずしも非難すべきものではなく、其だけの價値のあるもので、夫れに又た、たとへ價値はあるとしても、一つの施設が、特に行刑の場合に於て、急に魔法のように其效を顯はすものでもないことをも知つてゐるのである。內端な期待を有つてゐたとしたら此の新しい處遇方法の效果は可なり大きなものだつたのである。とにもかくにも、「沈默の世界」("die schweigende welt")と曰はれてゐた和蘭の刑務所に或る變化、實に或る一般的な感動に似たものを與へたと云はなければならないのである。受刑者の精神も規律も著しく高まつて來たのである。從來の風評のように實際受刑者が惡化してゐるのでもなかつたことが分明かつたのである。

職員の側でも亦た激勵を受けた氣持で、今迄よりは一層自由に一層多く自己の責任を感ずるに至つたのである。

特權の制の施かれると同時に職員會議(Anstaltsrat)が設けられたのである。これは所長(Anstaltsleiter)を議長(ジツツ)とした職員(Beamten)の合議體(Kollegium)である。この會議には特に下級職員の協力が要求されてゐるのである。會議に附屬してゐる下級職員が本職たる教師の助手として任命されてゐることは殊に意味の深いことで、彼等は囚情を偵知して有益なる觀察報告をなすを得る地位に在るからである。この會議は特權を許可するために動議をするのが第一の任務であるが、これは只だ表面上の任務で、深く受刑者の生活を知らうとするのがその實際の任務なのである。而して、この會議が實際的であるためには個々の受刑者を知らなければならないので、受刑者を知れば知る程當然この會議の任務といふものは大きくなつて行くわけである。或る批評家の如きは、感化力の間接である地方官廳としての意味ではなく、小事をも忽諸に付することの許されない愼重な教育行政局とし　の意味で、「行刑局」(„Strafoollzugsamt")なる名稱をこの新しい機關に與へて、暗に此の機關の由て來る所を示してゐるのである。更らにまた、特に將來に於ては、神經質なつまらない狐疑を棄てゝ共同一致の努力を以

矯正図書館

一この機關の成長を促進することの肝要なることに注意を喚起してゐるのである。

◇

和蘭は尊敬すべき傳統を有つてゐる國である。わが(ドイツ)女詩人アンネッテ・ドローステ(1797—1848)の語を借りると、「和蘭人の性質の中には凡て外から來るものを防ぎ拒まうとす尊い特徴がある」(In der Natur der Niederländer liegt ein Hort alles abwehrender Eigentümlichkeit)のであるが、然しまた同時に茲處に缺點と困難とが存在してゐるのである。此等の或るものはヴワン・デュレーメン氏の行刑改良の「十六ケ條」(„sechzehn Punkten")からも知ることが出來るのである。

先づ第一に、管轄の點を明かにする必要があらうと思ふ。之につけて想ひ起されるのは和蘭の各州に現在してゐる監督委員會(Regentenkollegien)である。この委員會は少くも三人の名譽職より成る團體で、自ら定むる活動範圍内で刑務所の管理を監督し、刑務官の職務に關する命令もこの委員會より出づるを常とする。この委員會がこれまで大なる功績を擧げた事は何人も爭ふものはない。然しながら、社會的の不安と紛亂とを有つてゐる我等の時代は特別の壓迫を感ずる時代で、特に努力と智識とを要するのであるから、たとへ好意は有つてゐるにしても急がしい市民の値の高い活力を不慣れな任務で束縛するのは、果して正當な事であらうか、疑はしい。しかも、この委員會と刑務所長(Direktoren)との關係は明瞭でなく、動もすれば相互の感情は緊張しがちなのである。是に於てか、ヴワン・デュレーメン氏はこの委員會を廢止して刑務所の監督を王の任命した官吏の手に移し、而して刑務所の職員會議(Anstaltsrat)を一箇の諮問機關として所長と併び立たしめようとするのである。更らにまた、彼は刑務所の管理は社會事業家として經驗に富むだ一種獨特の教育家(pedagogen)にのみ委ねらるべきであると主張するのである。固よりかゝる人物が所長となる以上は、今迄よりも廣い權限が與へられなければならないのである。例へば、ヴワン・デュレーメン氏は假釋放を決定する權限を所長の手中に置かんとするのである。固より此場合には所長は豫め職員會議に諮らなければならないのである。

◇

主務大臣の言ふ所によると、彼は從來箇々の機關の自由を妨げない方針を取つてゐたといふことである。これ

が爲めであらう、現在では各刑務所は雖然として統一を欠いてゐるのである。この事は試驗的な準備期には大した不利益もなからうが、已に改革の事業の向上發展が止んで、行刑事務が機械的に取扱はれるようになつた時には、統一のないといふことは甚だしい困難な事となるのである。受刑者の移監の場合に殊に然りである。受刑者といふものは專制がましい勝手な行爲に對しては殊に敏感なものである。始終法律といふ觀念を注ぎ込まれてゐるものより、たとへ侵害は瑣細であつても、恣まに自已に加へらるゝ侵害を防禦するに熱心なものはないのである。是に於て受刑者の處遇については當局の間に統一された方針についての理解が必要になるのである。この理解を確實にするために、已に和蘭に於ても不統一の弊を認めて刑務所長相互の間に三箇月毎に協議會を開催せしめんとする議があるのである。

◇

第三の改良は、改善可能性の程度に由る受刑者の分類(die Zerlegung der Gefangenen)である。この處遇上の分離撰擇といふことは近來益々盛んになつて、これに由て受刑者の數を減ずることができるといふ理由で多くの贊同を得てゐるのである。ドイツ及びイングランドに於けるが如く和蘭に於ても處刑を受くるもの〻數は減じて行く傾向があつて、監房は空いてゐるのが多いのである。この現象は英國並びに獨逸に於けるが如く近來罰金を以て拘禁に代へるの政策を取れるに至つた結果であるか、或は、執行猶豫の結果であるか、又は、假釋放の多いためか、はた又た、此等の諸原因の相合して然らしめたものであるか、それともまた、一般に犯罪といふものが減じて來たのであるか、これは、廣く人間の生活の上に透徹した觀測が下された後でなければ、遽かに答ふることの出來ない疑問である。然し、とにかく自由に處分することの出來る監房ができたために新たに着手すべき改良の道の開けたことはたしかなのである。それかあらぬか和蘭に於ては現在少年刑務所(Jugendgefängnis)を一箇處設置しようとする案があるのである。若しこの案が實行さるゝことになれば、和蘭のブリズン・リホーマー(改良家)の久しく唱へてゐた要求が滿さるゝわけである。尚ほ又た、成年と二十五歳以下の少年との區別が漸く認めらるゝに至つたのである。更らに進んで、智能劣等のもの(die Hoffnungslosen)を全然隔離せんとの議もある。(der schwer Minderwertigen)及び改善不能のも

刑政第41巻第12号
矯正図書館

刑務所に於ける感化教育の重要なることの主張せらるゝ今日、刑務官の撰擇教育の主張せらるゝに至つたのは當然な論理的結果といふべきである。しかし、是れは、現在の旧制度(システム)に育てられた刑務官を直ちに明日の新しいシステムの官吏とすることで、頗る困難な、忍耐を要する仕事なのである。しかし、已にこの事業は着手せられて、その手初としてハーレム市とアムステルダム市(首府)には刑務官の組合(ゲマインシャフト)が設けられ、更らに之を國家的のものに擴げようとする樣子も見えるのである。

◇

和蘭は古くから保護事業(Fürsorge)の行はれてゐた國で、行刑事業よりも遙かに進みすぎてゐた觀があるのである。元來、保護事業は——最も廣い意義でいふのだが——何處の國でも忽にせられてゐたものでドイツでも、その通りで、或る一人の古い刑務官は、「我々はかんごく(ゲフェングニス)の家根の下に何物が住んでゐるのかを知らない。我々は我々の受刑者を識つてはゐないのである」と云ふたことがある。然し、今日では刑務所と受刑者とは離なすことは出來ないもので、只だ刑務所を視て受刑者其人を視ないのは、誤つてゐることを深く感ずるようになつたのである。刑罰と保護とは同じ一つの事業で、只だ段階を異にするのみである。アンスタルト(刑務所)が事業の始まりで、フユルソルゲ(保護)はそのつゞきである。といふのが今日の見解である。和蘭の刑務所に新たに設けられた職員會議の事業も「社會復歸」のための努力の鏈をつゞる一つの環だとされてゐるのである。更らに、近頃開催された教育家の會議でも、刑務官も保護事業家も一堂に相會して、兩者の任務の共に教化に存することを力說したのである。これは兩者が愈々深く自己の任務に目覺めた證據だといふべきである。

和蘭に於ては、常に理論は實行に先つのであつて、只だ他人の經驗を自ら繰返して甘んじてゐるのでないのである。少年刑務所にしても今尙ほ存在してはゐないが、最初から教化の思想がその主たる精神となつてゐるのである。少年刑務所と稱するものゝ刑務所(„Gefängnis")なる語には何の價値も置かれてはゐないのである。少年法(Jugendtrsafrecht)の制定によつて單に刑を執行する處となつてゐた古い刑務所の中に、刑罰といふ觀念よりも更らに一層深い觀念が愈々多く採り入れられることになつたのである。

Blätter für Gefangniskunde, 1927

【海外視察第四信】

獨逸憲法第十週年紀念日に

正木亮

今日一九二八年八月十一日は獨逸憲法實施の第十週年紀念日である。その第三條に「ドイツ國旗は黑赤黃とす」Die Reichsfarben sind schwarz-rot-gold. と規定せられて居るやうに三色旗が戶毎に揭げられた。午前十一時半からヒンデンブルグ Hindenburg 大統領が國會議事堂に出て國民に挨拶をされるやら、ブランデンブルギツシエル・トアーがかざられるやら夜はまた花電車が運轉されるといふ有樣である。

革命後十年のあいだドイツは非常な努力を拂つて居る。幾百億マークの債務を負擔しそれを賠償しながらも兎も角もドイツの經濟狀態は急速度を以つて恢復されたといはれて居る。日本では郵便貯蓄が十五六億圓に達したとさわいで居る間に今のドイツはそれに類する貯蓄が八十億マーク則ち日本の四十三億圓にふへたさうである。

數年前に日本貨幣を以つてドイツで裕かに暮した日本人が今はマークが高いといつてこぼすほどの世の中になつて了つたのである。おそらく、今後數年に於てドイツは戰前以上の强い富めるドイツになるであらうとはベルリン通の下馬評である。

革命後十年のドイツ共和國はしかく希望に充ちた前途を祝福しながら茲にその十年祭をとり行つて居るのである。

經濟方面に知識をもたぬわたくし、また政治や外交にうといわたくしとしては今茲にドイツに於けるそれらの觀察をなし、批評を加へることは許されないこと

である。だが、この紀念すべき八月十一日に靜かに一九一九年の八月十一日に實施された憲法がどれほど行刑に影響を及ぼしたか、それを考へることは行刑を專門に研究せんとするわたくしの責務であるには違ひない。

伯林のある靜かな宿の一室に籠つて今わたくしはそれを考へながらペンを走らせつゝある。

◇　◇　◇

十數日前に書店の店頭をかざつたものに「殺人犯人と國家」Der Mörder und der Staat といふ書物がある。死刑存廢に關する書物である。

死刑存廢に關する議論は、イタリヤのベッカリヤ Beccaria 以來十八世紀、十九世紀を通じて戰はれた議論である。十九世紀の後半に於てドイツ學界が如何にそれに對して熱心に戰つたかは好學の士の既に知らるるところであり今更わたくしの叙述を待つ必要もないことである。

だが、トルストイの「余は默する能はず」Tolstoi, Ich kann nicht schweigen が讀まれ、ドフトエフスキーの「白痴」Doftewski" Der Idiot が讀まれながら、「殺す勿れ」といふバイブルの一句が堅く信ぜられながら、その後の世界は相不變死刑を墨守し人々は稍ゝにその議論に對して冷淡になりつゝあつたのである。

一九二七年の秋アメリカ合衆國がサッコ・ヴアンゼッチ Sacco, Vanzetti に死刑を執行せんとしたとき、世界の人々はその事件に注目した。冷かゝつた死刑存廢論は茲に再燃するに至つたのである。サッコ・ヴアンゼッチの事件は物的の證據が極めて薄弱であつたさうである。さうして嫌疑者は極力事件を否認して居たさうである。許されたる裁判官の自由心証權は、にも拘はらず竟に死刑を宣告し、執行官は彼等を電氣椅子に坐せしめたのであつた。

刑事訴訟手續としては敢て批難すべき筋合がないに違ひない。だが、物的証據のない彼等は裁判官の心証を裏切つて或は事實犯罪を爲して居ないかも知れない。その場合に國家は如何なる方法によつて嫌疑者の爲めに賠償をしやうとするのか。過つて自由刑に處した場合に於ては完全には原狀に恢復し能はぬにしても兎も角も金錢的にも精神的にも慰安の方法があるのである。だが、殺された者に對しては最早如何ともすることが出來ない。サッコとヴアンゼッチは或はその場

合にあてはまるかも知れない。さうして、アメリカ政府はその場合には一體どうしやうとするのかといふことが世界の人々を動かすこととなつたのである。

丁度百年前の一八二八年十二月七日の夜であつた。ワイルブルグ Weilburg の兵營で一人の士官候補生が虐殺されて居つた。その犯人を逮捕すべく官憲は血眼になつた。だがやつぱり事件は迷宮に這入つて了つた。最後の手段として官憲は三十七人の若者を囚へて之を或は正犯の嫌疑とし或はその幇助として未決監に投じた。五年の歳月は經過した。軍裁判所はやつぱり適確なる証據を集めることが出來なかつた。一八三二年三月二十六日三十七人の若者は總て死刑を宣告されて了つた。さうして事實は四人の者が慘酷なる死刑に二人が十五年の懲役に他の二人が十二年の懲役に更に他の二人が十年の懲役にさうして二十一人は九年の懲役に服せしめられた。殘る六人は懲役二年丈けであつたさうである。

アドルフ士官候補生 Kadet Adolf Vigilius の死は洵に可憐である。だがその一人の死の爲め三十七人のものが或は死刑に或は懲役に處せられたことはもつと憐れではないか。事件の眞想は今に至るもわからないのださうである。さすれば三十七人の中には或は無實の罪をかこち乍ら、世を去つたものがあるかも知れない。

だが百年前にはアドルフ事件に對して何等世に反響を買ふことはなかつた。さうして百年後のサッコ・ヴアンゼッチ事件は大きな波紋を世の中に画いた。この二つの對象は一體何を意味するか。裁判官の自由心証權が如何に貴く、國權が如何に絶大なりと雖死の宣告に對しては容易に適用すべからざることを諷刺したのではあるまいか。

否、人が人を裁く以上殺す勿れといふ信條を嚴守せねばならぬといふことが百年の間におのづからに人心に培はれた結果とも見ることが出來るであらう。

わたくしは之を以てキリスト教の勝利とのみ斷定することを欲するものではない。さりとてまたキリスト教を放れて考へることは出來ぬ問題だと考へるのである。換言すればトルストイもドストエフスキーも共に死刑廢止論を宗教的に普及するに成功したのだといふことが出來るのである。

今祝はれて居る獨逸憲法がまたその論に呼應して死刑存廢論の上に石を投じたことを忘れてはならない。

矯正図書館

その憲法第百五十一條は「生計の基準は總ての者に對し人たるに値する生存の menschenwürdiges Dasein 保障を目的とする正義の原則に一致せさるべからず」と規定した。

よし、國權の作用とはいへ人が斧で屠られ、繩でくびらるることは人たるに値する生存の保障を逸脱するものではなからうか。アイゼルネユングフラウがギロチンにさうしてギロチンが電氣殺に代はつたところでそれは死刑の方法の變化に過ぎないのである。拷問が人たるに値する生存保障の觀念に合致しないならば絞殺も電氣殺も共にそれに合致しない筈である。

ドーゼンハイマー Oberlandesgerichtsrat E. Dosenheimer 氏は憲法第百五十一條をかう觀察して居られる「此の條文は單に見込 Verheissung を許さないばかりでなく生存と境遇 Leben und Gestalt とを補ければならぬのである。國家社會が此の規定の原理に基いて國民に人たるの生存を保障し勞働により相當なる住居と活計を保障するならば社會問題は解決せられ犯罪原因の大部分は排除せられ得る」のだといつて居られる。(E. M. Mungenast, Der Mörder und der Staat, 1928, S. 29 ff.)

然り獨逸憲法第百五十一條は殺すことを考へずして犯罪原因の除去を考へたのである。さうして、人たるに値する生存權を意識せしむることに國家の存在があることを敎えたのであつた。

ドイツに於ては今までのやうに宗敎的論據や人道主義の立場から感情的に死刑廢止を唱える必要がなくなつたのである。則ち今後の死刑廢止論は憲法第百五十一條に出發しそれの解釋が定まることによつておのづからに決せられると見ることが出來やう。一九〇九年以來一九二七年に至るまでの五つの刑法草案は にも拘はらず終始一貫して死刑を規定した。總ての法律を同じにしやうと試みつゝあるオーストリヤも此の點丈けはドイツと反對の立場に立たねばならなかつた。一九一九年のドイツ刑法草案に對する一九二〇年のオーストリヤの刑法對案がそれである。一九二七年のドイツ刑法第五草案に對する同年のオーストリヤ草案がそれであつた。

だが今年初夏の候、更迭したミュラー Müller 新内閣はその綱領の一つとして死刑廢止を掲げるに至つたのである。おそらく今繼續されて居る刑法第五草案はその死刑の條文を削除せられるのではなからうかとも

考へられるのである。

わたくしは初夏の候ニユールンベルグにフオルテルカムマー Folter Kammer を訪れたことであつた。フオルテルカムマーとは拷問參考館といふ意味である。廿歳前後の若い美少女がわたくしを案内して或は鉄の少女 Eiserne Jungfran を或はギロチンを、車さき器を爪壓器を釘舟を、ひとつびとつを說明して呉れる。凡そ幾百といふいろいろな拷問の機械がならべられて居る。

その少女は何の恐れ氣もなく、何の爲めにわたくしがそれを細かくたづねるかを不思議がつて居る。その刑事學に無智な少女と拷問器とは四百年の間に非常なへだたりが出來たのであつた。昔の少女はそれを見て恐れおのゝひたのに今の此の少女は面白い玩具のやうに考へるやうになつたのであつた。そのへだたりをわたくしは文化の發展だとして考へたいのである。

拷問は既に終焉して居る。だが死刑は未だに殘されて居る。それが現代文明にとり殘された大きな問題ではあるまいか。

少くとも獨乙憲法第百五十一條はその問題に對して石を投じたのであつた。

◇　◇　◇

獨乙憲法第百五十一條の規定はドイツ全國に於ける囚人の上にも影響を及ぼしたことであつた。先づ第一にその影響を蒙つたのが一九二三年の自由刑執行に關する原則第百五十七條と一九二七年の行刑法案第七十三條とである。恐らく人たるに値する生存の條件として食物の右に出づるものはあるまい。行刑の目的が犯人を改善することにある以上先づその健康を增長せしむることが第一義である筈ではあるが兎角にそれは行はれなかつた。茲に於て一九二三年案は先づ特に强役に從事しまたは長時間働かねばならぬ囚人には澤山の食物を與へねばならぬと規定したのである。わたくしはそれに關聯して一九二四年のソヴイエト勞働改善法を思ひ出さねばならぬ。勞働改善法は監獄作業に就て一九二二年の勞働法を準用しその勞働法は地底勞働や終夜業を禁止したのである。さうして若し之等の業務に服せざるべからざる場合に於ては雇主は之に對して充分なる脂肪食や熱量を與へねばならぬ義務を負擔するのであるが人道主義原則の上に立つた勞働改善法は人たるに値する生存——勞働改善法もドイツ憲法第百五十一條と同じ言葉を用ゐて居る——を保障する爲めに勞働法のそれ等の規定を準用せねばならぬのである。

矯正図書館

一九二七年のドイツ行刑案第七十三條は一九二三年案に更に一歩を進めたやうである。同條は同じ種類と同じ量の仕事につく總ての囚人には同じ食物を與へねばならぬことにしたのである。兎角にして食物を以て累進制の內容にせんとした從來の方針に對して改革を試みたのであつた。況んや强役に服し長時間働くものに對して充分なる食物を與ふべきことはいはずもがなである。

之等の規定が憲法第百五十一條の思想に基調したことは當然である。されど、それを以つて特に新思想として驚嘆する程われ〳〵は日本行刑に於てその點に無關心な者ではなかつた。行刑當局は口を開けば囚人の給養の改善に及んだことでありまた今日も猶不斷に努力しつゝあるところである。さり乍ら、わが日本の爲政者は常にあまりに行刑思想にうとかつたやうである。換言すれば改善の效果を考へて效果に導くみちすじに考へ及ばなかつたのである。かるが故にドイツの今日と日本の今日とには大きな開きが生れて來たのである。

わたくしは先づ伯林に於てモアビットを參觀しテーゲルを見、ブレッツェンゼーを視察し、スタットフォグタイを瞥見し、さうしてブランデンブルグ監獄を訪れた。それ等の監獄は或は刑期に於て或は犯數に於ておの〳〵異つたところである。さりながらそのいづれもの監獄に於て總ての囚人は一日五十ペエンニッヒ(日本の二十五錢餘)の食糧費を割りあてられて居るのである。

行刑の執行に於て、處遇の統一に於て、作業の敷盛に於てわが日本行刑を誇つて居たわたくしは只その榮養費の差異に驚かざるを得なかつたのである。かくの如く勤勉なる日本囚人にドイツのそれの如き榮養を與へるならば彼等の改善はもつと根づよく培はれるであらうと考へたことであつた。洵に、一日十五錢の給養費にしばられて居るわが行刑當局の苦心を同想せざるを得ないことであつた。

わたくしがモアビットに訪れたとき典獄のライスナー氏 Reisner はわたくしに囚人の晝食を御馳走された。パンとシュワインブラーテン—豚の油燒—とマカロニーのスープと。テーゲルでは大典獄のブルックス氏 Oberstrafanstaltsdirektor Brucks が牛のきもの煮たのとスープとを與へられた。ブレッツェンゼーでもまたブランデンブルグでも凡そそのやうなものであつた。各典獄はわたくしに感想をとせまられたのでわたくしは次のやうに書いたことであつた。

Die Gefangenen in diesem Gefängnisse können sehr schnell verbessert werden, weil die Kost reichlich ist und alle Gefangenen herzlich arbeiten können.

「こゝの囚人たちは早く改善されるに違ひないなぜなら食物がいゝので心から働くことが出來るから」

とわたくしがブレッツェンゼーを訪ねたとき若い典獄補のリンケ Linke 君はわたくしを接見所に案內された。丸いテーブルの上に一つの花瓶さへ置かれてあつた。リンケ君は隨分綺麗でしようとわたくしの同意を求める。そとには一人の婦人が接見すべく待つて居る。勿論日本に於ても此の數年間に監獄の接見所ほど著しい進步をなしたものはあるまい。一九二三年かと思ふ時の鈴木司法大臣が接見所に一大改革を加ふべく典獄諸君に訓示されて以來日本の監獄からは接見所の金網が取去られた。

同じ年のドイツ自由刑執行に關する原則第百十七條は「接見所 Besuchsräume を作る場合には囚人または訪問者の感情を傷つけざる設備となさざるべからず」と規定した。それによつて今のドイツに於ても亦窓越しの接見を見ることが出來なくなつた。その一年前のソヴイエト勞働改善法は直接に格子越しの接見は之を許さずと規定して居る。

抑も現代の行刑立法が何故にしかく同じみちをたどりつゝあるのであらうか。而も極めて偶然的に同じ目標にすゝみつゝあることを深く念頭に置かねばならぬ。

ソヴイエトはさうすることを以つて人たるに値する生存 menschenwürdige Dasein の保障からだと規定した。ドイツがその觀念に基いたことも亦當然である。而してその觀念をわたくしは憲法第百五十一條に基調するものだと考へるのである。

全プロイセン行刑は一九二五年一月二日の訓令「階級による刑の執行の件」Betrifft Strafvollzug in Stufen によつて累進制度が實施されるに至つた。階級は三つに分たれて居る。初級が第一級で中級が第二級、上級が第三級である。クローネ氏が長年主唱し來つた獨居制はフインケルンブルヒ氏 Finkernburg によつて完全にうちこわされて只第一級にのみ跡を殘すに至つたのである。第二級からはラヂオも聞かれゝば煙草も買

矯正図書館

ふことが出來るし壁を繪葉書や花でかざり立てることも出來る。保守者流は或は監獄は病院にまさり囚人は貧民の上位に立つと批難するかも知れない。

わたくしはドイツのそれの如く壁をかざり立てラヂオを聞きコンツエルトを聞き得ることを以て今後の行刑の向はねばならぬ趨勢だと考へる者ではない。否むしろドイツ人がしかく飾り立てることを新行刑でもあるかのやうに考へて居るその誤解を冷笑せざるを得ないことだと思ふものである。だが、その手續は兎に角として此の數年間に保守的な獨乙人の頭の中に累進制度が植付けられたことを深く考へねばならぬことだとは思ふ。

◇　◇　◇

累進制度を以て良く働く者に對する御褒美制度だと考へるものがあればそれは大なる誤解である。良く働いて亨くるところのものは、それは御褒美にあらずして自己の當然に亨くべきものである。そこに賞與と報酬との間にひらきを認めらるゝのである。

われ〳〵の生計の向上は一體褒美に對してであらうか、將報酬に向つてであらうか。勿論兩者を必要とはしながらも何人がよく報酬にあらずと否定し得やう。一日働いて一日分の賃金を貰ふ。そこにわれ〳〵の生存の意義があるのである。われわれが奴隷と異るところも亦そこに基調することは言ふまでもない。さうしてそれによつて多く得たるものがよりよき生活方法を營むことをわれ〳〵の自然生活と考へねばならぬのである。

自由刑は人を拘束すべき法律の命令である。さりながら法律は人を拘束することは命じても自然生活を奪へよとは命じなかつた筈である。監獄に於て生活の向上を與ふることと法律の命ずる拘束とは必しも調和すべからざるものではないではなからうか。

現代の行刑學者は自由刑を以て人を改善する手段だと考へて居るやうである。一體自然生活を奪つて改善が出來るであらうか。各國の法律が行刑は犯人を法律生活に慣れしむることを以て目的とすと規定して居るが人の權利と義務とを超越して眞に法律生活を營む人間が作り得られるであらうか。

獨逸憲法第百五十一條が生存の保障を規定し第百五十三條が所有權の問題を規定したのはおそらくそれらに出發したのではなからうか。かく推論するとき累進制度をとらねばならぬことになつたのは正に憲法の本

旨であつたに違ひない。

しからばドイツ行刑は何故に囚人の作業に賃金請求權を認めなかつたであらう。壁繪をベタ〳〵張る代りに賃金請求權を認めることがもつと重要な改良點であることを閑却して了つたのではなからうか。わたくしはそこに獨りドイツのみならず各國の行刑が未だに監獄技術に囚はれて居ることを難ぜざるを得ないのである。犯罪が減らないことや累犯率が降下しないことをそこに基因するものだと考へたいのである。

そこでわたくしは先づ監獄收入が增加して給養費の上に出でなければ眞の累進制度の目的を達し得たといふことは出來ないことを斷定したい。何となれば累進制度の目的は社會の勞働者に伍して決して負けない程自活力ある囚人を養ふにあるからである。かくしてこそ犯罪原因を除去し得らるゝのである。所謂監獄の自給自足主義もその論理から起り得るのである。

累進制度のしかれた一九二五年一月一日より同年末日迄の全ドイツの監獄經濟は實に次の通りであつた。

給養費（作業賞與金、器具、煖房具等を除き）は一千十三万三千二百十九マーク七十三プエンニツヒさつと日本貨幣の五百万圓である。さうして一人一日平均は五十一プエンニツヒ四十四に當つて居る。

それに對して作業收益は僅かに七百二十六万四千五十四マーク八十八プエンニツヒさつと日貨三百五十万圓でありしかもその中から作業賞與金が百八十五万三千二百七十七マーク十四プエンニツヒも支拂はれて居るから國家の收益は給養費の半額にも達しない結果になつて來るのである。

かくしてドイツ累進制度は術に落ちて實を結び得ない結果に立ち至つて居るのである。壁繪をはり花を飾ることが累進制度の最大の目的であるならばむしろ獨居制にしかざるを思はねばなるまい。ドイツの監獄當局は正に憲法の眞意にふれ得なかつたのではなからうか。

憲法の眞意は繪を要求し花を與へよといつたのではない。人たるに値する、奴隷とはつきり區別することが出來る丈けの權利を與へよといふ意思であつたのである。

◇　◇　◇

さりながら、ともかくも、假令それが形式的丈けにしてもドイツ行刑は囚人の向上心をそそらんとする眞似事はするやうになつたのである。假令それ丈けでも

憲法第百五十一條の有り難味を味はねばならぬとわたくしは考へるのである。

どの監獄に行つても昔の暗室 Dunkel Arrest は最早藥にしたくもなくなつた。さく衣 Zwangsjacke はテーゲルの監獄參考館にさらされて居る。

食物がかはり、接見所がかはり、さうして懲罰の不自然なものかとりのぞかれるやうになつたことはたしかにドイツ憲法のおかげに違ひはない。

それ丈けにわたくしは八月十一日の紀念日を祝福したことであつた。一五九五年のオランダ行刑はたしかに行刑に一大變革を爲した。一七八〇年前後のジョン・ハワードは更にその一大變革にもつと修飾を加へた。一八五四年のワオーター・クロフトンは新しい今日の行刑を導いた恩人であつたには違ひない。だが此の數世紀に於て思想的にドイツ憲法ほど大きなショックを與へたものが他に見出さるであらうか。

（昭和三年八月十一日—十七日伯林に於て）

犯罪の科學的捜査

日本犯罪學會　菊地甚一

犯罪の捜査といふ事は、素人の考へるほど容易な事ではない。近代科學はこの問題には餘りに冷淡であるといつてよい位犯罪捜査と科學とその事には隔りがある。今假りに科學的捜査などといふと心なき刑事などは「そんないう長な、われ〳〵には通用しない」と一蹴して了ふだらう。それも無理のない話で、素地のない上に科學を强ひられては全く了解が出來ない、了解が出來ないものは自分の領分ぢやないことになる。だから科學捜査を確立するには根本から卽ち基礎から築きあげなければならない。それには捜査機關を全然科學的に設けなければならない。例へば刑事を任命するには心性考査を行つてそれに相當するものを選び、捜査の首腦になるものは醫學者、心理學者、法律學者等を集めた一つの幹部でなくてはならないことだ。死體解剖を行ふ際には現在のやうに豫審判事の命令事項だけに止めず、詳細に意見を開陳する自由があつて欲しい。現在は命令事項例へば大抵の場合死因、兇器の種類位に止め、單に裁判上の證據を目的とするに止まるので、死體解剖の所見上から捜査方面を確立するなどといふ事はまだ例がないといつてよい。檢證にしろその現場および死體について法醫學者が一々物理化學的の微細檢査を行ふ事も必要だし、犯罪心理を研究せる心理學者の心理學的判斷も參考とする必要がある。現在では殊に東京においては帝大その他の法醫學教室と檢事局とに相携へて行つたならば不可能の事ではない。五十男と十六の少年の死體鑑別が誤つたといつて非難するが、現在のまゝの捜査設備と知識者のみでは永久に進歩は覺束ない。そして近來捜査の實際に當る刑事巡査の熱がないのと根氣のなくなつた事、徒らに利巧ものばかりそろつて馬鹿々々しい事でも根氣よくやる事が少くなつたこと、一言にしていへば現代の輕薄さがこの邊まで毒して來た社會の變り目だといへる。（東　朝）

誌上講演

國家の己性（中）

貴族院議員伯爵　二荒芳德氏談

◇

第一は天皇の觀念である、私は此の天皇の觀念を申すに現實の陛下、歴代の陛下の御威德を申上げる意味ではない、大和民族は建國以來どういふ風に天皇といふ御存在を見奉つて居つたか、如何に天皇を觀念し如何に意識して居つたかといふことを考へて見たいのである、此の天皇の觀念を話す前に、暫く西洋の皇帝といふ觀念を話して比較をしたい、西洋の天皇といふ觀念、君主といふ觀念は皆腕力を意味して居る、言葉其ものが腕力者といふことを示して居るのである、英語のエンペラーと言ふ語、佛蘭西語でも同じ字を使つて居るが、語源は同じである、フランス語でもアンペラスといふ字を使つて居るし、イタリー語でも同じ字を使つて居る、少し形は違つて來て居るけれどもエンペラートーレといふ字を使つて居る、どういふ意味があるかといふと何れも命令をする人といふ意味である、エンペラートーレといふのはラテン語であつて命令をするといふ字であつて、フランス語のアンペラールであり又エンペラートーレであるのである、ラテン系の意味の皇帝といふ意味は命令をする人といふ意味であるのである、ドイツ語系統のカイゼルといふ字、ロシヤ語のチヤールといふ字は何れも亂逆者の意味である、ローマのジューリアスシーザー——ローマ式に讀むとユーリアスケーザルである、此のケーザルと讀むのが變化してカイゼルといふ字になつた、又チヤールといふ字になつて皇帝といふ字になつたのである、即ちジューリアスシーザーといふ人は腕力家で權謀術數に富んで居て、地中海の沿岸を荒し廻り埃及に歸つてはクレオパトラにうつゝを抜かした人である。此のケーザルが

矯正図書館

訛つてカイゼル皇帝といふ名前になつたので、腕力から皇帝といふ語が出て來、觀念が出て來て居るといふことが分るのである、極端な例を取つて言へば瀬戸物は昔尾張の瀬戸で出來たから瀬戸と言ふのであつて、九州の方に行くと唐津といふのである、九州の唐津に始めて支那から陶器が入つて來たから唐津と言ふのであつて、それが變じて器物の名前になつたのである、そんな譯で兎に角腕力から出て來て皇帝といふ名前になつた西洋の皇帝は性質から言ふと日本の幕府の將軍のやうなものである、即ち腕力を用ひて皇室を作つたのであつて、日本の皇室とは全く其の形を別にして居るといふことが分る、尙ほ英語フランス語のモナークといふのは君主といふ字である、モノスといふのが一人といふ字であつて、アルトといふのは治めるといふ字である、是がくつ付いて君主といふ字になつたのである、一人で治める或る意味に於て專制といふ字である、何も皆の意見を聞いて治めるのではない、獨斷で治める、一人で治める者即ちモナーク、君主である、所が此のヨーロッパ式の君主若くは皇帝といふ觀念と全然性質を異にして居るのが日本の天皇の觀念、即ち天皇命（すめらみこと）の觀念である。

日本の天皇觀といふものは古典を能く見ると全く此天皇命といふ觀念其ものを與へて居るのである、天皇命といふのは天皇といふ日本の古語であるが、どういふ意味を含んで居るかといふと命といふのはマコトといふ意味である、ミとマは屢々混合される、同じマミムメモの行は能く混同される、而してマコトといふのは本當の眞實の御方、强いて支那の字を使へば至誠の御方といふ意味である、即ち本當の絕對の眞理を有つて御出になる御方といふのが天皇命の觀念である、至誠神に通ずといふ支那の言ひ方は日本民族固有の觀念から言ふと全く裏書されて居るのである、その人の名は忘れましたが、或る人から先生は何故本をお著しになりませぬかと聞かれたに對して、私は本を著す必要はない、總ての六經といふものは自分の行動を註釋して居るのである、詰りそれは自分が若し立派な人間になれば本は其行動を註釋して居るといふことを言つて居るが、恰も其の言を以て茲に引いて來ると至神に徹すといふのは日本の民族觀念にして始めて言はれるのである、此故に日本に於ては本當の誠の御方、眞理を踏んで上に在す御方、其御方が天皇である、皇といふのは賞めた言葉である、だからして最も尊い君よといふやうな言葉を表はす爲に昔は皇は誰々の命、親愛なる我が君よ、尊愛措かざる親友よとかいふ意味に皇は誰々命といふことを屢々使つて居りますが、皇

といふのは總て何とも言へない有難い心持、綾に畏し、誠の絕對の眞理といふのであつて、是は本居宣長先生の古事記傳にも皇といふのは横にも縱にも天地宇宙を通じて絕對の眞理を與へて居られる御方を奉稱するのであるといふことの解釋をして居る、即ち絕對の眞理の御方であるが故に之を現人神と言ふことが出來る、西洋の思想では神の本質といふのは何かと言へば絕對の眞理が神といふものであつて、唯それを現はす所の方法を耶蘇が與へたり佛道が與へたりするが、是は神の論に於て異論のないことである、そこで生きたる眞理を負ふて居られる方が現人神といふのは日本の民族觀念の上から言へば何等神の觀念に抵觸するものでないのみならず實に中つた言葉であるのである、であるから西洋の腕力主義とは異つて日本に於ける皇の觀念はそれから全然離れた所の一つの精神生活の中心であるといふ觀念が茲に出て居るのである、此天皇命の觀念は言葉から來て居るのであるが、日本では長年の間大和言葉を使つて居るから段々是が消えて來て居るのである、外國のエンペラーは命令する人であるといふことは字から判斷することが出來るのであるが、日本では音と書いてある字とはまるで聯絡がないから本當の意味が出ないのである、茲に樂しいといふ字、支那の字で樂といふ字があるが、是は本當は手伸し（たのし）といふ字である、手の舞ひ足の踏む所を知らずといふのが手伸しいのである、人に物を上げる時にのしを附ける、是は成べく發展するやうな意味でのしを附けるのであるが、樂しといふのは此の意味であるのである、樂といふ字を使つて居るから是が少しも意味が出て來ない、樂しいといふのは嬉しくて堪らないと言つて駈けて歩いて居るのが本當の樂しいのである、逸樂し安樂で向上的精神の一つもないのを樂といふ字で表すのである、誘ふといふ字もさうである、支那の字では誘惑するとか誘引するとかいふ風に用ひられ、誘ふといふのは惡い意味の方に能く使はれて居るが、是は「いざ汝（いざな）」、さあ行かうといふ進み向上進歩發展躍進を意味するのであるが、支那字を借りて來た爲に誘惑まで入つて來たのである、それ故に本當の本質を見るのには大和言葉を見なければならぬのである。

◇

斯の如くに日本の皇室の觀念は違つて居るのである、而も歷史的に見ると日本の皇室の御方が國の爲に眞理を踏んで御出でになるといふ御治績は頗る如實に見えるのである、明治天皇が國を御開きになる際の如き、或る日本の歷史研究者から伺つたのであるけれども、明治天皇が明治の初めに京都から江戸に第一回に御入りになる時

矯正図書館

に御側の者が非常に御心配申上げて、此の平和の亂れつゝある今日に於て、假令力なしと雖も三百年の間武力を鞅掌した德川の城下に陛下御自身が少數の昵近者を連れて御出でになるのは危險である、是非時機を御待ち申されたいと申した時に、之に對して天皇は何と仰せられたか、自分は此國の前途の爲に、即ち皇祖皇宗の遺訓を恢弘する爲に斷じて江戸の方に行かなければならぬ、朕の一身の如きは顧ることを要しない」と斷然御答へになつてあの御東行を御決行になつたと聞いて居る、即ち日本の國家の前途の爲には天皇と雖も御一身を犧牲に御供しになつて御出掛けになられたといふことの能く拜察することの出來る一つの顯著なる事實であるのである、成程一天皇を遠島に御流し申したといふことは歷史を繙けば多々ある、又あの當時に於て假令幕府の力が既に失墜したとは言へ、京都から御上りになる際に少數の御公卿さんを斬拂つて明治天皇に對し奉つて力を以て御邪魔を致さうといふことは其當時に於ては考へられべきであつたに拘らず、さういふことも何等御考慮せらるゝ所なく御出ましになられたといふことは、是れ日本の國体の一つの大きな事實であると思ふのである、其の外日本の歷史を見れば皆天皇は民族の先頭に立つて國家を御護りになり、正義の爲めと申せば御奮鬪になつて居る、日本武尊が十六歳の御時に熊襲武を御誅しになられたといふが如き、皆民族の躍進の爲には民族の先頭に皇命が御立ちになつて居るのである。

◇

是が國の長所であるのであるが、今一つは彌榮えといふ心持である、三種の神器の中に八尺瓊勾玉といふのがあるが、是は實際は彌榮えるの勾玉といふ意味である、此ことが頗る簡單であるけれども絕對に外國語を以て表はすことの出來ない大和言葉である、即ち彌々榮えるといふ心持、或は神樣に御供へをする榮木（榊）どんなことがあつても榮えさして行くといふ心持、古事記や何かを見ると色々な矛盾反對が出て來て居る、そこには嫉妬も戀も貧苦も、何とも言へない複雜なる物語りになつて居るが、其中に一貫して流れて居るのは此の彌榮えるの心持である、皇命の觀念、誠といふものは彌榮えるといふ觀念を本として始めて出來上るものである、卑近な例を取れば、世の中には何でも善惡二つがある、左があつて右も始めてあるのである、善惡も其通りで、隨分社會的の罪惡が出て來る、是は唯犯罪者が出て來るのではなくして、さういふ事實があるから犯罪が出て來る、即ち彌榮えて來るといふのは創造の根底である、矛盾反對を統轄する所に創造があるのである、家でもさうである、實にしつかりした家だといふのは有らゆる矛盾を統轄して創造して居るのである、家根は落ちやうといふ性質がある、土臺といふのは落ちやうとするのに對して柱に依つて持上げて居るのである、此の矛盾反對の力といふものは一寸でも崩れたならば家は必ず崩れる落やう〳〵と思つて居るからそれで以て柱で止つて居る、總て世の中はさういふものである、汽車を見ると、千里の道を走らせやうと思つて鐵道を敷くのに車輪が円滑に廻るやうに工夫して居るけれども車輪の磨擦がなかつたならば同じ所で空廻りをする、何故かといふと矛盾反對がなくなるからである、千里の道を走るにも矛盾反對を統轄して走る、併し惡があるから良いといふのではない、惡をするに對して彌々榮えささうと變つて行くから値打がある、人の節操にしても同じである、其の危險性のある所を守るのに所して節操の價値が大きくなるのである、例へば穢ない話であるが大根を作るのにも非常な努力をして居る、虫が付けば其虫にどん〳〵打勝つて育てゝ行く所に價値が生ずる、メロンが高價で尊重されるのも矢張り多くの反對に打勝つ所に價値があるからである、其心持が日本の民族には横溢して居るのである、西洋の歷史とか物語りを見ると大きな勢力のある理想的の者があつてそれに依つて國が出來上つて居る、支那の歷史の如きは偉い人が出て來たからそれに位を讓つて居るといふことがあるが、それでは價値がない、矛盾反對といふものを公平に見て居る所に日本の價値があるのである、今はなくなつたが、パリーに於てロダンの彫刻が美術家としての得意の位置を有つて居つた人であるが、其人が地獄の門といふものを作つた、それは大きな扉であつて、扉の中には有らゆる矛盾反對がある、例へば嫉妬もあれば姦通もあり憤怒もある、さういふものを皆扉の上に附けて其の一番上に考へるといふ塑像を載せて、人をして人生といふものは斯んなに矛盾反對が横溢して居るが、扨て如何になるべきものであるかといふことを現はさうとした所にロダンの卓見と偉大なる人生觀が包藏されて居るのである、丁度それを見て日本の古事記、古語拾遺などにある所の矛盾反對の心持を能く現はさうと思つて作つたのがロダンの地獄の扉ではないかと思つて居るのである、即ち總ての矛盾反對を掃除するといふことは古事記其他の古典の中に横溢して居る、即ち吾々は惡といふものを眞正に變へて行かうといふのである、憲法も外國では血を流して作られたものが我國では眞に皇命（すめらみこと）の誠の心に適つて行く所に直に解決が出來る、此の國柄といふのは古來からの民族思想であるといふことが出來るのである。

府中刑務所を訪ねて【三】

罪の子の氏神大國魂神社――六所宮は地方政治機關　凄い嗜や
みまつり――府中刑務所は神域――府中刑務所は天下一品――府
中は關東武士の本場――家康の名馬立黒は府中より

鐵窓學人

△ 罪の子の氏神――大國魂神社

京王電車に新宿に乗って約そ五十分の後府中驛に着く、數歩にして黄ばんだ林のトンネル（寫眞の一）を作った並木の中に出る、そのまゝ左右の手を水直に擧げると左　が武藏國總社六所宮、今は官幣小社大國魂神社（寫眞の二）、右が府中刑務所である、前號國分寺南大門の甍のしづくは罪の子の家の滋雨だといったが、こゝでも刑務所は神社の馬場先にある、緣起を拜見すると。

武藏國總社六所宮は「人王第十二代景行天皇四十一年五月五日、神威形ちに現れ、告げて曰く、吾は是れ大國魂大神なり、祠を茲に立て、能く吾を祭れよ、もし吾を祭らざれば四海安靜ならず焉、鄕民等神宜によつて神籬を營み建て、稱して大國魂神社と號す、矣」とあり、神樣の本體卽ち祭神は大國魂大神、此の大神は大國主尊にして、因幡の兎皮をむかれて赤肌、袋を背に負ひ給ふは小學校の國語讀本にもある、別名を大己貴命又は八千矛命とも申す、大國主神は素盞嗚尊の御子又は六世の孫なりと書いた本もある、伊弉諾伊弉冊の二神が「國生み」卽ち國土の發見者なりと解すれば、大國主神は「國作り」卽ち國家の經營に任じ給ふた神とみるがよい、當時外の神々よりづぬけて強く且つ堅耐と雄壯心に富ませられた方である。

△ 六所宮は地方政治機關

六所宮とは國の總社にして國分寺の國立と同樣當時の地方政治機關である、別名に六所大明神、六所神社等後代の典籍に散見する　卽ち國內六ケ所の宮を一箇所に集め祭祀を行ふから出たもので、國司の禮拜所とし政治上の意味がある、六所の宮とは、

一の宮小野神社
　秩父國造の祖天下春命
　南多摩郡多摩村大字一の宮にあり社

領十五石

二の宮小川神社
　國常立尊
　西多摩郡秋留村大字二の宮にあり社
　領十五石

三、氷川神社
　大己貴命外二神を鎭祭す
　埼玉縣北足立郡大宮町にあり朱印三百石

四、秩父神社
　知々彦命外一神を奉祀す
　埼玉縣秩父郡大宮町にあり社領五十七石

五、金鋼神社
　日本武尊の携帶し給へる火鑽金を靈代とす
　埼玉縣兒玉郡柳村にあり社領三十石

六、杉山神社
　延喜式に武藏國都筑郡杉山神社と記したるものなるべし、同郡中同社名多數ありて定めがたし

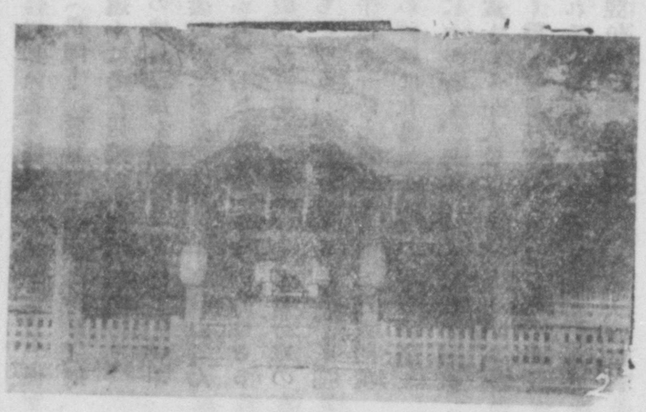

推古天皇神祇祭祀之詔（日本書紀）
朕聞之。曩者我皇祖天皇之宰レ世ヲ也。闢レ天蹈レ地。敦禮ニ神祇一。周祠ニ山川一。幽通ニ乾坤一。是以陰陽開和。造レ調燮。今當ニ朕世一。祭ニ祀神祇一。豈可レ怠乎。群臣宜ニ共相共竭レ心以拜ニ神祇一。

この詔によつて直ぐに六所宮が出來たのではないが、天神地祇を拜するを以て陰陽開和造化調燮すと宣らせ給ふ、故に國司たるもの神祇を祭祀するを以て任務の一つとしたには違ひない、一說に六所は錄州の義にして、國內名帳に載せらく、數十百社の總錄なりと云ふも、あま

矯正図書館

りこぢつけにて信を置き難い、尾張の國の總社尾張大國靈神社は、總社明神、御玉明神、角玉明神を總稱して國府三所の宮と云ふが如く、總社必ずしも六所ではない。

△

凄い暗祭り

暗祭り、まつくら暗の中で祭典が行はれるにより起つた俗稱、實は毎年五月五日の大祭のことである、大體の次第順序をあぐれば

四月三十日　品川海上潔祓式、品川海上にて潔拔式を行ふ

五月　一日　神幸準備祭、鏡創弓矢鉾等の倉出

五月　二日　神鏡磨祭、兵器の手入？

五月　三日　駒競式、出陳の準備？

五月　四日　御綱掛祭

五月　五日　大祭神輿の渡御

これからが本當の暗祭りとなる、午前中社内にて種々の儀式があり、午后七時から拜殿の大太鼓を打鳴らし神幸の供奉員中にはわい〳〵連もあるが參集を促す、（出陣！）當日は三多摩は勿論近郷近縣遠くは名古屋邊からの參集があり、供奉の總員三萬を數ふることありといふから凄い、三多摩の江戸ッ子氣分もこんな邊から發したものか、午后十時になると社殿内外町中一切燈火を滅し夜行軍のかたちとなる、靱負の神人等弓箭を携へ、午后十一時七基卽ち六所宮及大國魂大神の神輿は大鳥居を出て、甲州街道を眞直にねり行く、毎年のように此の神事を奇貨として一人位は殺されるといふから全く戰爭を思はせる、眞黑な暗の中で行はれるため下手人など判るものでない、翌午前二時神輿還御こゝに大祭は終る。

大國主を祭神とする行事としてはあまりに荒らすぎる、大國主神は因幡の兎を救はれた御慈みや、素盞嗚尊に仕へ奉りし忍耐心、須勢理姫に賜りし歌などのことを考へると當らないように思ふ、蓋し後代六所宮としてのか又は武人尊崇の影響を受け、神事も亦變化せしものか、史實よりいへば緣起に景行天皇第四十一年吾を祭れ云々と宣ひしは大國主神の降臨にあらずして、日本武尊が東征のとき宣ひしにあらずやと思ふ點が多々ある、されどあまり考證的に流るゝきらひがあるから茲には除くことにした。

△

府中刑務所は神域

近代の人はあまりに現實に執着して生くることをのみ考へるから、自然に不純な思想も起り易い、遠く心を往昔に馳せて治亂興亡の跡をたづね、我國體を本としそこに批判を試むるとき純眞な心の光りを認めることが出來る、歴史は過去を知るにあらずして現在を知るものである。

以上は府中刑務所をたづねて、石ごろのようにある國分寺の布目瓦から喚起した、國府國分寺時代と刑務所に付書いたが、後ろに國分寺の擁護を恃み、前に六所宮の光を浴びる刑務所は眞に神域である、一は大陸文化の聖法を受け、二は日

本固有の神を祭る、位置よりみたる教化の力深き意義ある勝地として他に類例のないことゝ思ふ、われ〳〵は廣い意味の宗教と全く離れて生活の出來ないことを覺ゆると同時に、祭政一致の政治は單に古代の制度として看過するは危險であることに氣付、刑務所は特に祭政一致の行政によらなければ、尊い人類を對象とする仕事はとても出來るものでない、此の點からいつても私は上述の神域を强く感じる。

△

府中刑務所は天下一品

田舍の人は東京々々といつて、東都の文化にあこがれてゐるが、私はさよう思ふてゐない、東都の文化？何處がよいか、まさか銀ブラ情調が文化とはいへまい、ことに吾人は教化事業に從事してゐる、とり止めもなくざわ〳〵してゐる都會では本當の教化事業は不適當であると思ふ、先進國に於ける教育事業卽ち學校は多く郊外に經營せらる、此の意味に於ても府中刑務所はその所を得たものと確信する、ことに作業素品や食料品の一切は構内引込の省線で搬出の便がある、此の點に付ては天下一品で府中刑務所の誇りとするところであらう。

我宿は松原つゞき海近く
富士の高根を軒端にぞ見る

これは今の皇城昔の江戸城を築造した太田道灌が江戸城の狀況を述べた歌である、この歌によると今の東京も當時は寂寥なる一村落、海濱の一孤村に過ぎなかつたことがあり〳〵と推測することが出來る、それと反對に武藏國舊都は「府中」であつたことも亦疑ひなき事實である、府中の地は東都の黄塵を西に距る六里、右に秩父連山の翠黛を抽き、峯巒の雲間に富士の靈峯を拜み、大菩薩峠に源を發する多摩川に抱かれ、興波溶漾その清流は宛も水晶がとけて流れ出たようである。

△

府中は關東武士の本場

鎌倉幕府時代に於ける鎌倉街道、今でも鎌倉街道といふ（刑務所西側外圍に併行）は上州の大平原より鎌倉に通る要路で、多摩川の右岸關戸に對する中州分倍河原（軍配河原とも書く）は、關東男兒の氣をはく大古戰場にして、古來日本に於ける唯一の野戰場と云つてもよいと思ふ、鎌倉政府の關東側に於ける生死は此の府中分倍河原の勝敗によつて決せられた。

府中はたゞに上州の要路のみならず、關八州の要路且つ坂東太郎の意氣の集注點であつた、

上州人は大和魂の本尊樣はわれ〳〵だといつて居る、歴史上から云へば府中は關東に於ける武人としての大和魂の本場といつてよいと思ふ、其の二三の例を擧げてみると、

治承四年源頼朝は伊豆半島に源氏再興の兵を擧げたが、相模の石橋山の合戰に大敗し、僅かに臥木の空ろと梶原景時の二心に僥倖して、下總にのがれ更に兵を集め武藏國豐島郡瀧野川松橋に陣取り、當國六所明神（府中大國魂

矯正図書館

神社）に奉幣、關東八ケ國の軍兵を分倍河原に召集した。

元弘三年南朝忠臣新田義貞が義旗を擧げ、破竹の勢ひを以て時の鎌倉幕府北條勢を一擧に打破り、遂に北條氏の滅びたのも、府中分倍河原の戰捷が九分通りの原因をなして居る。

元亨二年小山下野守秀朝が逆徒相模次郎の征伐、永德元年鎌倉右兵督氏滿の小山義政の征伐、康正三年上杉朝興と北條氏康との合戰等々……

「寫眞の三」の刀及石斧は敷地開發の際掘り出したものであるが、刀は必ずしも鎌倉時代のものとも思へぬ點がある、石斧は立派な石器時代の遺物にして、人類生活の遠き昔を思ふに足る。

△家康の名馬立黑は府中より

大國魂神社大祭神事中「競馬祭」（こまくらべ）の起原は府中の馬市場に發したものであるといふ、關東武士の何より武器は馬であつた、前述の並木のトンネルは馬市場の馬場で、

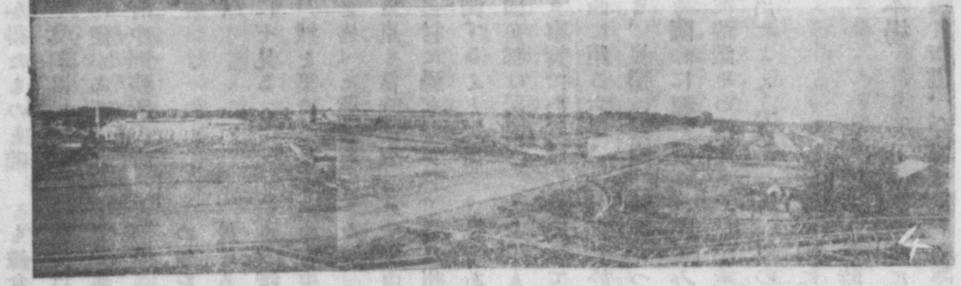

並木の欅は源頼義義家父子が奥州鎭定の歸途、戰捷報賽の祈念として植へたもので、古色蒼然たる枝振りと年輪は當時を物語るに十分である、德川氏江戸城に移りし後も專ら府中馬市より軍馬を撰擇せられた、關ヶ原大阪の兩役に家康の馳驅したる名馬「立黑」は府中馬市より出しものなりといふ。

寫眞の四は巢鴨刑務所府中建築場の全景で、工事中の撮影であります。

刑政研究資料紹介（前承）

泉二新熊報

十三、刑務所智識に關する參考書が餘り多いので、遺憾ながら、其他の雜誌にある當該論文の全てに注意を拂ふことが出來ない。「刑務所智識」、とか、裁判所や出獄者保護の爲の獨逸國協會の月刊新聞（編輯人――牧師ゼイフアルト博士ハムブルグ）或は「司法」や其他多くの參考的機關雜誌、新聞等に於ける部分的には非常に注目すべき仕事が注意を拂はれ得ないでゐる。然し、專門家達はかゝることなく、これ等新聞乃至雜誌に注意を拂つて欲しいものである。かくは云ふものゝ、こゝに一つの例外をなす雜誌がある。それはフリツトネルの編輯の下に、アロイス、フイツシエル、リツト、ノール、シユプランゲル等によつて出されてゐる。今では年二回の刊行物として現はれてゐる。「教育」――科學と生活に於ける文化及教育の關係についての月報――といふ雜誌である。

この雜誌は全ての大學に於ける刑法研究室又あらゆる刑法に關する圖書館、分けても、相當に大きな刑務所の全ての官廳圖書館に備へられ研究されるべきものであらう。

我國の實際的の、又は論理的の犯罪學者が教育の問題について語る時には、遺憾ながら多くの場合、その一歩〳〵に於て、彼等にとつては教育の問題が「terraincognita」として止まつてゐることが認められるのである。

同樣に他方に於ても勿論教育學者は（心理學者又は社會學者の如く）犯罪性の問題、及刑務所制度を、唯假空的に研究してゐたのである。こゝにこの「教育」は非常に價値のある全てを連絡せしむる橋を提供したのである。

この雜誌は、グリユーンフートの連載論文に於て、刑務所制度に於ける教育運動についての總括的な正しい評論的な提議をもたらしてゐる。（「教育」I刑務所制度と刑法の改革、「教育」II刑務所改革に於ける進歩と妨害）

更に特筆すべきは、保護教育に關するワルテル、ヘルマン及エーリツヒ、ウエーニゲルの論文である。然し、何よりもノールは吾々犯罪學者にとつて實に傑出した指導者である。

私はこゝに於て彼の「フロイド及アードレルの經驗を特に顧慮した個人〳〵の教育事業に對する教育觀念」についての論文を第一線に押すものである。私は、私の「アメリカの報告」に於て、及び「フレーデ、グリユーンフート」に於てこの論文に言及してゐる。エルゲル、ナーグレル、或はデーゲン等によつて提唱される見解と相對して重要なのは、刑執行に於ける教育觀念の提唱者は、現代教育の最もよく基礎ずけられた學說を主張し得るものなりとの認容である。古い報復と壓迫とを基礎として立てられた自

矯正図書館

由刑罰と、內部から組織的に設けられた刑罰取扱との對抗は（又それと相關係してゐるところの古い救難所と新らしい保護教育所との對抗も）決して單なる犯罪學者の流派に於ける獨斷的見解の爭ひではない。むしろその對抗は、新舊兩教育學を分離せしむる一般の努力と反抗の單なる反射なのである。

精神病理教育、懲治教育、保護教育、刑執行等にとつても矢張最近數十年の一般教育學に於て重復的に生じて來たところの同じ對抗が問題となつてゐるのである。ノールはそれと、刑務所制度にとつても又卒直に、直接な實際的な意義を有する思想に於て示してゐる。新らしい惡化者教育——この教育に刑務所制度は屈してゐる——はノールに依れば、最早彼が社會制度に適するやうになる爲には、投げ飛ばされなければならないやうな被教育者を見出しはしないで、我々が救助に行くところの困難に苦しんでゐるものを見出すのである。古い教育は子供が作り出す困難を基礎とし、新しい教育は子供が持つてゐる困難を基礎として出發してゐる。古い教育學は——古い刑執行も然り——訓練、强制、慣習によつて進んで行かうとした。ノールに依れば、現代に於ては教育學者は、次のことを知つてゐる。卽ち、目の前にある物質（人間）を、その動力と本能とのより高き目的の爲に、或は社會的目標の爲に役立たしめる爲には、信頼といふ利得物によつて徒弟を教育者に結び付け又その徒弟の能動的意志及彼の責任を要求しなければならないといふことである。我々がこの解說中の徒弟のところに囚人を置いて見れば、我々は階級をなせる刑執行及刑務所に於ける教育事業にとつて、それ等の仕事の實現の爲に立てられたる目標と手段とを認識することが出來るのである。若し我々の眼が舊式の刑罰理論の獨斷より一歩上に出て、この一般教育學的の質問にまで廣められ、且深められたならば、我々は無意味な言語の爭ひの外に出で、實際に實を結ぶ仕事にたずさはるであらう。

◇刑政に對する希望

和歌山　楠見生

刑政の一讀者として又一看守として刑政に對する希望の一二を申述べして頂きます。素より淺學菲才何等文章めいた言葉で言ひ現せないが只平素考へて居る事を其儘申上げて讀者の皆樣の御叱正を乞ひ併て編者の御一考を得ば幸甚の至り何卒御一讀を

抑々刑政は我々刑務界に來職する者の爲めに執務上の指針として提供され指導されてゐるのだ、だから讀む者は我々と同じ樣に漸く小學校を卒へた程度の人々が大部分を占めてゐるだろふ事を思つて居ます、でもう少し刑政も讀者本位にして頂きたい。

編輯人の方でも近頃大分此の點に目醒めて呉れたのか茲數年前の協會雜誌と言つてゐた時代と比べて其の內容に多大の改良を加へられた事は疑はれない事實だ。併しまだ〳〵刑政には改良して頂く所は澤山あるだろふと思はれる、別に頁數を增せ紙質を良くせよと願ふのではない、其の內容をも少し讀者本位として否低級な我々を指導して少しでも智識の啓發に資せられる樣な內容を加味して編輯して頂く樣願つて止まない。

海外時報

も結構です、併し歐米先進國の刑務所の處遇なり設備なりを紙上に紹介され我々が英語交りの六ケ敷言葉を漸く讀み得て夫れを記憶に止めて置いたからつて夫れが何になる。我々が外國の處遇や制度を知つたとて夫れを實行して行く力を與へられてゐない。

そして何時もそんなものを讀んだ時どんな讀後感が浮ぶか、我國の刑務所と比較する、併して其處に何が得られるか我國の夫れに比して設備や制度の物足りなさを痛感するのみ。又時にはかへつて我が奉職する刑務所の餘りに貧弱さを感じて涙ぐむ事さへある、こうした事を考へた時、いつそこんな先進國の刑務所を未知の我々に紹介していやに氣を採ますより我國の刑務所に對する改良意見なり政策なりを發表して頂く方がどれだけ實行の可能性があつて讀むのに興味を持つか知れない、刑政を手にして先づ何を讀むか、どんな所を樂しみにして居るか、恐らくは七六ケ敷論說や海外時報ぢやなかろふと思はれる、私自身としては何時も刑政は後から讀む、

先づ編輯後記、家庭欄、俳句欄、讀者のページ

と言つた順序だ、そして其の次はトビラ夫れから殘りの目次と言つた順序、そして直接職務上必要と思はれる刑務作業に就いてだとか、處遇に就いてだとか言ふ樣なものは大抵缺かさず讀む事にしてゐる、要するに前述のは消極的意見に過ぎないが、

矯正図書館

積極的意見として毎號誌上に法律の講義と言つたものを連載してほしい例へば陪審法や暴力行爲取締法と言つた樣な新らしい法律の講義をそして之れ等を毎月取つて置きさへすれば立派な講義錄として保存出來得る樣なものを。も少し言はして吳れゝば低級な我々を競ふて勉强せしめ得る樣な方法を採つてほしい。

懸賞文の樣なものを毎月又は隔月位ひに募集して優秀なものを登載して頂き度い。此の意味で先日の御大典記念懸賞論文募集は嬉しかつた。併し之れとてもあまり嬉しく思はなかつたのは答案を出すものは豫め所長へ申出でよと言はれたのは少し氣になつた。何となれば前以て所長に私が應募さして貰ひ度いなど申出でて夫れが果して入選すれば夫れでいゝが入選せない時の事を考へたら出し度いと思ひ乍らも億劫になつてしまふ。だから誰でもどし〳〵出せる樣にして審査員の方でいゝと思はれたもののみ掲載されまづいものは其儘葬られてしまつた方があきらめもいゝし同僚に對しても羞しさを覺えずに濟むでいゝと思はれる、それから又

營利を目的とする雜誌出版業者はいやに讀者の欲望をそゝる事にのみ汲々としてゐるに反して刑政は寄稿家を本位としてゐる傾きがある樣に思はれる、いくら義務的に讀ましてゐる否强制的に購はしめてゐるにしてもちつとは讀者の意嚮も考へてほしい。放送局は聽取者の意嚮を知る爲めに懸賞を以てプログラムを募集した、之れは畢竟何を意味するか。要は聽取者の趣味や娯樂其他生活上何を欲してゐるかを知るに外ならない讀者を基礎としない雜誌例へば自己の意見を傳へたいと言ふ類のものは購はずとも大抵無料で配付して吳れる。

彼樣な考へから秋の夜長燈下につまらぬ事のみを書き並べた罪は幾重にも御詫び致します、何卒御寛恕下さいませ。

一〇・九・記

◇○▽○

◈休憩所

奈良　旭窓生

朝八時大きな辨當をかゝへて休憩所に頭を出すとシガーを燻べながら恩給改正に對し下馬評とりどり

A どうだ今朝の大阪朝日新聞を見たかネ

B「まだ見んが何にか變つた事でも書いてあるかネ

A「いや恩給が十五年と思つて居たら此の新聞では二十年と書いてあるのだ

と言ひつゝA君新聞を振まわす

不安黨員（八九年位の奉職者）どや〳〵とA君を圍む、見れば一號活字で恩給改正案云々と書いてある。誰れが付けたか赤インキで一字〳〵御叮寧に輪を書いてある一同どつと笑ふ矢張り輪を書くのも不安黨の一員らしい

九年奉職のA君聲も朗かに讀上げた、

T「是には現在官吏には手心を加へるとしてあるから少しはなんとかなると思ふまあ一心配する程の事はなかろう？

A「何程手心を加へて貰つても二十年と云ふたら隨分永い是れから十一年行かなければならん、若し半分だけ手心を加へてもらつても五年半よもや半分もまけてはくれまい十一年も行くとすると僕今三十八歳だから恩給付いたら五十のおやぢだな

M「A君五十で劔つつて杖ついて交代〳〵と言ひながら警備交代もよくにつくよ

交代のベルが鳴る。變つて來たのは拜命五六年位な處が古い方恩給が二十年になろうと三十年になろうと心配せぬと言ふ樣な者ばかり

O「君等は恩給を取ろうと思ふから永い樣に思ふのだよ官は我々の樣な何處へ行つても使手のないものを死ぬる迄使つてやろうと言ふのが現今の改正案の基だよ、それよりも俸給の四十圓五十圓は我々の體としては高すぎるから少し宛返金建議案を提出してはどうだ、

M「起草委員は君に頼む君は一週間に一二回は手續書とか言ふものを書いて居るから書く事は上手だろう

一同は期せずして賛成した。

◈嬉しさ入所

小倉　秀水生

僥倖にして選拔の榮譽を得、愈々入所の日が來た。懷しの家郷に父母を置き、友と別れ、最愛の妻を殘して斷然として、立たなければならなかつた。情ある多勢の見送りを受けた。殊に御懇篤な支所長殿の、最後の御言葉に、しつかり勉强し給へ然し健康第一よと、汽車は出る、皆さん有難う、では行つて參りますさやうなら、と云ふ間に早くもブラットホームを離れた。始めての上京、處女旅、未知の都心は千々に亂れて是か、非か、いややつぱり自己の爲には是だ、華かな東都の一物一石、見るもの聞くもの皆吾が師、吾が友なるを思ふ時、氣は快に七百哩の旅程も短かかつた。聞しに勝る繁華さ。一時は茫然として自失せんばかり、漸く氣を取り直して宿舍の人となつた。

おゝ吾等の務め、勉學と見聞に與へられた此の半星霜を、惠まれた吾等、務めやう吾友よ修めやう東都の文物を、そして來る春の曉には互に東に、或は西に、或は遙かに海を隔てた殖民の地に、背負つて歸らう東都の土產を、修めて歸らう刑務の美果を。

（終）

◈見學の賜

寄宿女

憧憬の都希望への練習生として遠く離れし朝鮮より南臺灣北は北海道に至る迄遙々遠く旅をして入所致しましたのは九月十日でありまして、爾來幾多の講師の指導に依り未だ開き得ざる學科を習學致し毎土曜日には諸處職務に關係ある處を實地見學致させて頂きます、我等の見學致しました處は市ケ谷刑務所、兩全會二葉保育園、八王子多摩少年院及び少年刑務所或は武藏野學院等でありまして、第一に得ました常識は先づ用舍者には眼まぐるしき交通機關風俗社會生活の狀態であります、次には百聞一見に如かずとは此の事でありませう日頃諸講師

矯正図書館

の御懇切なる講話も初耳の事のみ多く、其内容は十を聞き一を悟ると謂ふ有様には閉口欽す處も此の見學に依つて緩和され、地方と異れる收容者處遇或は保護名のみ聞き及んだ矯正院感化院及び少年刑務所に就ての内容を知り得まして眞に見學の價値には驚くのみでありまして、彼等少年に對する希望への生活自然の風光に富める其位地と構造次に收容の目的個性の考査をなし教養に重きを置き、家庭的生活に等しき教師と少年の接する處起居動作温情深き訓練眞に慈父に勝る處でありまして、殊に感化院の如きは寢食を共にし斯の可憐なる兒童たしで教養感化に務め仕事を教授さるゝ方々の其責任感念は一に社會事業家献身的精神がないならば到底出來得ないことゝ一我等收容者處遇上に多大の參考資料になることゝ感謝無量全く見學の賜物と感謝する次第であります、夫れに就ても益々學と實地とには注意を重ね研究に餘念なければなりませんと思料致します」。

◈無汰話

練習生　塊炭

甲「夜店にでも行かうぢやないかな、何か土產になる様なもんが、あろうぢやないか、ちいつた、土產も買うとかんと、でけんよ」

乙「土產なんか、僕ん處はいらないよ、今時分土產なんか心配する奴があるもんか」

甲「そんなら君のとこは土產はいらんとかい、僕のとこは所長さん以下全部に配るんだがね、それで多い奴は數百圓少ない奴でも數十圓は使ふとるげなよ君んとこはそんな習慣はないとかい」

乙「僕の處は一般吏員の積立金から餞別は貰ふからそれに對して土產なんか贈った例がないよ文明の今日そんな野暮なことがあるものかそんな習慣は打破つて終へ」

甲「そげん云ふたつて土產は進級任官のレベルになるそーだぞ何もかも我々の身上は所長次第だからね」

乙「馬鹿云へそんなことがレベルにされてたまるものか勉強しに來て居る我々は勉強してさえ居りやいいぢやないか解る人には解るさ解らない人には解らなくつてもいいさ、高嶺に殘る秋の月さ」

九州の片田舍より入所して居る甲君と乙君乙君は大分都言葉が混つて居る銘落つる秋の夕邊の寂しさに遂兩君の無駄話側で聞いてゐる自分も土產にはほとほと困らせられてゐるが誰も矢張困つて居ると見えるけど乙君だけはこの重荷を除かれてゐるとすれば全く幸福だ、物質萬能が世の習とは云へど練習生に對しては土產は重い重い荷物だ、夕陽は落ちた、綴いて居た書物の上に遂土產と云ふ大きな文字が現れて眞暗にして終つた。

◈思出で深し

練習生　修發生

去る十月一日は實に思出深き日であつた國民一般の多年要望して居つた陪審制度は愈々實行期に會した第一日であつて吾が國裁判史上に大書特筆すべき日であり又國民一般の慶賀に堪えない日柄である。

聖上陛下には長くも國民の慶を嘉せられて陪審法廷に御臨幸成らせられたので吾等は聖恩の厚きに酬い奉らむと沿道に居列んで御送迎奉つたのである。

聖上陛下には長くも此際至尊の御身上に在らせられて民草に對していと莊嚴に御答禮を垂れ賜ふたのである恐懼して拜する吾は有難さの餘り感泣自失したのである。やゝあつて我れに歸り。おーそうだ此の御訓へこそは固く〳〵奉體し吾が家庭に於ても社交場裡に在りても將又職務上に實踐して誠意精進よりよき成果を擧げやうと奮然大悟したのであつたほんとうに思出深き日であつた。

◈茶と桐

大阪　N　N　生

東洋一の稱ある我大阪刑務所……全工程の六分通り終りたる大正十三年T所長閣下には御茶の栽培を發議され產地京都より數石の種子を購入して外圍の内側空地に播種を行ひたるに一年後には早くも發芽を見るに至りましたT所長閣下には雨につけ風につけ我子の如く愛し育成せられたる甲斐あつて昭和二年の春には第一回の製茶を見るに至りました、越へて本年の春にはA看守自慢の製法に依り……貫のフクイクたる製品を得るに至りました。

同じく十三年に工場居房の周圍空地に桐樹の植付も行はれ其後成績大に宜しく今は直徑七八寸に成りました陽春の候に至れば香り高き優雅なる青色の花を開きて幾多人士に快感を與へ炎熱燒くが如き夏の日に至ればバラソルにも比す可き雄大なる葉を翳し工場居房を覆いて苦熱をやはらげ秋も逝き寒さ身を切る冬の候に至れば梢高く泰然として霜をたくはへ自然の春を待つの狀（エンク）さながら吾人々類に於ける修養の時代忍苦の生活を偲ばしむ、斯くして春夏秋冬を繰返し、大阪刑務所のあらん限り桐と茶のあらん限りT所長閣下の名はとこしえにかゞやくであろ―

◈尊き職業

札幌　松橋佐代

獄吏獄卒牢番因襲の久しき今猶世人の腦裡に刻み付けられ居るにや會〻電車等に乘合す中學生等の低聲目交せ袖引の囁きもオイ彼は何だ此頃よく見受けるが女教師非らず事務員か然らずポリポリ女ポリよ乘合の人々一齊に鋭く聽きとりて皆一様に視線をむくそは縱ひ一瞬間たりとも餘りよき氣持ちのするものにあらざるは勿論最初の如きは實に射棘めらるゝ心地せり兎もあれ此時評する者評さるる者の心理狀態は深く考ふる迄もなく前述の習慣性に結びつけられ直ちに其感を憤起するものならんを何たる卑屈ぞ憐む可き世の落伍者所謂精神的倚形兒而して有邪氣のヒネクレ者を植木師のそれの如く枝振りの曲りくねりを矯正し而して善良なる民と造り上げ再び社會の陣頭に送り出さばやとするその努力其苦心不眠不休的の肉體苦我乍ら實に尊き職なるをと斯くして前途の多難また問ふ處にあらずと心に快哉を叫びつゝ早三星霜に垂んとす其間甚

矯正図書館

だ長からざるも其職責の重且つ大なるを謙孫度を超ゆるも甚だし天職を輕んじ其存在を明かにするを得ざるの愚さ此處に於て女監取締なりと大聲に名乘りを擧ぐるに聊かも躊躇を要せざると同時に心に多少の誇をさへ禁ずるを得ざるに至れり茲に於て獄吏獄卒牢番等の綽名も餘所に已が信ずる處に從ひて一意人事をつくして天命を待つあらんのみ

◇▽○△

◆枯野を眺めて

宮城　坂野つる

秋は來た秋は寂しいものである何故に秋は寂しいか山や野はみんな油氣のない草や水だ春から夏にかけて吸ひ採つた艶々した油は皆凝結物となつて收穫された殘つたものは見る影もない枯葉の廢殘物だ吾人紅葉の眺めだの何のとやいほい騷げども皆敗け惜みに過ぎない言分であるやつぱり秋は寂しい眺めで有る顧れば人生五十やつぱり秋だ春から夏にかけてどんどん油を吸ひ込んだ者は皆人眼を覺ます樣な美事な收穫物を握つて天下に振り蒔いて社會の爲盡して居る併し個人個人に眼を注いで能く見れば五十歳で三十代に見ゆる人もある又五十歳で六十歳に見ゆる人も有る其等の人は皆外形ばかりでなく外形の艶々しく若々しく見ゆるものは其活動力も旺盛で何時迄も追て追て湧くが如き精神の油を注いで造り上げた收穫物は天下に轉げ落ちて社會の爲となる老ひさらばいて見ゆるものは心裡も之に伴ふて蓮の痩た黄瓜同然曲つた實を結ぶそして社會の爲には碌々用立たぬので有る此れ充分肥料のない爲で有る植物は他動的なれども人間は自動的ならねばならぬされば精神及び身體には良く智識才能常識營養の肥料を採つて怠らざれば人生の秋は五十路を超へて百歳を迎ふるも尙遙遠ならんされば若々しく健全なる身體を永く保たしめんことに勉め收穫物を豐富ならしめ社會の爲盡したいものと信ずる然れども世にはあの人は年より若い若いことを好む物好きだなどゝ陰口を開く者も有る斯かる人は社會に立ちて社會の一員として社會を多く益することの知らぬ人と言ふも敢て過言では有るまいと思はれる

◆出勤簿を見詰て

市谷　すゞ蘭生

あと數日で又出勤簿が新らしくなつていく。いつの間にか上の方になつてしまつた自分に驚きの眼を見張つたとき、言もなく過ぎ去つた月日に限りない愛着と淡い寂しさを感ぜずにはいられない。

今日も又新しい同僚が五人拜命した。そして自分は更に又五ッ押上げられてしまつた。なす事もなくこうして古參と謂ふ熟語の中に無理に押込まれていく自分をいつも淋しい氣持で眺めて居る。

今日も捺した。明日も又捺さなくてはならない、その一つ一つが自分をして古參の部類に引入れて行く。出勤簿の順序が上の方でも、古參看守と呼ばれてもよい、ただいつも時代の上に新しい刑務官吏であれるなら——

殘り少ない出勤簿の餘白を見詰めながらこうして一人の看守は寂しくも希望を燃している。

◆宿直の深夜

廣島　日山　環

文書の倉庫に前科身分帳を出しに行つた私は、梯子段を踏みはづして、ハット足を引く機に目が醒めました。邊りは眞暗、何の物音もしない。不圖私は、何方へ向ひて寢て居るのかしら、と思ひました。慥かに眠につく時には南の方に頭を付けたけれど、も今はどうしてもさうは思はれません。金色の玉がスーと下りてポット消えると、今度は綠の金の糸がもつれ合つてツンツン向へ行つて仕舞ふ。と後は又眞暗少しも方角が解らない。何だか廣い〳〵野原に居るやうな氣がして、寂しいそして恐怖の念がムラムラと湧いて來ます。肩へ當る夜具が冷やりとする。そつと敷布へさはつて見るとちやんと縦になつて居ます。

靜かに邊りをさぐると、ふわ〳〵とカーテンが手にふれてぞつとしました。手を引く機みに枕元に置いた提灯に當りころころつところんで土間に落ちました。小さい音は靜かな空氣を破つて隅々迄響いて行く。

提灯を置いた方、矢張南に頭を向けて居たのにと、可笑くて暗の中に一人ほゝ笑みました。

（終）

◆或る囚屋の一夜

津川紫吻生

長詩

死遲れのこほろぎの音に
哀愁の限りなき囚屋の眞夜中
星の雫か、涙か、其處らの
名も知れぬ草花の一叢に、
重たく落ちる露の音、
耳を澄ませば塀近くの
囚屋のあたりも——死に近いこほろぎ
がころころ、ころころ……
あゝ　何んといふ靜寂さだらう。
何んと云ふ哀調の夜だらう。
巡邏のサーベルの音に。ふと
眼醒めた。
獨房の一人。
『あゝ淋しい。わが世と知れば、
さこそなけれど、人間の
世と思へば淋しい限りだ』
起き上ると見せて、到々、
起き上らなかつた彼は
又元の樣に蒲團へもぐり込む。——
動くと見えぬ星の座が
おゝ　又少し動いた。
一時だ　二時だ……
とぎれ　とぎれの　こほろぎの音が
思ひ出したように
又一としきり續く……。

◆秋陽熱

高知　島崎秦泉

雲破秋陽熱　雷遙未驟漣
裸身栽葉柳　少憩竹椽邊

矯正図書館

俳句に入る道 (6)

初心者の爲に

推選 本冬花

俳句は「や」とか「かな」と云へばものになつて居るやうな氣分がする。さうして又「やかな」句といつて初心句の代名詞になつて居る。「や」の字は正風の傳統を繼ぐ宗匠などに説明を請ふと隨分むつかしい理屈があつて、それを秘傳口傳を貴んだ時代は門弟に敎へ話さなかつたものである、がこれも自分に研究すれば、即ち功を積めば分ることで、さう難かしくもない。この「や」の字は種々に働いて、俳句の上には誠に重寶なものである「かな」は一口に云はゞ斷定的もの、大團結をつけるもの、押し强く感ぜさるもので、「かな」と結ぶと何だかその句が活々してゐるやうに思はれるから、よく用ゐられる。

この「や」とか「かな」は俳句上の切で句に句切をつけるものであるから、「何々や何々何々かな」とすると二段切になつて、その句がきれ〳〵になり、纏まりのつかない句になる、それで「やかな」句といつて笑はれる。それが知らず〳〵初心句には現れるのである。

といつて古人の句にも「やかな」句はある、絶對に句にならないものでないが、未熟の内は一寸難かしいから無理にそんな眞似はせない方がよい。又切にも二段切、三段切、中には四段切の句もないことはない。であるから上手になればこれ等もあまり考へなくて自然にこの手の句も生れて來るのである。

流れあり、橋あり、柳青みけり

敢て名句とは云へないが、これなど三段切で、しかも、五四九の字格になつて居る。それで一寸柳のある附近の情景が現はれて居る。

毎月募集 俳句

奥田田太夫先生選

題 當季隨意
締切 毎月十五日限
用紙 官私製ハガキ

◇宮城 佳作

秋晴れて蝗飛びつく畷かな　金泉　安泉
垣越しに湯の案内や花木槿　晩香
朝露に實る稻穗の重たげな　金泉　梅雪
名月の我に添行く水の面　臺南　默笑
鈴虫の靜かに啼いて夜長哉　新義州　筑友
菊の香や華燭に開く大廣間　水戸　梅里
虫啼いてランプの灯る原の茶屋　金泉　紫江
月澄めば澄む程黑し松の影　千葉　風鳥
雀恐る〳〵案山子の下に居し　旭川　長笑子
船に居て島の砧をきく夜かな　岐阜　雄心
晴れ亙る小金の波やむら雀　岐阜　紫角
黃昏の案山子淋しや秋の雨　神戸　素州
虫泣くや此處に名ある古戰場　虎友
焚火して客待つ岸や渡守　晉州　あらた
虫の聲聞きつゝ戻る山家哉　新潟　銀波
鹿ないて我なき母を嘆じけり　釧路　富喜男

コスモスの色冴えてあり月の庭　諸岡　龜友
奉祝に津々浦々の花火哉　水戸　梅里
夜長さやこち〳〵聞ゆ杵の音　金泉　銀波
天高く澄み渡りたる霜夜哉　宮城　正風
晩鐘の海に沈むや虫の聲　新潟　銀波

○客

高御座いや照り增しぬ京の月　岐阜　紫角
釣不漁獲物代りに野萩哉　練習生　越人
軍扇の舞ひおどり居し宮角力　八王子　梅雲
秋晴れやはるかに望む大銀杏　下關　青嵐
鮎やせて落つる瀨音や秋凉し　名古屋　望洋

○人位

赤蜻蛉尾花に一夜明しけり　神戸　素州
地位
山の端に雲置き忘る月夜哉　札幌　秋月
天位
牧柵の遠く續くや秋の雨　旭川　靜水

○選者吟

コスモスや胡蝶舞狀秋日和　田太夫
金色の穗も重たげに朝の露

矯正図書館

日本料理とその榮養價

鯛と鹽鮭は同等

日本のお料理は榮養の上から考へると甚だ不完全な調理がされてゐる、それではいくら食べても體の爲めにはちつともならない、或ひは一般に値段が高い物ならば榮養價も多いものゝやうに考へられて立派なお料理に限つて反つて榮養價の少い場合が大へん多いのである、例へば百目の鯛と同じ百目の鹽鮭とは榮養價が同じであるのに上品な鯛を用ひ度がるやうな點である、或ひは肉類と野菜と比較したならば

肉類が上等だと考へるも必ずしも、そうではなく、野菜には榮養上大事なヴイタミンを多量に含んだ物が大へん多い事は近頃しきりに論じられてゐる事である、又折角野菜類をたべるにしても大根や芋などの皮などは棄て勝ちであるが、之等も決して棄てるべき物ではなく、その皮には石灰や加里を含んで居るから

人間の骨格を丈夫にする爲めには極めて必要と云はなければならないのである。又折角野菜を調理するにも、成るべく熱を加へないで食べる工風をする必要がある。何故なら、ヴイタミンは熱の爲めに破壞され易いからなのである。但し傳染病豫防の爲めにクロール石灰水に浸してから調理する事は必要である。次に魚類の骨や臓腑も野菜類の皮を棄てゝならないやうに何うにか調理の方法を講じ殊に發育盛りの子供等に食べさせる事が必要である。それには

煮干し粉として鰯の小さいのやごまめ等を炮烙で炒つて粉に磨り潰して少量の鹽を加へて温かい御飯に掛けたり、又煮出しに用ふれば仲々風味のよいお料理になる。此のやうにして、もつと日本のお料理を榮養上有効なものとしなければならない。

正月仕度に 疊表の洗ひ方

年の暮れも近くにせまつて、お正月を迎へる準備をせねばならぬが、先づ第一に疊替に障子張りであるが其疊替等も洗つて綺麗になるものはそのまゝ洗ふ方が便利である。其の洗ひ方にもいろ〳〵あるが、

一、曹達水（温湯二升に曹達二匙位）の中布を揉み出し、緊く絞つて拭きとり

二、醋酸水（水二升に醋酸四五滴）の中へ別の布を揉み出して拭きアルカリ性を中和させ（黄色になる事を防ぎ）次に青味を付ける

三、青味付、青竹（鹽基性染料で染付のよい色）一匙を水二升位に溶かし、それに酸性亞硫酸曹達一匙を入れて無色の液となるのを待つて、刷毛で疊に塗り付け直ぐ拭き取つて置きます、すると空氣にふれるに從つて青色になります

四、疊表がひどくよごれて居る時はそれを漂白するのであるが其の方法は

（一）酒石酸一匙位を水一合に溶かし、その溶液を刷毛又は齒磨揚枝に付けてこすり、日光に乾すときは綺麗になる

（二）右の方法の代りに白性（漂白劑）を茶匙に一杯を水一合に溶いたものを用ひて、水濯ぎして乾すも同じ樣に綺麗になる。

子供の……感冒よけ

十ケ條

◇閉め切つた暗い室はいけません、

◇汚れた空氣はいけません。滿員の電車や、他人の喫つた煙草の煙りの立ちこめた室などは、一番よく感冒の流行を助成します。

◇乾きすぎた空氣、しめりすぎた空氣もいけませぬ、長く天氣のつゞきます際は、湯氣を立てた室で子供を遊ばせるとか、寢室に湯氣を立てるとか、適宜の方法をとります。

◇不完全な暖室法はいけません。ことに洋室、よし洋室でなくともガラス戸をはめた洋風の室では充分にこの注意が必用です。

◇入浴したあとに湯ざめのせぬやうにせねばなりません。要するに周圍の溫度の急激の變化がいけません。入浴後、夜の外出などは禁物であります。

◇口をあけて呼吸する習慣はすてさせねばなりません。

◇いつも汗ばむ程の厚着がいけません。厚着は一利ありません。少し薄着位がよいです。

◇戸外では運動の不足しないやうにさせねばなりません。室内でも同じことです。睡眠不足もまた大いにいけません。

◇不規則な間食はいけません。過飲もいけません。便秘に用心。

◇呼吸器病の人に接するのに用心せねばなりません。結核の人、その他の呼吸器病にかゝつてゐる人に接するに注意させます。

木炭は

かうして使へ

◇…そろ〳〵火鉢が懷しまれて來る、主婦としては其御用意が必要。まづしまつてあつた火鉢は今から取出して、來客の時や急に寒くなつた日に大騒ぎをして火を入れても、火持ちがしなくて大切な暖みを得ることは困難である。

◇…古い灰は全部捨てゝ新しい藁灰と入れ換へる位にするか、少くとも上半分は新灰にしないといけた炭に火がつかないし、入れた火でも消えてしまふ。尤も石綿のやうな上等品は例外である。

◇…一度新しく入れた藁灰でも一冬中には木炭と混じて段々と沈んでゆくとかたくなつて火持が悪くなるから、一冬の間にも二度位は取り換へるとよろしい。

◇…而も毎朝火を入れる毎に灰篩でかけて、古い消え殘りや炭を取り去るやうにする事を忘れてはならぬ。第一火鉢が美しく見えるばかりでなく、炭の持ちが餘程異なつて來る。

◇…炭は一般家庭では俵の時に水をかけて、持ちのよいやうにしてゐるが、實際は只の水では炭の品質が損はれ、且火力が弱くされるから煮物にでも、手あぶりにでも結局は不經濟である。だから鹽水（海水の濃度）をかけた方が質を害せず、又火持ちもよろしい。

◇…粉炭はタドンにするのもその利用方法だが火鉢に火を入れる前に深く穴を作つて其所に粉炭を入れて薄く灰をかけ、その上に炭をつぎ火を

刑政第41巻第12号
矯正図書館

入れると長く暖かさが保たれ、炭も多く入らない。

◇…炭は横にしないで立てゝつぐやうにすると永く暖かみが保たれてよい。

しもやけ簡易療法

寒くなつて凍傷に苦しむ人も少なくないでせう。一二その豫防法を紹介しませう。

◇キワダ粉と里芋を卸し金ですり、同量づゝ混ぜて厚紙にのしはりますとよくきゝます。キワダ粉は藥局に賣つてゐます。

◇水五合にとうがらし十個以上を入れて熱し、その熱いので局部をよく洗ふと一二日で治ります。とうがらしをきざんで足袋の中に入れておくと豫防法になります。若し甚だしくなつてはれ上つて來ましたらば芥子を卵の白味で練つて紙にのべ、局部にはつて置くと一夜で治ります。

◇からす瓜の汁を鍋で煮立て、布袋に入れ漉して局部につける、甘藷をふかした濁つた液を熱い中に金盥に入れ暖めます。梨子の腐つたものを局部につけてもきゝめがあります。

澁柿からとつた柿澁もよくきゝます。

◇茄子の莖と根を蔭干にして二合のものが一合位になるやう煎じつめ局部を摩擦します。米糠を茶碗の半分位入れ、その上へ濡れ紙を張つて火を入れます。底に油がにじみ出ます。それを局部に塗ると特効があります。

◇「にんにく」を卸金でおろしその汁をつけると治る、又里芋を黒燒にして髮油でといてつけるとよく、椎茸の煎じ汁を塗ると豫防になります。

◇以上の外に誰でも出來る簡便な方法は凍傷の出來さうな部分を常にマッサーヂすること、その部分を不潔にせぬ事です。一度出來た人は癖になるものですから以上の豫防法を實行するがよろしい。

寒中の養鷄 多く卵を産ませよ

◇

養鷄をしてゐるものが經驗することは冬季の産卵數が激減することです、これは寒氣が影響して鷄が體溫をたもつために、體内の滋養分をその方面に多く消耗するからであります、故に若い鷄は産卵を續けることもあるが老鷄は全く休止することがあります。

◇

そこで寒氣に向ふにつれて準備しなければならぬ事は鷄舍の防寒設備であります、その方法は鷄舍を日當りのよい場所に移すか、西北風のあたるところなりワラ等でかこひをするのであります。少しの隙や穴でも、夜中などは非常に寒さが増すからふさがなければならない、故に寒い地方では壁をぬつてやるのがよい、かうして防寒設備を完全にしてやれば産卵の數を増加するのみなみらず體の勢力を増して春暖の候に好影響を與へます。

◇

冬季は粒餌を與へるのが一番である、消化しやすく精力を保つ力がもつとも強い、夕方多く與へると夜間の寒氣に堪へることができるのであります、粉餌に熱い湯をそゝいだものを與へるとよい、夜間は冷えるし凍結するからよろしくないのです、水を與へたり動物質の餌を與へることを忘れてはなりません、水は常に新らしいものを與へるか水の代りに青菜を與へるのは更に効果があります。

叙任辭令

給五級俸	看守長	田中重四郎(小菅)
同	同	高野瀬利衛(同)
同	同	吉田綱紀(市ヶ谷)
同	同	荒巻正修(同)
同	同	小島耕一(横濱)
同	同	吉田萬吉(松江)
同	同	宮喜一郎(同)
同	同	栗田貫道(松山)
同	同	佐藤久次郎(札幌)
同	同	佐久間勝治(姫路少年)
同	同	小泉強(北海少年)
同	同	多治比宗興(大阪)
給二級俸	司法屬	原英斌(行刑局)
給三級俸	同	中林勘次(同)
給四級俸	同	山本作藏(同)
同	看守長兼司法屬	武藤正(同)
給六級俸	司法屬	天津剛(同)
命千葉刑務所勤務	看守長	渡邊藤吉(廣島)
命廣島刑務所勤務	看守長	出口米吉(千葉)
給六級俸(死亡)	同	長谷川友松(函館)
任看守長、月俸六拾圓給與命函館刑務所勤務	看守	佐々木昇三(札幌)
任保健技師、九級俸下賜命和歌山支所勤務		大川昇

會報

▽本會例會　十月廿七日午後二時より本會例會の茶話會を會内第一講堂にて開會、當日は陸軍少將染井綠郎氏を聘し「ソビエットロシヤの近狀」なる題下に時事問題の講演を聽講した。出席者は左の通りで午後四時散會。

『小菅』小澤菊司。桜澤信義。妙圓蘭弘吉。嶋村孝映。島田鐵太郎。栗田紀道。平川浩一。畠山盛五郎。小林喜重郎。米澤豐治。古家正。高野瀬利衛。工東寅信。『川越少年』福岡熊太郎。大澤宗二。行定刑治。嶋田幸治。赤城一雄。市川庄治。重松招雪。惠猛雄。沼田条三郎。新井米八。『豐多摩』藤原敎圓。武者由次。中村利義。小山瀧藏。富井隆信。和田千松郎。『巣鴨』加藤敎榮。武田慧宏。米倉忠治。大草東三郎。大村曉心。江村繁太郎。『横濱』佐藤彌市郎。下村壽。一見貞藏。藤田清人。西部利惠。鈴木秀一。平本壽作。甕川兵次。『宇都宮』多田庄野。横塚福三郎。楠原堯照。板野子之吉。水上友吉。小川彌平。『市谷』土谷正光。木下弘。荒巻正修。藤井惠照。『浦和』子島寅藏。藤井藤藏。双木文四郎。龍島和吉。『千葉』片桐雪城。宮古友次。前田喜作。『甲府』秋山紀。坂本常太郎。『水戸』藤咲元次郎。北村安雄。『小田原少年』坪井湊吉。善波和喜造。『行刑局』中田主稅。津久井作司。山本作藏。古田圓正。『其他』本良英龍。清水鼎良。森元祐。谷村基。本會役員職員等。

□□□行刑統計□□□

昭和三年六月中入出監並月末在監人員 （△ハ減）

Prison Population during the Month of June 1928

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	37,308	3,817	3,542	37,583	37,308	37,197	275	386
刑事被告人	3,595	3,625	3,750	3,470	3,595	3,475	△ 125	△ 5
勞役場留置者	366	588	564	390	366	364	24	26
乳兒	7	5	5	7	7	11	0	△ 4
總計 男	40,456	7,783	7,610	40,629	40,456	40,198	173	431
總計 女	820	252	251	821	820	849	1	△ 28
總計 計	41,276	8,035	7,861	41,450	41,276	41,047	174	403

備考　內朝鮮人受刑者865人、刑事被告人男87人。支那人受刑者男109人、仝刑事被告人男12人。露西亞人受刑者男1人。伊太利人受刑者1人。露西亞人刑事被告人男1人、印度人刑事被告人男1人アリ

昭和三年六月末在所者人員表

The Number of the Inmates During the Month of June. 1928.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced 男 Male	女 Female	計 Total	刑事被告人 Prisoners Accused 男 Male	女 Female	計 Total	勞役場留置者 Prisoners in "Roekijo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed) 男 Male	女 Female	計 Total	乳兒 Babies in Prison 男 Male	女 Female	計 Total	合計 Sum Total 男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1.069	—	1.069	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.069	—	1.069
市谷 Ichigaya	170	14	184	682	27	709	40	—	40	—	—	—	89	41	933
豐多摩 Toyotama	999	—	999	62	—	62	5	—	5	—	—	—	1.060	—	1.066
巢鴨 Sugamo	2.013	—	2.013	—	—	—	1	—	1	—	—	—	2.014	—	2.014
横濱 Yokohama	602	9	611	89	—	89	12	—	12	—	1	1	703	10	71[illegible]
千葉 Chiba	747	3	750	35	2	37	1	—	1	—			783	5	788
水戸 Mito	383	—	383	56	6	62	3	—	3	—	—	—	442	6	448
宇都宮 Utsunomiya	482	153	635	15	1	16	1	—	1	1	—	1	499	154	65[illegible]
前橋 Maebashi	1.079	—	1.079	47	—	47	9	—	9	—	—	—	1.135	—	1.135
靜岡 Shizuoka	577	—	577	60	2	62	7	—	7	—	—	—	644	2	640

甲府 Kōfu	543	—	543	15	1	16	6	—	6	—	—	—	564	1	565
長野 Nagano	538		538	61	4	65	4	—	4	—	—	—	603	4	607
新潟 Niigata	338	—	338	45	3	48	3	—	3	—	—	—	386	3	389
京都 Kyoto	845	141	986	93	3	96	10	1	11	2	—	2	950	145	1.095
大阪 Osaka	2.757	5	2.762	407	21	428	73	—	73	—	—	—	3.237	26	3.263
神戸 Kobe	1.449	—	1.449	218	7	225	33	3	36	—	—	—	1.700	10	1.710
奈良 Nara	727	—	727	51	2	53	3	—	3	—	—	—	781	2	783
滋賀 Shiga	467	—	467	12	—	12	3	—	3	—	—	—	482	—	482
徳島 Tokushima	420	5	435	25	1	26	7	—	7	—	—	—	462	6	468
高松 Takamatsu	692	1	693	10	1	11	1	—	1	—	—	—	703	2	705
高知 Kōchi	678	8	686	32	2	34	4	—	4	—	—	—	714	10	724
名古屋 Nagoya	1.538	69	1.607	138	1	139	10	—	10	—	1	1	1.686	71	1.757
三重 Mie	681	—	681	52	3	55	3	—	3	—	—	—	736	3	739
岐阜 Gifu	489	—	489	33	2	35	—	—	—	—	—	—	522	2	524
金澤 Kanazawa	648	18	666	58	—	58	—	—	—	—	—	—	706	18	724
廣島 Hiroshima	1.170	59	1.229	131	3	134	13	2	15	—	1	1	1.314	65	1.379
山口 Yamaguchi	547	1	548	34	2	36	4	—	4	—	—	—	585	3	588

岡山 Okayama	785	8	793	80	9	89	33	—	33	—	—	—	898	17	915
松江 Matsue	600	—	600	35	2	37	7	—	7	—	—	—	642	2	644
松山 Matsuyama	569	—	569	34	1	35	8	—	8	—	—	—	611	1	612
長崎 Nagasaki	719	—	719	52	—	52	2	—	2	—	—	—	773	—	773
三池 Miike	1.281	—	1.281	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.281	—	1 281
福岡 Fukuoka	1.535	69	1.604	161	—	161	25	—	25	—	—	—	1.721	69	1.790
大分 Oita	381	—	381	24	—	24	1	—	1	—	—	—	406	—	406
熊本 Kumamoto	895	—	895	54	3	57	5	—	5	—	—	—	954	3	957
鹿兒島 Kagoshima	407	27	434	28	—	28	7	—	7	—	—	—	442	27	469
宮崎 Miyazaki	328	—	328	28	1	29	—	—	—	—	—	—	356	1	357
沖縄 Okinawa	335	6	341	29	—	29	2	—	2	—	—	—	366	6	372
宮城 Miyagi	726	49	775	54	2	56	5	—	5	—	—	—	785	51	836
福島 Fukushima	330	—	330	22	1	23	4	1	5	—	—	—	356	2	358
山形 Yamagata	220	—	220	11	1	12	—	—	—	—	—	—	231	1	232
秋田 Akita	420	1	421	6	1	7	1	1	2	—			427	3	430
青森 Aomori	268	—	268	8	3	11	4	—	4	—	—	—	280	3	283
札幌 Sapporo	948	38	986	123	3	126	9	—	9		1	1	1.080	42	1.122

矯正図書館
刑政第41巻第12号

刑政第41巻第12号
矯正図書館

函館 Hakodate	421	2	423	41	—	41	1	—	1	—	—	—	463	2	465
網走 Abashiri	500	—	500	3	—	3		—		—	—	—	503	—	503
釧路 Kushiro	273	—	273	15	1	16	—	—	—	—	—	—	288	1	289
小田原（少年） Odawara (for juvenile delinquents)	249	—	249	4	—	4	1	—	1	—	—	—	254	—	254
川越（同） Kawagoe (ditto)	239	—	239	—	—	—	—	—	—	—	—	—	239	—	239
姫路（同） Himeji (ditto)	495	—	495	16	1	17	8	—	8	—	—	—	519	1	520
岡崎（同） Okazaki (ditto)	214	—	214	14	—	14	1	—	1	—	—	—	229	—	229
岩國（同） Iwakuni (ditto)	290	—	290	7	—	7	—	—	—	—	—	—	297	—	297
久留米（同） Kurume (ditto)	366	—	366	16	—	16	2	—	2	—	—	—	384	—	384
盛岡（同） Morioka (ditto)	223	—	223	15	—	15	—	—	—	—	—	—	238	—	238
北海（同） Hokkai (ditto)	109	—	109	—	—	—	—	—	—	—	—	—	109	—	109
八王子（同） Hachioji (ditto)	113	—	113	6	—	6	—	—	—	—	—	—	119	—	119
總計 Sum Total	36.897	686	37.583	3.347	123	3.470	382	8	390	3	4	7	40.629	821	41.450

◇御柱◇

～～～ゝまた聽～～～

〔火事季節に入りかけたので、この欄も火事に關係したものを選びました。卽ちこの「御柱」は有島武郎氏の作、里見諄氏の舞臺監督で大正十年十月、吉右衛門一座が東京新富座で上演したものです。それを本年七月JOAKのラヂオドラマとして松竹新劇團の人達が里見諄氏の演出指揮で放送した。その筋だけをこゝに聽たまゝ書いて見ました。從て原作に似つかぬ點があらうと思ひます豫めお斷りしておきます――e生〕

◇　◇　◇

信州の彫刻大工に龍川平四郎といふ老工があつた。一世一代の思出に何か一つ後世に殘せるものを作りたいと心に願つて居た。幸ひ下總の國で、今度妙見堂が建立せられることになり、それに傳手があつて、自分が棟梁として腕を揮へることになつたので、喜び勇んで國を出た。それには娘のお初と、その婿の久和藏と、この若夫婦の間に生れた、自分には孫の仙太郎、今年八ツになるのと都合四人連れで山又山の險阻を越えてやつと下總の國に着いた。さうして腕によりをかけて畢生の仕事に精進を

矯正図書館

つゞけた。ところがこの仕事には江戸から嘉助といふ宮大工が來て居て、これが萬事に平四郎と對抗してやつて居た。競爭は一面には仕事に出精することになるのであるが、嘉助は少し心のよくない男で、事毎に平四郎を敵扱ひして、平四郎に失態あれかしと仕向けるのであつた。

それも平四郎は多年の念願が屆くことを樂しみに辛抱して傍目もふらず一心に働き、いつしかこゝに二年の歲月が流れ、いよ〳〵明日は落成、その落成式をあげることになつた。就てはこの度の仕事の評判といふものは平四郎を賞める者ばかりで、嘉助の方をほめる者はなかつた。嘉助はこれを知つて居た、さうして自分の腕の足りないことは棚に上げて、これが俗にいふ小人の常であらう。「江戸大工の名折れだ」妙な理窟を自分につけて筋違ひの恨みを平四郎の方へ持つていつた。結句、明日に迫つた落成の目出度い日は嘉助には面白くなくて仕方がない。一方、村の者はそんなことには頓着がない。明日は妙見さまの落成式だといふので、その準備に奔走し、お祭り氣分で有頂天になつて居た。

時しもあれや、その夜、不思議千萬にも建築場から火が出て、老工平四郎が二年がかりの苦心を積んだ彫刻物は、すつかり灰燼となつた。取出し得たものは僅かに小欄間用の透し彫二枚だけであつた。

◇

この火事は早速村人達の口に上つた。それは、どうもこの火は不思議でならない。これは嘉助が平四郎の腕を妬んでやつたことに相違ないといふのであつた。この時平四郎もさう心に思つた。娘婿の久和藏はもう取上せて居た。「おのれ嘉助の奴、活かしちや置けない」と憤つた。こゝへ圖々しくも當の嘉助は火事見舞にと平四郎の許を訪れて來た。火はまだ消える段ではなかつた。何しろ澤山の材木であるから妙見さまのあたりは盛んに火の手があがつて天も焦げんばかりの有樣であつた。嘉助を見た久和藏の憤怒はます〳〵募つて今は押へ切れなかつた。突差の間に仕事用の斧を振つて嘉助に飛かゝらうとした。平四郎老人はそれをとゞめた。この時嘉助は白々しい挨拶を臆面もなく述べた。これにはいかな平四郎の腹の虫もじつとしては居なかつた。遂に勘忍袋の緒が切れて、我ともなく手斧を振

冠つた。嘉助は自然と後へ引き身構へるのであつた。平四郎の手斧は寸隙なくさつと下された。はや嘉助の身體は眞ッ二つ――。

闇らざりき、嘉助の身には何の別條もなかつた。打ち下された手斧は、折角火中から取出した欄間の透し彫、平四郎が心血を濺いで成つた彫刻もの、それを微塵にしたのであつた。ついでがらりとその手斧は平四郎の手から投げ出された、さうして力ない聲がつゞいて響いた。平四郎の聲が、

「さて俺も年を取つたなア、愚に返り腐つたわい、久和藏、明日は俺は在所へ歸るぞ」

久和藏はそこに男泣きに崩折れた。

これに孫の仙太郎が眼をさまして泣き出した。平四郎は、つと傍に寄り添つて、

「やれ仙太、眼がさめたか、何でもねえだぞ、案じるぢやあねえ、お前は諏訪へ歸りてえ、歸りてえと云つて居たなあ」

仙太郎は可憐に答へた。

「あゝ、お祖母さまがみんなの歸るを待つてゐるだに、俺は御柱の祭が見てえだし」

平四郎「えもねえ、祭は明日だよ、諏訪へ行くには兩手の指の上も日が掛るだ」

仙太郎の方は頑是がない。

「俺は御柱の祭が見てえだ」

平四郎「はて聞分けのねえだ、お前は……」

かうは云つたが、平四郎は孫が可愛くて仕方がなかつた。孫を見ると恩讐を忘れて、嘉助が眼前に居ることは問題でなくなつた。孫に對する優しいお祖父さんになれた。

「ぢやあ、それを見せてやろう」

平四郎は遂に御柱祭の眞似をして孫に見せてやることになつた。その姿態は實に神といつてよいものであつた。

このありさまを、ぢつと傍で眺めて居たのは嘉助である。嘉助はこゝに始めて淺間しい自分の心を知ることが出來た。さうしてこれ迄の行ひが慚愧に堪えぬことになつた。嘉助は意を決した、平四郎の前に兩手をついた、同時に腹からの聲を絞つた一と言。

「親方、わしが仕事場一帶へ火を……」

あとは續かなかつた。平四郎は無雜作に、

刑政第41巻第12号　矯正図書館

「寶がさしたよ、誰の科でもねえわやい」

この時火は漸く消えたらしく、消え伴鐘の音が響いて來た。

燒け落ちた妙見堂の中には裝束をつけて神主が燒死んで居たのである。嘉助は立つても居てもゐられぬ心の苦しみに遂に現場へ飛出して往つた。その後へ家主が見舞に來た。平四郎は迎へて、

「早々とお見舞ひ有難うございました、永くお世話になりましたが、明日は立つて在所へ歸ります…」

娘のお初が傍から口を出して、

「おとつさま、それは短氣でねえか、名殘を申して廻らにやならぬ人樣も數あるづらに」

平四郎「仕事が終へれば俺は名もない他國のおいぼれ爺だ、暇乞ひする人樣もねえ」

側から仙太郎が御柱祭の眞似しやうとせがむ。平四郎、

「やア待たしたなあ、さあ仙太は力がえらいから元綱をやれ（御柱を引く眞似）、「それ仙太、おぢいさまが木遣りをやるぞ」

「お小屋の山のもみの木は里にひかれて神となる……やれえんやらさんのういえ」

仙太郎は喜んで一緒に囃す、若夫婦は打沈んで荐りに泣く、平四郎の聲は次第に明るい、

「やれえんやらさんのういえ」

仙太郎「やれえんやらさんのういえ」

その聲は冴えても、流石に手に力は入らなかつた。

悲壯　悲壯——悲壯

（おはり）

行刑局長通牒

◈服制ノ製式ニ關シ注意ノ件

（昭和三年九月二十二日 行甲第一、六四〇號）

標記制服等調製ニ際シ帽ノ製式其ノ他ニ關シ疑義ヲ懷カル、向有之候處右ハ左記ノ通御處理相成度候

記

一、改正帽ノ鉢卷ノ上下玉緣ハ共ニ臙脂羅紗トス

二、女監取締ニ給與スヘキ冬羽織ニハ裏ヲ附セサルモノトス但シ肩當及袖口ニ附スルモノハ此ノ限ニ在ラス

三、合外套ニハ裏ヲ附スヘキモノトス但シ裏ハ肩裏トス

◈詭激思想懷抱者ニ關スル報告方ノ件通牒

（昭和三年九月廿九日 行甲第一六七三號）

收容者中詭激思想懷抱者其ノ他注意ヲ要スル者ニ對シテハ爾今左記ノ通報告相成度候

追テ昭和二年五月三十一日行甲第七〇九號通牒ハ廢止致候

記

一、收容報告

檢事其ノ他ノ官署ヨリ通知アリタルト又ハ自ラ認知シタルトヲ問ハス被告人又ハ被疑者ニ付テハ第一號ノ甲樣式ニ依リ受刑者ニ付テハ第一號ノ乙樣式ニ依リ直ニ報告スルコト

被告人ニシテ判決確定シタルトキハ更ニ第一號ノ乙樣式ニ依リ報告スルコト

二、個性調査報告

（一）受刑者ニ對シ收容報告ヲ爲シタルトキハ渾滯

刑政第41巻第12号
矯正図書館

ナク本人ノ個性ヲ調査シ第一號樣式ニ依リ報告スルコト

（二）本報告ニハ受刑者ノ寫眞（名刺形）ヲ添付スルコト

（三）被告人及被疑者ニ對シテハ判明シタル程度ニ於テ記載シ報告スルコト

三、成績報告

受刑後六ヶ月ヲ經過シタルトキ及爾後一年毎ニ遲滯ナク第三號樣式ニ依リ其ノ成績ヲ報告スルコト但刑期六ヶ月以下ノ者ニ付テハ刑期三分ノ一經過シタル後報告スルコト

尙臨時必要アリト認メタルトキ亦同シ

四、異動報告

收容者死亡又ハ他刑務所（本支所間ヲ含ム）ニ移送等異動アリタルトキハ移送刑務所ニ於テ直ニ第四號樣式ニ依リ報告スルコト

五、釋放報告

釋放シタルトキハ直ニ第五號樣式ニ依リ報告シ受刑者ニ付テハ遲滯ナク成績報告追送スルコト

六、左ノ犯罪ニ對シテハ總テ報告ヲ要ス

（一）刑法第二編第一章第二章及第百三十一條ノ犯罪

（二）請願令第十六條ノ犯罪

（三）勞働運動竝勞働爭議ニ基ク犯罪

（四）農民運動竝小作爭議ニ基ク犯罪

（五）反動運動ニ基ク犯罪及反動團體員ノ犯罪（暴力行爲等處罰ニ關スル法律違反事件ヲ含ム）

（六）水平運動ニ基ク犯罪竝水平社員ノ犯罪

（七）治安維持法違反ノ罪

（八）爆發物取締罰則違反ノ罪

（九）思想運動ニ基ク治安警察法違反ノ罪

（一〇）出版犯罪（朝憲紊亂、秩序紊亂、尊嚴冒瀆思想ニ基ク風俗壞亂）

詭激思想懷抱者原簿

昭和　年　月　日報告　　某刑務所

入所ノ日	入所刑務所	令狀受付官署	罪名	備考
昭和　年　月　日				

本籍住所職業氏名年齢	異動
年　月　日生	

第一號ノ甲

昭和　年　月　日報告　　某刑務所

入所ノ日	本籍
昭和　年　月　日	

刑政第41巻第12号
矯正図書館

個				
寫眞貼付	昭和　年　月　日報告（收容報告 昭和　年　月　日）　某刑務所	罪事實	備考	
氏名	雅號 綽名 變名			

犯	第一號ノ乙	詭激思想懷抱者原簿						
		刑終期	刑始期	裁判所名	裁判ノ日	刑名刑期	罪名	入所刑務所
		昭和　年　月　日	昭和　年　月　日		昭和　年　月　日			
		異動			住所 職業 氏名 年齢			
					年　月　日生			

刑政第41巻第12号
矯正図書館

成						
起居ノ状況及戒護者ニ對スル言語態度竝ニ行	氏名	昭和年月日報告（收容報告昭和年月日） 某刑務所	備考	健康狀態	思想行動	交友關係

資産	家庭ノ狀況	第二號	學歷	經歷	性行	性調査	
						（名刺形）	
						所屬團體及地位	種別

刑政第41巻第12号
矯正図書館

續報告					
狀ノ良否	接見信書ノ相手方及内容ノ概略	看讀書籍ノ種類及名稱	第三號	作業ノ種類及勉否	拘禁ノ種類

其ノ他戒護者ニ於テ知リ得タル事項	行刑成績概評	備考	昭和年月日報告（收容報告昭和年月日）	氏名	異

某刑務所

第四號

昭和　年　月　日報告（收容報告）

昭和　年　月　日

某刑務所

動報告	
異動事項	

釋放		
氏名	釋放ノ日	及事由
	昭和　年　月　日	

第五號

報告	
引取人及本人ト ノ關係	
備考	

記載例

第一號ノ甲乙收容報告

異動欄ハ本省ニ於テ記入スヘキモノニ付餘白ノ儘存スベシ

第二號個性調査

（一）家庭ノ狀況欄ハ家庭ノ狀況、家庭ノ眞否、生計狀態等ヲ記載スルコト

（二）交友關係欄ハ主トシテ思想上特ニ注意ヲ要スヘキ者ト交際ノ有無及其交友ノ氏名經歷等ヲ記載スルコト

（三）思想行動欄ハ入所前ニ於ケル思想的行動ノ大要ヲ記載スルコト

（四）種別欄ハ無政府主義、共產主義、組合社會主義、國家社會主義又ハ社會改良主義等ノ如ク其ノ懷抱スル思想ノ種別ヲ記載スルコト

（五）所屬團體欄ハ其ノ思想並運動上所屬スル團體名及其ノ團體ニ於ケル地位ヲ記載スルコト

例ヘハ東京合同勞働組合本部常任執行委員ノ如

刑政第41巻第12号　矯正図書館

シ

（六）健康狀態欄ハ

（イ）健康者ニ對シテハ其ノ身體狀態ニ付收容者健康診査規程第三條ニ基ク總評ヲ揚ケ精神狀態ニ付テハ同五條ニ基ク叡知（知覺、領會、注意、記憶、聯想、思索、判斷）感情、意思其ノ他病的症狀ニ對スル檢査ノ成績ト其ノ總評ヲ記シ

（ロ）病者ニ對シテハ前項ノ外其ノ遺傳、既往症現症豫後並ニ發病ノ原因及其ノ時期ヲ記シ尙結核、黴毒、全身病、神經系及感覺器ノ疾患ニ對シテハ特ニ注意シテ詳記スルコト

第三號成績報告

接見信書ノ相手方及內容ノ概略ハ思想上特ニ注意ヲ要スヘキモノト認メタル事項ニ付記載スルコト

第五號釋放報告

備考欄ニ警察官署ニ通報ノ有無ヲ記載スルコト

◆教誨堂ニ國旗揭揚ノ件

（昭和三年十月二十五日行甲第一八四二號）

來ル十一月行ハセラル、御大典當日並四大節等ニ於テ教誨堂ノ入口其ノ他適當ノ場所ニ國旗ヲ揭揚シ收容者ヲシテ敬虔ノ裡ニ奉祝ノ意ヲ表セシムルハ適切ナルコト、思料候間右樣御取計相成度候

◆受刑者移送ニ關スル件

（昭和三年十月二十七日行甲第一八五二號）

作業上ノ都合又ハ建築工事ノ爲ニ自所受刑者收容區分ノ範圍外ナルニ拘ラス單ニ同一控訴院管內ナルノ故ヲ以テ本年一月行甲第一、七二九號通牒ニ依リ長期若クハ少年受刑者ノ移送ヲ受ケ事後申報相成向有之候處右ハ同通牒第三項ニモ明示セル如ク受刑者收容區分ヲ設ケ特別設備ヲ爲ス趣旨ニ反シ甚タ遺憾ノ次第ニ付將來

收容區分ノ範圍外ニ亘ル移送ハ豫メ上申認可ヲ經ラレ候樣致度候

伺回答

◆服制ニ關スル勅令中疑義ニ付回答

（昭和三年十月三日行丙第一、七一九號行刑局長ヨリ盛岡少年刑務所長宛伺答）

九月二十六日標記ノ件御問合セノ趣了承右ハ左記ノ通御承知相成度候

記

一　提燈徽章ハ制定セサル見込ナリ

二　甲種外套ニハ裏ヲ附セサルモノトス但シ特ニ必要ト認ムル箇所ニ部分的ニ之ヲ附スルハ差支無之

服制其ノ他ニ關シ伺

（昭和三年九月二十六日盛少發第五七七號盛岡少年刑務所長ヨリ行刑局長宛伺）

本年七月勅令第百七十四號監獄官吏服制公布相成候處左ノ件何分ノ御垂示相願度候

記

一　本文勅令ニ依リ明治二十九年勅令第三百六十六號ヲ以テ定メラレタル提燈徽章モ亦廢止セラレタル儀ニ候處提燈徽章ハ別ニ御制定相成ル儀ニ候哉

二　改正服制關例中甲種外套ノ裏ニ關スル規定無之候處右ハ看守長（男）以上ハ其ノ乙種外套ノ規定ニ準シ便黑宜裏ヲ附シ差支無之哉

◆女監取締給與品ノ製式ニ關スル件

回答

宮城刑務所長宛　司法省行刑局長

（昭和三年十月六日行丙第一八二〇號）

本月二日宮發甲第七六五號ヲ以テ標記ノ件ニ付御問合

刑政第41巻第12号　矯正図書館

セノ趣了承右ハ左記ノ通御承知相成度候

記

一　冬羽織ニハ羽織紐ヲ附シ給與スヘキモノトス

一　羽織紐ノ他質及色合ハ虚飾不體裁ニ亙ラサルモノヲ適宜撰擇セラレ可然

×

司法省行刑局長宛　宮城刑務所長

（昭和三年十月二日　宮發甲第七六五號）

服制ニ關シ疑義ノ件照會

今般女監取締給與品及貸與品規則改正相成候處左記事項聊カ疑義ニ渉リ候ニ付至急何分ノ御指示相煩度及照會候

記

一　冬羽織ニハ紐ヲ付シ給與スヘキモノナルヤ

一　紐ヲ給與スヘキモノトセハ地質及色合ハ如何ナルモノヲ撰擇スヘキヤ

追テ當所ニ於テハ規則不明ニ付差當リ紐ヲ付セス給與致置候條爲念申添候也

編輯後記

▼曠古の盛儀御大典も無事終了あらせられたことは吾々國民の慶福して止まない次第であります。

▲この御大典に當つて賢所を奉じて西の都へ行幸遊ばされる　陛下を刑務官練習所の諸君は奉送し、又御還幸に當つては奉迎申したのでありますが、その感想は深く〳〵銘して忘れられないものがある事でした。

▼なほ十日には、國民一般と同樣、練習生諸君もその慶を共にすべく第一講堂に集つて、　陛下の萬歳を三唱致しました。

▼編輯部の私達は二名先發して京都に向ひ、一名は六日の御發輦を奉迎して、直にその晩京都に赴き、二名は御盛儀中はに先發の者と交代しました。その活動は、筆に、カメラに先づ第一に「人」に現はしたつもりです。

▼本誌には大禮記事は、「人」誌にもあれば、他の新聞雜誌に既載のことであるから、省略して、雜觀記事丈にとゞめました。

▼その代りには、恩赦令の上、記念武道大會の記、記念表彰の人々及その表彰式等隨分誌面を占領して居ります。

▼表彰を受けられた永年勤續者の方々の感想記及寫眞などは、めでたき新年號誌上の特別記事として皆樣の御目にかける豫定です。その寫眞中には、初任當時と現時の寫眞を對照して掲載することも一部は出來まして、感慨深きものがあろうと思ひます。

▲京都に行つた記者は一日、御大典に當り社會事業功勞者として藤井音治郎氏が勳六等に敍せられたお慶びを申す爲に同氏邸を訪づれ、その聲咳に接するを得ました。そのことを委しく本誌に書くことが間に合はなかつたのは遺憾でありますが、住江主事の稿で其要領は十分盡されて居るやうに考へます。

▼同氏は五大事業の一として刑務官後援會を設立された、實に吾が刑務界に於ける恩人であります。

▼今度輔成會は刑務協會の事務所を出て他に移轉した、それ等で特に多忙を極め本誌の發送が少し遲れました。不悪

定價表

一冊（税共）	金二十五錢
六冊（税共）	金一圓五十錢
十二冊（税共）	金三圓

廣告料

五號活字半段一行	金一圓
一等一頁	金五十圓
二等一頁	金四十圓
普通一頁	金三十圓

註文規定

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和三年十一月二十日印刷納本
昭和三年十二月一日發行

發行兼編輯人　東京市麹町區西日比谷町一番地　香川又二郎
印刷人　東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地　五島林太郎
印刷所　東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麹町區西日比谷町豐番地　刑務協會
電話　銀座二三四四、三八二五番

刑政第41巻第12号
矯正図書館

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）第四十一卷第十二號

Volume XLI Number 12

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

December 1, 1928

PRINCIPAL CONTENTS

Socialization of Prisons . . . . . (*Editorial*)

Rejuvenating the Prison Officials . . . . . O. Innami

On the Tenth Anniversary af German Constitution . . . . . A. Masaki

Prison Reform iu Holland . . . . . Dr. Weber-Münster

Current Issues . . . . . .

Prison Statistics . . . . . .

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Koiimachi
Tokyo, Japan.